

第六款 減価償却資産の償却額の計算

一 減価償却資産の範囲

1 固定資産の範囲

固定資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次の表に掲げるものをいう。(法2 XXII、令12)

①	土地 (土地の上に存する権利を含む。)
②	2 の表の①から⑨までに掲げる資産 注 2 の表の①から⑨までに掲げる資産のうち事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものは、減価償却資産からは除かれるが、固定資産には含まれる。(編者)
③	電話加入権
④	①から③までに掲げる資産に準ずるもの

2 減価償却資産の範囲

減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして次の表に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)をいう。(法2 XXIII、令13)

①	建物及びその附属設備 (暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。)
②	構築物 (ドック、橋、岸壁、桟橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
③	機械及び装置
④	船舶
⑤	航空機
⑥	車両及び運搬具
⑦	工具、器具及び備品 (観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)

次に掲げる無形固定資産

イ 鉱業権 (租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。)

ロ 漁業権 (入漁権を含む。)

ハ ダム使用権

ニ 水利権

ホ 特許権

ヘ 実用新案権

ト 意匠権

チ 商標権

リ ソフトウエア

ヌ 育成者権

ル 公共施設等運営権

ヲ 営業権

ワ 専用側線利用権 (鉄道事業法第2条第1項《定義》に規定する鉄道事業又は軌道法第1条第1項《軌道法の適用対象》に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む者〔以下⑧において「鉄道事業者等」という。〕に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担し、その鉄道又は軌道を専用する権利をいう。)

カ 鉄道軌道連絡通行施設利用権 (鉄道事業者等が、他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設ける

第三章 第一節 第六款 一 《減価償却資産の範囲》

	ために要する費用を負担し、これらの施設を利用する権利をいう。)
ヨ	電気ガス供給施設利用権 (電気事業法第2条第1項第1号《定義》に規定する一般電気事業若しくは同項第5号に規定する特定電気事業又はガス事業法第2条第1項《定義》に規定する一般ガス事業若しくは同条第3項に規定する簡易ガス事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設〔同条第5項に規定するガス導管事業又は同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。〕を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。)
タ	熱供給施設利用権 (熱供給事業法第2条第3項《定義》に規定する熱供給事業者に対して同条第4項に規定する熱供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して同条第1項に規定する熱供給を受ける権利をいう。)
レ	水道施設利用権 (水道法第3条第5項《定義》に規定する水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利をいう。)
ゾ	工業用水道施設利用権 (工業用水道事業法第2条第5項《定義》に規定する工業用水道事業者に対して工業用水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して工業用水の供給を受ける権利をいう。)
ツ	電気通信施設利用権 (電気通信事業法第9条第1号《電気通信事業の登録》に規定する電気通信回線設備を設置する同法第2条第5号《定義》に規定する電気通信事業者に対して同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する同条第2号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利〔電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。〕をいう。)
⑨	<p>次に掲げる生物 (⑦に掲げるものに該当するものを除く。)</p> <p>イ 牛、馬、豚、綿羊及びやぎ</p> <p>ロ かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、梨樹、桃樹、桜桃樹、びわ樹、くり樹、梅樹、柿樹、あんず樹、すもも樹、いちじく樹、キウイフルーツ樹、ブルーベリー樹及びパインアップル</p> <p>ハ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹、こりやなぎ、みつまた、こうぞ、もう宗竹、アスパラガス、ラミー、まおらん及びホップ</p>

注 ——線部分 (上表⑧のルに係る部分に限る。) は、平成23年度改正により追加された部分で、改正規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成23年法律第57号) の施行の日 (平成23年11月30日) から適用される。(平23改令附1三、平成23年政令第354号)

(書画骨とう等)

- (1) 書画骨とう (複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下(1)において同じ。) のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。(基通7-1-1)
- (一) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- (二) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

注 書画骨とうに該当するかどうかが明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円 (絵画にあっては、号2万円) 未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。

(貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産)

- (2) ガラス繊維製造用の白金製溶解炉、光学ガラス製造用の白金製るつぼ、か性カリ製造用の銀製なべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大部分を占め、かつ、一定期間使用後は素材に還元のうえ鋳直して再使用することを常態としているものは、減価償却資産には該当しない。この場合において、これらの資産の鋳直しに要する費用 (地金の補給のために要する費用を含む。) の額は、その鋳直しをした日の属する事業年度の損金の額に算入する。(基通7-1-2)

注 白金ノズルは減価償却資産に該当するのであるが、これに類する工具で貴金属を主体とするものについても、白金ノズルに準じて減価償却ををすることができるものとする。

(稼働休止資産)

- (3) 稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却資産に該当するものとする。(基通7-1-3)

注1 他の場所において使用するために移設中の固定資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる限り、減価償却を継続することができる。

注2 稼働休止資産とは、いったん事業の用に供していた資産のうち、稼働を休止している資産をいうのであるから、取得はしたが未使用の状態で保管中の資産は、いまだ事業の用に供されていない資産であることに留意する。(編者)

(建設中の資産)

- (4) 建設中の建物、機械及び装置等の資産は減価償却資産に該当しないのであるが、建設仮勘定として表示されている場合であっても、その完成した部分が事業の用に供されているときは、その部分は減価償却資産に該当するものとする。(基通 7-1-4)

(常備する専用部品の償却)

- (5) 例えは航空機の予備エンジン、電気自動車の予備バッテリー等のように減価償却資産を事業の用に供するためには必要不可欠なものとして常備され、繰り返して使用される専用の部品(通常他に転用できないものに限る。)は、当該減価償却資産と一体のものとして減価償却をすることができる。(基通 7-1-4 の 2)

(工業所有権の実施権等)

- (6) 法人が他の者の有する**工業所有権**(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。)について実施権又は使用権を取得した場合におけるその取得のために要した金額については、当該工業所有権に準じて取り扱う。この場合において、その実施権又は使用権のその取得後における存続期間が当該工業所有権の耐用年数に満たないときは、当該存続期間の年数(1年未満の端数は切り捨てる。)をその耐用年数とすることができる。(基通 7-1-4 の 3)

(研究開発のためのソフトウェア)

- (7) 法人が、特定の研究開発にのみ使用するため取得又は製作をしたソフトウェア(研究開発のためのいわば材料となるものであることが明らかなものを除く。)であっても、当該ソフトウェアは減価償却資産に該当することに留意する。(基通 7-1-8 の 2)

注 当該ソフトウェアが八の1の③の表の(ロ)に掲げる開発研究の用に供されている場合には、耐用年数省令別表第六に掲げる耐用年数が適用されることに留意する。

(織機の登録権利等)

- (8) 織維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用は、営業権に該当するものとする。(基通 7-1-5)

注1 例えは当該権利に係る事業を廃止する者に対して残存業者が負担する補償金のように当該権利の維持又は保全のために支出する費用についても、営業権として減価償却をすることができる。

注2 これらの権利について、事業の用に供した時期とは、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日となるが、例えは、織機の登録権を得た場合において、その取得により業務の拡大が可能となりそのために織機を新たに取得することとなるときは、その織機を発注するなどの業務の拡大に具体的に着手した日から事業の用に供したものとすることに取り扱われている。(所基通 2-19 参照)

注3 法人が、内航海運組合法の規定により平成10年3月31日までに実施された船腹調整事業に基づいて取得し、資産計上している建造引当権については、上記(8)の取扱いの例による。

(無形減価償却資産の事業の用に供した時期)

- (9) 2の表の⑧に掲げる無形減価償却資産のうち、漁業権及び工業所有権については、その存続期間の経過により償却すべきものであるから、その取得の日から事業の用に供したものとして取り扱う。(基通 7-1-6)

(温泉利用権)

- (10) 法人が温泉を湧出する土地を取得した場合におけるその取得に要した金額から当該土地に隣接する温泉を湧出しない土地の価額に比準して計算した土地の価額を控除した金額又は温泉を利用する権利を取得するために要した金額については、水利権に準じて取り扱う。ただし、温泉を利用する権利だけを取得した場合において、その利用につき契約期間の定めがあるもの(契約期間を延長しない旨の明らかな定めのあるものに限る。)については、その契約期間を耐用年数として償却することができる。(基通 7-1-7)

(公共下水道施設の使用のための負担金)

- (11) 法人が、下水道法第2条第3号《公共下水道の定義》に規定する公共下水道を使用する排水設備を新設し、又は拡張する場合において、公共下水道管理者に対してその新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担するときは、その負担金の額については、水道施設利用権に準じて取り扱う。(基通 7-1-8)

注 地方公共団体の公共下水道設置により、著しく利益を受ける土地所有者の都市計画法その他の法令に基づく受益者負担金の取扱いは第八

第三章 第一節 第六款 一・二 《少額減価償却資産の損金算入等》

款の四の(7)《公共下水道に係る受益者負担金の償却期間の特例》による。(編者)

(電気通信施設利用権の範囲)

(12) 2の表の⑧のツに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで《用語》に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受けられる権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。(基通7-1-9)

注1 平成8年12月1日から携帯・自動車電話に加入する際の費用は契約事務手数料のみとなつことから、この自動車電話、携帯電話等の役務の提供を受ける権利については、減価償却資産である電気通信施設利用権として取り扱うこととされ、二《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入等》が適用できることに留意する。(編者)

注2 PHS(簡易型携帯電話)についても、電気通信施設利用権として取り扱われる所以あるから留意する。(編者)

(社歌、コマーシャルソング等)

(13) 社歌、コマーシャルソング等の制作のために要した費用の額は、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。(基通7-1-10)

二 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入等

1 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

内国法人がその事業の用に供した減価償却資産(四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のヘに掲げる国外リース資産及び同②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のヘに掲げるリース資産を除く。)で、その使用可能期間(当該資産の取得の時において当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間をいう。)が1年未満であるもの又はその取得価額(六の1の減価償却資産の取得価額により計算した価額をいう。2において同じ。)が10万円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(令133、132I)

(少額の減価償却資産の取得価額の判定)

(1) 1を適用する場合において、取得価額が10万円未満であるかどうかは、通常一単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については一台又は一基ごとに、工具、器具及び備品については一個、一組又は一そろいごとに判定し、構築物のうち例えばまくら木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。(基通7-1-11・編者補正)

注 この場合、法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式又は税込経理方式いずれの方式を採っているかに応じ、その適用している方式により算定した取得価額が10万円未満であるかどうかにより判定するものとする。(平元直法2-1「9」参照)

(使用可能期間が1年未満の減価償却資産の範囲)

(2) 1に掲げる使用可能期間が1年未満である減価償却資産とは、法人の属する業種(例えば、紡績業、鉄鋼業、建設業等の業種)において種類等を同じくする減価償却資産の使用状況、補充状況等を勘案して一般的に消耗性のものとして認識されている減価償却資産で、その法人の平均的な使用状況、補充状況等からみてその使用可能期間が1年未満であるものをいう。この場合において、種類等を同じくする減価償却資産のうちに、材質、型式、性能等が著しく異なるため、その使用状況、補充状況等も著しく異なるものがあるときは、当該材質、型式、性能等の異なるものごとに判定することができる。(基通7-1-12)

注 平均的な使用状況、補充状況等は、おおむね過去3年間の平均値を基準として判定する。

2 一括償却資産の損金算入

① 一括償却資産の損金算入

内国法人が各事業年度において減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの(四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のヘに掲げる国外リース資産及び同②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のヘに掲げるリース資産並びに1《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》の適用を受ける

【ものを除く。】を事業の用に供した場合において、その内国法人がその全部又は特定の一部を一括したもの（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配〔以下2において「**適格組織再編成**」という。〕により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人〔以下①において「**被合併法人等**」という。〕から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた当該一括したものを含むものとし、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配〔適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除く。以下2において「**適格分割等**」という。〕により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人〔以下2において「**分割承継法人等**」という。〕に引き継いだ当該一括したものを除く。以下2において「**一括償却資産**」という。）の取得価額〔適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた一括償却資産にあっては、当該被合併法人等におけるその取得価額〕の合計額〔以下①において「**一括償却対象額**」という。〕を当該事業年度以後の各事業年度の費用の額又は損失の額とする方法を選定したときは、当該一括償却資産につき当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該一括償却資産の全部又は一部につき損金経理をした金額〔以下2において「**損金経理額**」という。〕のうち、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を36で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額〔適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた一括償却資産につき当該適格組織再編成の日の属する事業年度において当該金額を計算する場合にあっては、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を36で除し、これにその日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額。②において「**損金算入限度額**」という。〕に達するまでの金額とする。（令133の2①）

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{当該事業年度の月数}}{36}$$

（一括償却資産の取得価額の判定）

（1） 2を適用する場合において、取得価額が20万円未満であるかどうかは、通常一単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については一台又は一基ごとに、工具、器具及び備品については一個、一組又は一そろいごとに判定し、構築物のうち例えまくら木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。（基通7-1-11・編者補正）

注 この場合、法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式又は税込経理方式いずれの方式を探っているかに応じ、その適用している方式により算定した取得価額が20万円未満であるかどうかにより判定するものとする。（平元直法2-1「9」参照）

（繰越損金算入限度超過額の処理）

（2） 損金経理額には、一括償却資産につき2に掲げる内国法人が損金経理をした事業年度〔以下（2）において「**損金経理事業年度**」という。〕前の各事業年度における当該一括償却資産に係る損金経理額〔当該一括償却資産が適格合併又は適格現物分配〔残余財産の全部の分配に限る。〕により被合併法人又は現物分配法人〔以下（2）において「**被合併法人等**」という。〕から引継ぎを受けたものである場合にあっては当該被合併法人等の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を、当該一括償却資産が適格分割等により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人〔以下（2）において「**分割法人等**」という。〕から引継ぎを受けたものである場合にあっては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含む。以下（2）において同じ。〕のうち当該損金経理事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとし、期中損金経理額には、②に掲げる内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における②に掲げる一括償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。（令133の2⑨）

（月数の計算）

（3） 2に掲げる月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。（令133の2⑥）

（一括償却資産につき減失等があった場合の取扱い）

（4） 法人が一括償却資産につき①の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度においてその全部又は一部につき減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度においてその一括償却資産につき損金の額に算入される金額は、①に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額となることに留意する。（基通7-1-13）

注 一括償却資産の全部又は一部を譲渡した場合についても、同様とする。

(仮決算をした場合の中間申告における月数の計算)

- (5) 第二節第三款の一の2、《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額については、①中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度の月数（一括償却資産を事業の用に供した日の属する第二節第三款の一の2に掲げる期間にあっては、当該期間を1事業年度とみなさない場合の当該事業年度の月数）」とする。（令150の2）

注1 (5)は、平成23年12月改正により、仮決算をした場合の中間申告に係る包括的な読替規定として整備されたものであり、改正規定は、平成23年12月2日から適用され、平成23年12月1日以前の適用については、次による。（平23.12改令附1）

①の内国法人が一括償却資産をその事業の用に供した日の属する第二節第三款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間について第二節第三款の一の2に掲げる事項を記載した中間申告書（以下注1において「中間申告書」という。）を提出する場合における①の適用については、①中「当該事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度の月数（第二節第三款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間を1事業年度とみなさない場合の当該事業年度の月数）」とする。（令133の2旧⑫）

注2 一括償却資産をその事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度の中間申告書を提出する場合における①の適用については、その中間期間の月数（通常「6」）が当該事業年度の月数となる。（編者）

（一括償却対象額の申告記載等）

- (6) ①は、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書に、当該一括償却資産に係る一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。（令133の2⑫）

注 第二節第三款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同2の表の②に掲げる法人税の額の計算については、(6)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。（令150の2）

（一括償却対象額の損金算入の申告）

- (7) 内国法人は、各事業年度において一括償却対象額につき損金経理をした金額がある場合には、①により損金の額に算入される金額の計算に関する明細書《別表十六(八)》を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。（令133の2⑬）

注 第二節第三款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同2の表の②に掲げる法人税の額の計算については、(7)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。（令150の2）

② 適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入

内国法人が、適格分割等により分割承継法人等に一括償却資産（次の表に掲げる要件に該当するものに限る。）を引き継ぐ場合において、当該一括償却資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額（以下《適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出》及び⑥において「期中損金経理額」という。）のうち、当該一括償却資産につき当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に①により計算される損金算入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度（以下⑥において「分割等事業年度」という。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（令133の2②、規27の17）

イ	当該一括償却資産が当該適格分割等により当該分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又は当該適格分割等により当該分割承継法人等に移転する資産に係るものであること。
ロ	イの要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。

（適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出）

②は、当該内国法人が適格分割等の日以後2か月以内に次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。（令133の2③、規27の18）

(一)	②の適用を受けようとする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	②に掲げる適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(三)	適格分割等の日
(四)	②に掲げる期中損金経理額及び損金算入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細
(五)	その他参考となるべき事項

注 (四)に掲げる事項の記載については、別表十六(八)の書式によらなければならない。（規27の14）

③ 適格組織再編成における一括償却資産の簿価引継ぎ

内国法人が**適格組織再編成**を行った場合には、次の表の左欄に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、右欄に掲げる一括償却資産は、当該適格組織再編成の**直前の帳簿価額**により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に引き継ぐものとする。(令133の2⑦、規27の17)

イ	適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）	当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の一括償却資産				
ロ	適格分割等	<p>次に掲げる一括償却資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(イ)</td> <td>当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち②の適用を受けたもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> <td> <p>当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち次のA及びBに掲げる要件に該当するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>A 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又は当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであること</p> <p>B Aの要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること</p> </td> </tr> </table>	(イ)	当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち②の適用を受けたもの	(ロ)	<p>当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち次のA及びBに掲げる要件に該当するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>A 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又は当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであること</p> <p>B Aの要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること</p>
(イ)	当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち②の適用を受けたもの					
(ロ)	<p>当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち次のA及びBに掲げる要件に該当するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>A 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又は当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであること</p> <p>B Aの要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること</p>					

（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出）

③（ロの（ロ）に係る部分に限る。）は、当該内国法人が適格分割等の日以後2か月以内に次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。(令133の2⑧、規27の19)

(一)	③の表のロの（ロ）の適用を受けようとする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	③の表のロの（ロ）に掲げる適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(三)	適格分割等の日
(四)	適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ③の表のロの（ロ）に掲げる一括償却資産の帳簿価額及び当該一括償却資産に係る一括償却対象額
(五)	一括償却資産が生じた事業年度開始の日及び終了の日
(六)	その他参考となるべき事項

④ 非適格合併の場合の被合併法人における一括償却資産の金額の損金算入

内国法人が適格合併に該当しない合併により解散した場合又は内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の分配が適格現物分配に該当する場合を除く。）には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時における一括償却資産の金額（①及び②により損金の額に算入された金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(令133の2④)

注 非適格分割、非適格現物出資又は非適格現物分配の場合には、一括償却資産を引き継ぐことはできないことから、分割法人等において従来どおり損金算入することに留意する。（編者）

⑤ 特定普通法人が公益法人等に該当する場合の一括償却資産の金額の損金算入

第五章第二節の一の1.《特定普通法人が公益法人等に該当することとなる日の前日の取扱い》に掲げる特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日の属する事業年度終了の時における一括償却資産の金額（①及び②により損金の額に算入された金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(令133の2⑤)

⑥ 適格組織再編成により引継ぎを受けた一括償却資産に係る繰越損金算入限度超過額の引継ぎ《損金経理額・期中損金経理額に含まれる金額》

損金経理額には、一括償却資産につき①の内国法人が損金経理をした事業年度（以下⑥において「損金経理事業年度」という。）前の各事業年度における当該一括償却資産に係る損金経理額（当該一括償却資産が適格合併又は適格現物分配（残

〔余財産の全部の分配に限る。〕により被合併法人又は現物分配法人〔以下⑥において「**被合併法人等**」という。〕から引継ぎを受けたものである場合にあっては当該被合併法人等の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を、当該一括償却資産が適格分割等により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人〔以下⑥において「**分割法人等**」と いう。〕から引継ぎを受けたものである場合にあっては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含む。以下⑥において同じ。〕のうち当該損金経理事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとし、**期中損金経理額**には、②の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における②に掲げる一括償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。(令133の2⑨)

(適格組織再編成により引継ぎを受けた一括償却資産に係る簿価下げ額のみなし損金経理額)

⑥の場合において、内国法人が適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人〔以下「**被合併法人等**」という。〕から引継ぎを受けた一括償却資産につきその価額として帳簿に記載した金額が当該被合併法人等が当該一括償却資産の価額として当該適格組織再編成の直前に帳簿に記載していた金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、当該一括償却資産の当該適格組織再編成の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。(令133の2⑩)

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (適用期限の延長)

(1) 《中小企業者の範囲等》に掲げる中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの〔以下**3**において「**中小企業者等**」という。〕が、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの〔その取得価額が10万円未満であるもの及び(9)《少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用除外》に掲げる規定の適用を受けたものを除く。以下**3**において「**少額減価償却資産**」という。〕を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円〔当該事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下**3**において同じ。〕を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。(措法67の5①)

(中小企業者の範囲等)

(1) **3**に掲げる中小企業者又は農業協同組合等とは、それぞれ次のものをいう。

(一) 中小企業者とは、次のいずれかに該当する法人〔人格のない社団等を含む。〕をいう。(措法67の5①、42の4⑫V、措令27の4⑩)

	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
イ	(イ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の $\frac{1}{2}$ 以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
	(ロ) (イ)に掲げるもののほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の $\frac{2}{3}$ 以上が大規模法人の所有に属している法人
ロ	資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

注 イに掲げる大規模法人とは、次のいずれかに該当する法人〔中小企業投資育成株式会社を除く。〕をいう。

A 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

B 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(二) 農業協同組合等とは、次のものをいう。(措法42の4⑫VI)

農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会

(月数の計算)

(2) 3に掲げる月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(措法67の5②)

(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

(3) 法人が各事業年度の中途において3に掲げる中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した少額減価償却資産については、3の適用があることに留意する。(措通67の5-1)

(常時使用する従業員の範囲)

(4) (1)の(一)に掲げる「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工具等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。(措通42の4(2)-3)

(従業員数基準の適用)

(5) (1)の(一)により中小企業者に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人については、(1)の(一)の表のイの(イ)又は(ロ)に掲げるもの(大規模法人の子会社)を除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。(措通42の4(2)-2)

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

(6) 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、(1)の(一)により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。(措通42の4(2)-4)

(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)

(7) 3を適用する場合において、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。(措通67の5-2)

(少額減価償却資産の取得等とされない資本的支出)

(8) 法人が行った資本的支出については、取得価額を区分する特例である六の6の①の(1)《資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額》の適用を受けて新たに取得したものとされるものであっても、法人の既に有する減価償却資産につき改良、改造等のために行った支出であることから、原則として、3に掲げる「取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産」に当たらないのであるが、当該資本的支出の内容が、例えば、規模の拡張である場合や単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資本的支出について、3を適用することができるものとする。(措通67の5-3)

(少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用除外)

(9) 3に掲げる減価償却資産のうち、次の表に掲げる規定の適用を受けたものについては、3は適用しない。(措法67の5①⑤、53①、措令39の28)

(一)	第七款の二十五 《特別償却等に関する複数の規定の不適用》の表に掲げる規定
(二)	1 《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は2 《一括償却資産の損金算入》
(三)	第十五款の六 《農用地等を取得した場合の課税の特例》 第十五款の七 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》 第十五款の十 《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》 第十五款の十四の2 《転廃業助成金による圧縮記帳》

第十六款の一 《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》

第十六款の二の3 《交換取得資産とともに取得した補償金等に対する特例》

(少額減価償却資産の取得価額)

- (10) 3の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、3により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。(措法67の5④)

(損金算入の申告)

- (11) 3は、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書《別表十六(七)》の添付がある場合に限り、適用する。(措法67の5③)

三 減価償却資産の償却費等の損金算入

1 債却費等の損金算入

内国法人の各事業年度終了の時において有する減価償却資産につきその償却費として第一款の三の2 《損金の額に算入すべき金額》により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(以下三において「損金経理額」という。)のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ四の1 《減価償却資産の償却の方法》に掲げる償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法(償却の方法を選定しなかった場合には、五の3 《法定償却方法》に掲げる法定償却方法)に基づき+《減価償却資産の償却限度額》により計算した金額(2において「償却限度額」という。)に達するまでの金額とする。(法31①)

(償却費として損金経理をした金額の意義)

- (1) 1に掲げる「償却費として損金経理をした金額」には、法人が償却費の科目をもって経理した金額のほか、損金経理をした次に掲げるような金額も含まれるものとする。(基通7-5-1)
- (一) 六の1 《減価償却資産の取得価額》により減価償却資産の取得価額に算入すべき付随費用の額のうち原価外処理をした金額
- (二) 減価償却資産について法人税法又は租税特別措置法の規定による圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合のその超える部分の金額
- (三) 減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち七 《資本的支出と修繕費》により損金の額に算入されなかった金額
- (四) 無償又は低い価額で取得した減価償却資産につきその取得価額として法人の経理した金額が六の1に掲げる取得価額に満たない場合のその満たない金額
- (五) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額
注 評価損の金額には、法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する。
- (六) 少額な減価償却資産(おおむね60万円以下)又は耐用年数が3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として損金経理をした場合のその損金経理をした金額
- (七) 六の1によりソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理した場合のその損金経理をした金額

(償却費として損金経理をした金額に含まれるリース取引に係る賃借料)

- (2) 第一款の六 《リース取引に係る所得の金額の計算》により売買があったものとされたリース資産につき同款の六の賃借人が賃借料として損金経理をした金額又は同款の六の(1) 《金銭の貸借とされるリース取引》により金銭の貸付けがあったものとされた場合の同(1)に掲げる賃貸に係る資産につき同(1)の譲渡人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。(法64の2④、令131の2③)

(償却費として損金経理をしたものとするリース投資資産の帳簿価額の減額)

- (3) 改正前リース取引に係る賃貸人である法人が、当該改正前リース取引の目的とされている資産について、平成19年4月1日以後に終了する各事業年度においてリース投資資産としてその帳簿に記載された金額を減額した場合には、その減額した金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。(平19改令附11⑤)

第三章 第一節 第六款 三 《減価償却資産の償却費等の損金算入》

注 改正前リース取引については、本書平成20年版の1269ページ以下を参照〔同書第三章第一節第二十七款の二の1 《売買とされるリース取引》に掲げるリース取引で同二の1又は同二の2 《金銭の貸借とされるリース取引》により資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除くものをいう。〕。(編者)

(申告調整による償却費の損金算入)

(4) 法人が減価償却資産の取得価額の全部又は一部を資産に計上しないで損金経理をした場合 ((1)により償却費として損金経理をしたものと認められる場合を除く。)又は贈与により取得した減価償却資産の取得価額の全部を資産に計上しなかった場合において、これらの資産を事業の用に供した事業年度の確定申告書又は修正申告書 (更正又は決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書及び修正申告書を除く。)に添付した十一《減価償却に関する明細書の添付》の1に掲げる明細書にその計上しなかった金額を記載して申告調整をしているときは、その記載した金額は、償却費として損金経理をした金額に該当するものとして取り扱う。(基通7-5-2)

注 贈与により取得した減価償却資産が二の1 《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》によりその取得価額の全部を損金の額に算入することができるものである場合には、損金経理をしたものとする。

2 適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入

内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除く。以下3までにおいて「**適格分割等**」といふ。)により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人 (以下2において「**分割承継法人等**」といふ。)に減価償却資産を移転する場合において、当該減価償却資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額 (以下3までにおいて「**期中損金経理額**」といふ。)のうち、当該減価償却資産につき当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に1 《償却費等の損金算入》により計算される償却限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度 (3において「**分割等事業年度**」といふ。)の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(法31②)

(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出)

2は、2に掲げる内国法人が適格分割等の日以後2か月以内に次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。(法31③、規21の2)

(一)	2の適用を受けようとする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	2に掲げる適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(三)	適格分割等の日
(四)	適格分割等により分割承継法人等に移転をする減価償却資産に係る2に掲げる期中損金経理額及び償却限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細
(五)	その他参考となるべき事項

注 (四)に掲げる事項の記載については、別表十六(一)から十六(五)までの書式によらなければならない。ただし、これらの書式に代え、当該書式と異なる書式 (これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限る。) によることができるものとする。(規27の14)

3 繰越償却超過額の処理

損金経理額には、1 《償却費等の損金算入》の減価償却資産につき1に掲げる内国法人が償却費として損金経理をした事業年度 (以下3において「**償却事業年度**」といふ。) 前の各事業年度における当該減価償却資産に係る損金経理額 (当該減価償却資産が適格合併又は適格現物分配 (残余財産の全部の分配に限る。)により被合併法人又は現物分配法人 (以下3において「**被合併法人等**」といふ。)から移転を受けたものである場合にあっては当該被合併法人等の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を、当該減価償却資産が適格分割等により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人 (以下3において「**分割法人等**」といふ。)から移転を受けたものである場合にあっては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含む。以下3において同じ。)のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとし、**期中損金経理額**には、2の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における2に掲げる減価償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。(法31④)

注 傷却費として損金の額に算入する金額は、法人が償却費として損金経理をした金額のうち償却限度額に達するまでの金額とするのであるが、

第三章 第一節 第六款 三 《減価償却資産の償却費等の損金算入》

例えば繰越償却超過額100円、当期償却費300円、当期償却限度額370円の場合には、繰越償却超過額100円が**3**の繰越償却超過額の処理により当期における「償却費として損金経理をした金額」に含められ、当期償却費として損金の額に算入される金額は400円のうち370円ということになる。したがって、繰越償却超過額100円のうち70円が当期において認容されることになる。(編者)

(償却超過額の処理)

(1) 内国法人がその有する減価償却資産についてした償却の額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該資産については、その償却をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、当該損金の額に算入されなかった金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。(法31⑥、令62)

注1 債却超過額がある資産については、法人計算の帳簿価額に償却超過額を加算した金額が税務上の帳簿価額となることに留意する。(編者)

注2 連結納税に関することは省略した。(編者)

(組織再編成により移転を受けた減価償却資産のみなし損金経理額)

(2) **3**の場合において、内国法人の有する減価償却資産(次の表の「資産」欄に掲げる減価償却資産に限る。)につき同表の「帳簿価額」欄に掲げる金額が同表の「資産価額」欄に掲げる金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、同表の「事業年度」欄に掲げる事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。(法31⑤、令61の4)

	資 产	帳簿価額	資産価額	事業年度
(一)	適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下(一)において「適格組織再編成」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下(一)において「被合併法人等」という。)から移転を受けた減価償却資産(当該被合併法人等である公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除く。)	当該資産の移転を受けた内国法人により当該資産の価額としてその帳簿に記載された金額	当該被合併法人等により当該資産の価額として当該適格組織再編成の直前にその帳簿に記載されていた金額	当該適格組織再編成の日の属する事業年度
(二)	合併、分割、現物出資又は第二章第一節の二の表の 12の6 《現物分配法人》に掲げる現物分配(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除く。以下(二)において「合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から移転を受けた減価償却資産	当該資産の移転を受けた内国法人により当該資産の価額としてその帳簿に記載された金額	当該合併等の直後における当該資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額	当該合併等の日の属する事業年度
(三)	四の1の①の(12)《評価換え等及び期中評価換え等の意義》の表の(一)のロに掲げる民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産	当該資産を有する内国法人により当該民事再生等評価換えに係る第九款の一の 3 《民事再生等による特定の事実が生じた場合の資産の評価益の益金算入》に掲げる事実が生じた時の直前の当該資産の価額としてその帳簿に記載された金額(当該資産につき当該事実が生じた日の属する事業年度前の各事業年度の 1 に掲げる損金経理額のうち当該各事業	当該事実が次の表の左欄に掲げる事実の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額	同款の一の 3 の規定の適用を受けた事業年度
		(イ) 第九款の一の 3 の(5)の表の(一)の	同欄に掲げる事実が生じた時の当該資産の価額	

第三章 第一節 第六款 三・四 《減価償却資産の償却の方法》

		年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を加算した金額)	左欄に掲げる事実		
			(ロ)	同款の一の3の(5)の表の(二)の貸借対照表に計上されてい る当該資産の価額	
(四)	四の1の①の(12)《評価換え等及び期中評価換え等の意義》の表の(一)のハに掲げる非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産	当該資産を有する内国法人につき第三十四款の二の1《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に掲げる非適格株式交換等の直前の当該資産の価額としてその帳簿に記載された金額(当該資産につき当該非適格株式交換等の日の属する事業年度前の各事業年度の1に掲げる損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を加算した金額)	当該資産の当該非適格株式交換等の直後の帳簿価額	同款の二の1の適用を受けた事業年度	

注 連結納税に関することは省略した。(編者)

(積立金の任意取崩しの場合の償却超過額の処理)

(3) 壓縮記帳による圧縮額を積立金として経理している法人が当該積立金の額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入した場合において、その取り崩した積立金の設定の基礎となった資産に係る償却超過額(当該事業年度において生じた償却超過額を含む。)があるときは、その償却超過額のうち益金の額に算入した積立金の額に達するまでの金額は、当該事業年度の損金の額に算入する。(基通10-1-3)

注 積立金の設定の基礎となった資産に償却超過額がある場合には、当該積立金の額の取崩しを償却超過額の戻入れとみなして調整するという趣旨である。(編者)

四 減価償却資産の償却の方法

1 減価償却資産の償却の方法

① 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(次の表のハに掲げる減価償却資産にあっては、当該減価償却資産についての同表ヘに掲げる改正前リース取引に係る契約が平成20年3月31日までに締結されたもの)の償却限度額(三の1《償却費等の損金算入》による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この款において同じ。)の計算上選定をることができる同1に掲げる償却の方法は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。(法31⑥、令48①)

イ	(イ) 平成10年3月31日以前に取得をされた建物(ハに掲げるものを除く。)	A 旧定額法 B 旧定率法
	(ロ) (イ)に掲げる建物以外の建物(ハに掲げるものを)	旧定額法

	〔除く。〕	
□	一の2 《減価償却資産の範囲》の表の①に掲げる建物の附属設備及び同表の②から⑦までに掲げる減価償却資産 (八及び八並びに二に掲げるものを除く。)	A 旧定額法 B 旧定率法
八	鉱業用減価償却資産 (木及び八に掲げるものを除く。)	A 旧定額法 B 旧定率法 C 旧生産高比例法
二	同表の⑧に掲げる無形固定資産 (木に掲げる鉱業権を除く。) 及び同表の⑨に掲げる生物 (器具及び備品に含まれるものを除く。)	旧定額法
木	同表の⑧のイに掲げる鉱業権	A 旧定額法 B 旧生産高比例法
八	国外リース資産 (法人税法施行令の一部を改正する政令〔平成19年政令第83号〕による改正前の法人税法施行令第136条の3第1項《リース取引に係る所得の計算》に規定するリース取引〔同項又は同条第2項の規定により資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除く。以下「改正前リース取引」という。〕の目的とされている減価償却資産で所得税法第2条第1項第5号《定義》に規定する非居住者又は外国法人に対して賃貸されているもの〔これらの者の専ら国内において行う事業の用に供されるものを除く。〕をいう。以下①において同じ。)	旧国外リース期間定額法

注 改正前リース取引については、本書平成20年版の1269ページ以下を参照 (同書第三章第一節第二十七款の二の1 《売買とされるリース取引》に掲げるリース取引で同二の1又は同二の2 《金銭の賃借とされるリース取引》により資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除くものをいう。) (編者)

(旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法及び旧国外リース期間定額法の意義)

(1) ①に掲げる旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法又は旧国外リース期間定額法とは、それぞれ次の表に掲げる方法をいう。(法31⑥、令48①)

(一)	旧定額法	当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法
(二)	旧定率法	当該減価償却資産の取得価額 (既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額) にその償却費が毎年一定の割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法
(三)	旧生産高比例法	当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数 (当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数) の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度額として償却する方法
(四)	旧国外リース期間定額法	改正前リース取引に係る国外リース資産の取得価額から 見積残存価額 を控除した残額を、当該改正前リース取引に係る契約において定められている当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法 注 上記の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31①、令48⑥)

(鉱業用減価償却資産の範囲)

- (2) 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいう。(法31⑥、令48⑤Ⅰ)

(旧定率法を採用している建物にした資本的支出に係る償却方法)

- (3) 旧定率法を採用している建物に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、**六の6の②の(1)**《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の取得価額への合算の特例》を適用せずに、同**6の①の(1)**《資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額》を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は、②の(1)の表の(一)《定額法》に掲げる定額法に限られることに留意する。(基通7-2-1の2)

(土石採取業の採石用坑道)

- (4) 土石採取業における採石用の坑道は、①の表の**八**に掲げる鉱業用減価償却資産に該当することに留意する。(基通7-6-1・編者補正)

(鉱業用土地の償却)

- (5) 石炭鉱業におけるぼた山の用に供する土地のように鉱業経営上直接必要な土地で鉱業の廃止により著しくその価値が減少するものについて、法人が、その取得価額から鉱業を廃止した場合において残存すると認められる価額を控除した金額につき当該土地に係る鉱業権について選定している償却の方法に準じて計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認める。(基通7-6-2)

(土石採取用土地等の償却)

- (6) 土石又は砂利を採取する目的で取得した土地については、法人がその取得価額のうち土石又は砂利に係る部分につき旧生産高比例法に準ずる方法により計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認める。(基通7-6-3・編者補正)

(旧国外リース期間定額法における見積残存価額)

- (7) (1)の表の(四)《旧国外リース期間定額法》に掲げる見積残存価額とは、国外リース資産をその賃貸借の終了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいう。(法31①、令48⑤Ⅱ)

(国外リース資産に係る見積残存価額)

- (8) 賃貸人が、(7)に掲げる見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。(基通7-6の2-14)

(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)

- (9) (1)の表の(四)《旧国外リース期間定額法》に掲げる「賃貸借の期間」には、改正前リース取引のうち再リースすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。(基通7-6の2-13・編者補正)

(国外リース資産に係る転貸リースの意義)

- (10) 賃貸人が旧リース資産(改正前リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人(以下(10)において「非居住者等」という。)に対して当該旧リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該旧リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該旧リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。(基通7-6の2-15)

(評価換え等が行われた場合の旧定率法の適用)

- (11) ①の表の**イ**から**八**までに掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された

場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該資産に係る（1）の表の（二）《旧定率法》に掲げる損金の額に算入された金額には、当該帳簿価額が減額された金額を含むものとする。（法31⑥、令48②）

（評価換え等及び期中評価換え等の意義）

（12）①における評価換え等及び期中評価換え等の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。（令48⑤Ⅲ、Ⅳ）

		次に掲げるものをいう。
（一） 評価換え等	イ	第九款の一の2 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価益の益金算入》に掲げる評価換え及び同二の2 《評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》又は同二の3 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》の適用を受ける評価換え
	ロ	民事再生等評価換え（第九款の一の3 《民事再生等による特定の事実が生じた場合の資産の評価益の益金算入》又は同二の4 《民事再生等による特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入》に掲げる事実が生じた日の属する事業年度において、同一の3に掲げる資産の同3の（5）に掲げる評価益の額又は同二の4に掲げる資産の同4の（5）に掲げる評価損の額を同一の3又は同二の4により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）
	ハ	非適格株式交換等時価評価（第三十四款の二の1 《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に掲げる非適格株式交換等の日の属する事業年度において同1に掲げる時価評価資産の同1に掲げる評価益又は評価損を同1により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）
（二） 期中評価換え等	第九款の一の2 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価益の益金算入》に掲げる評価換え若しくは同二の3 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》の適用を受ける評価換え若しくは（一）のロに掲げる民事再生等評価換え又は（一）のハに掲げる非適格株式交換等時価評価	

注 連結納税に関することは省略した。（編者）

（評価換え等が行われた場合の旧生産高比例法の適用）

（13）鉱業用減価償却資産又は①の表の木に掲げる鉱業権につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）におけるこれらの資産に係る（1）の表の（三）《旧生産高比例法》に掲げる一定単位当たりの金額は、これらの資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額からその残存価額を控除し、これを残存採掘予定数量（同表の（三）に掲げる採掘予定数量から同（三）に掲げる耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間〔当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間〕内における採掘数量を控除した数量をいう。）で除して計算した金額とする。（法31⑥、令48③）

（評価換え等が行われた場合の旧国外リース期間定額法の適用）

（14）国外リース資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該国外リース資産に係る（1）の表の（四）に掲げる除して計算した金額は、当該国外リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額から見積残存価額を控除し、これを当該国外リース資産の賃貸借の期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間〔当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日〔当該事業年度が当該国外リース資産を賃貸の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日〕以後の期間〕の月数で除して計算した金額とする。（法31⑥、令48④）

注 (14)の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(令48⑥)

② 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産（次の表のヘに掲げる減価償却資産にあっては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成20年4月1日以後に締結されたもの）の償却限度額の計算上選定をすることができる三の1 《償却費等の損金算入》に掲げる償却の方法は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。（法31⑥、令48の2①）

イ	建物 (ハ及びヘに掲げるものを除く。)	定額法
ロ	建物の附属設備及び建物以外の有形減価償却資産 (ハ及びヘに掲げるもの並びに二の生物を除く。)	(イ) 定額法 (ロ) 定率法
ハ	鉱業用減価償却資産 (木及びヘに掲げるものを除く。)	(イ) 定額法 (ロ) 定率法 (ハ) 生産高比例法
二	無形固定資産 (木及びヘに掲げるものを除く。) 及び生物 (器具及び備品に含まれるものなどを除く。)	定額法
木	鉱業権	(イ) 定額法 (ロ) 生産高比例法
ヘ	リース資産	リース期間定額法

（定額法、定率法、生産高比例法及びリース期間定額法の意義）

(1) ②に掲げる定額法、定率法、生産高比例法及びリース期間定額法とは、それぞれ次の表に掲げる方法をいう。（法31⑥、令48の2①）

(一)	定額法	当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。
(二)	定率法	当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる割合で遞減するよう当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるよう当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。
	イ	平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産
	ロ	1から(一)《定額法》に掲げる償却率に2.5を乗じて計算した割合を控除した割合
	二	平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産
	三	1から(一)に掲げる償却率に2を乗じて計算した割合を控除した割合
(三)	生産高比例法	当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に当該事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。
(四)	リース期間定額法	当該リース資産の取得価額（当該取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれている場合には、当該取得価額から当該残価保証額を控除した金額）を当該リース資産のリース期間（当該リース資産がリース期間の中途において適格合併、適格分割又は適格現物出資以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。）の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。
		注 上記の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。（法31①、令48の2⑥）

第三章 第一節 第六款 四 《減価償却資産の償却の方法》

注1 一線部分は、平成23年12月改正により改正された部分で、改正規定は、法人の平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用し、法人の平成24年3月31日以前に終了した事業年度の適用については、(二)の定率法は次による。(平23.12改令附3①)

旧 (二)	定率法	当該減価償却資産の取得価額(既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額)にその償却費が毎年一定の割合で递減するよう当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額(当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるよう当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額)を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。
----------	-----	---

注2 法人が、平成24年3月31日以前に開始し、かつ、平成24年4月1日以後に終了する事業年度(以下「改正事業年度」という。)においてその有する減価償却資産(②の表の□及び△に掲げる減価償却資産に限る。以下注2において同じ。)につきそのよるべき償却の方法として(1)の表の(二)に掲げる定率法を選定している場合(その償却の方法を届け出なかったことに基因して五の3《法定償却方法》によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。)において、当該改正事業年度((3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける事業年度を除く。)の平成24年4月1日以後の期間内に減価償却資産の取得をすることは、当該減価償却資産を(1)の表の(二)の右欄の表のイ(平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産)に掲げる資産とみなして、②(②の表の□及び△に係る部分に限る。)を適用することができる。(平23.12改令附3②)

注3 法人が平成24年3月31日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額(当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)について六の6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》の注1の旧(2)又は同②の(3)《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》により当該事業年度の翌事業年度開始の時において新たに取得したものとされる減価償却資産(当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下注3において同じ。)に係る②(②の表の□及び△に係る部分に限る。)の適用については、当該減価償却資産は上表の(二)の右欄のイに掲げる平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に該当するものとする。(平23.12改令附3③)

注4 注3に掲げる経過旧資本的支出額とは、改正事業年度の平成24年4月1日以後の期間内に減価償却資産(②の表の□及び△に掲げる減価償却資産に限る。以下同じ。)について支出する金額につき六の6の①の(1)《資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額》により新たに取得したものとされる減価償却資産について同6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》の注2の適用を受ける場合のその支出する金額をいい、経過新資本的支出とは、改正事業年度の平成24年3月31日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額につき同6の①の(1)により新たに取得したものとされる減価償却資産について(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合のその支出した金額をいいう。(平23.12改令附3④)

(用語の意義)

(2) ②における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。(法31⑥、令48の2⑤I～VII)

(一)	償却保証額	減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいう。						
(二)	改定取得価額	<p>次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">イ</td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>減価償却資産の(1)の表の(二)に掲げる取得価額に同(二)に掲げる耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額(以下(二)において「調整前償却額」という。)が償却保証額に満たない場合(当該事業年度の前事業年度における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">当該減価償却資産の当該取得価額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>連続する2以上の事業年度において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合</p> </td> <td style="vertical-align: top;">当該連続する2以上の事業年度のうち最も古い事業年度における(1)の表の(二)に掲げる取得価額(当該連続する2以上の事業年度のうちいずれかの事業年度において評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、当該評価換算等が行われた事業年度後の各事業年度〔当該評価換算等が期中評価換算等である場合には、当該期中評価換算等が行われた事業年度以後の各事業年度〕においては、当該取得価額に当該帳簿価額が増額された金額をいう。</td> </tr> </table>	イ	<p>減価償却資産の(1)の表の(二)に掲げる取得価額に同(二)に掲げる耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額(以下(二)において「調整前償却額」という。)が償却保証額に満たない場合(当該事業年度の前事業年度における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。)</p>	当該減価償却資産の当該取得価額	ロ	<p>連続する2以上の事業年度において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合</p>	当該連続する2以上の事業年度のうち最も古い事業年度における(1)の表の(二)に掲げる取得価額(当該連続する2以上の事業年度のうちいずれかの事業年度において評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、当該評価換算等が行われた事業年度後の各事業年度〔当該評価換算等が期中評価換算等である場合には、当該期中評価換算等が行われた事業年度以後の各事業年度〕においては、当該取得価額に当該帳簿価額が増額された金額をいう。
イ	<p>減価償却資産の(1)の表の(二)に掲げる取得価額に同(二)に掲げる耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額(以下(二)において「調整前償却額」という。)が償却保証額に満たない場合(当該事業年度の前事業年度における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。)</p>	当該減価償却資産の当該取得価額						
ロ	<p>連続する2以上の事業年度において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合</p>	当該連続する2以上の事業年度のうち最も古い事業年度における(1)の表の(二)に掲げる取得価額(当該連続する2以上の事業年度のうちいずれかの事業年度において評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、当該評価換算等が行われた事業年度後の各事業年度〔当該評価換算等が期中評価換算等である場合には、当該期中評価換算等が行われた事業年度以後の各事業年度〕においては、当該取得価額に当該帳簿価額が増額された金額をいう。						

第三章 第一節 第六款 四 《減価償却資産の償却の方法》

			額を加算した金額)
(三)	鉱業用減価 償却資産	鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいう。	
(四)	リース資産	この款において所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。	
(五)	所有権移転 外リース取 引	<p>第一款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引(以下(五)及び(七)において「リース取引」という。)のうち、次のいずれかに該当するもの(これらに準ずるものを含む。)以外のものをいう。</p> <p>イ リース期間終了の時又はリース期間の中途において、当該リース取引に係る契約において定められている当該リース取引の目的とされている資産(以下(五)において「目的資産」という。)が無償又は名目的な対価の額で当該リース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。</p> <p>ロ 当該リース取引に係る賃借人に對し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。</p> <p>ハ 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該目的資産がその使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又は当該目的資産の識別が困難であると認められるものであること。</p> <p>ニ リース期間が目的資産の八の1《法定耐用年数》に掲げる耐用年数に比して相当短いもの(当該リース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。)であること。</p>	
(六)	残価保証額	リース期間終了の時にリース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該所有権移転外リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。	
(七)	リース期間	リース取引に係る契約において定められているリース資産の賃貸借の期間をいう。	

(250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用《平23.12改正経過措置》)

(3) 法人が平成24年4月1日の属する事業年度においてその有する減価償却資産(②の表の口及びハに掲げる減価償却資産に限る。以下(3)において同じ。)につきそのるべき償却の方法として定率法を選定している場合(その償却の方法を届け出なかったことに基にして五の3《法定償却方法》によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。)において、当該事業年度の第二節第三款の二《確定申告》による申告書の提出期限(同日の属する同款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間について同2の表の①から③までに掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに、次の表に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された同表の(三)に掲げる事業年度以後の各事業年度における②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》(②の表の口及びハに係る部分に限る。)、③《適格分社型分割等があった場合又は特別の法律に基づく承継を受けた場合の減価償却資産の償却の方法》及び六の6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》の適用については、その減価償却資産((1)の表の(二)《定率法》の右欄の表の口《平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産》に掲げる資産及びその届出書に記載された次の表の(三)に掲げる事業年度において(2)の表の(二)《改定取得価額》の右欄のイに掲げる調整前償却額が償却保証額に満たない資産を除く。)は(1)の表の(二)の右欄の口に掲げる平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産とみなす。(平23.12改令附3③、平23.12改規附3①)

(一)	(3)の届出をする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	(3)の適用を受ける旨
(三)	(3)の適用を受けようとする最初の事業年度(改正事業年度〔平成24年3月31日以前に開始し、かつ、平成24年4月1日以後に終了する事業年度をいう。以下(3)において同じ。〕又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度に限る。)開始の日及び終了の日
(四)	その他参考となるべき事項

第三章 第一節 第六款 四 《減価償却資産の償却の方法》

注 法人が、改正事業年度においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として(1)の表の(二)に掲げる定率法を選定している場合 (その償却の方法を届け出なかったことに基にして五の3《法定償却方法》によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。)において、当該改正事業年度 (この(3)の適用を受ける事業年度を除く。)の平成24年4月1日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を(1)の表の(二)の右欄の**イ**《平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産》に掲げる資産とみなして、この(3)を適用することができる。(平23.12改令附3②)

(土石採取業の採石用坑道)

(4) 土石採取業における採石用の坑道は、②の表の**ハ**に掲げる鉱業用減価償却資産に該当することに留意する。(基通7-6-1・編者補正)

(鉱業用土地の償却)

(5) 石炭鉱業におけるばた山の用に供する土地のように鉱業経営上直接必要な土地で鉱業の廃止により著しくその価値が減少するものについて、法人が、その取得価額から鉱業を廃止した場合において残存すると認められる価額を控除した金額につき当該土地に係る鉱業権について選定している償却の方法に準じて計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認める。(基通7-6-2)

(土石採取用土地等の償却)

(6) 土石又は砂利を採取する目的で取得した土地については、法人がその取得価額のうち土石又は砂利に係る部分につき生産高比例法に準ずる方法により計算される金額以内の金額を損金の額に算入したときは、これを認める。(基通7-6-3・編者補正)

(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)

(7) (1)の表の(4)の《リース期間定額法》に掲げる「リース期間」には、再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。(基通7-6の2-13・編者補正)

(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引に準ずるもの意義)

(8) (2)の表の(5)《所有権移転外リース取引》に掲げる「これらに準ずるもの」として所有権移転外リース取引に該当しないものとは、例えば、次に掲げるものをいう。(基通7-6の2-1)

(一) リース期間 [(第一款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引]以下②において「リース取引」という。]に係る契約において定められたリース資産 [同款の**六**に掲げるリース資産をいう。以下(15)までにおいて同じ。]の賃貸借期間をいう。以下②において同じ。]の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース契約 [(リース取引に係る契約をいう。以下②において同じ。]において定められているリース取引 [(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。]

(二) 賃貸人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引

(著しく有利な価額)

(9) リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、賃貸人において当該リース資産につき**九の1**の②《定額法の償却率、定率法の償却率、改定償却率及び保証率》に掲げる耐用年数 [(以下②において「耐用年数」という。)]を基礎として定率法により計算するものとした場合におけるその購入時の未償却残額に相当する金額 [(当該未償却残額が当該リース資産の取得価額の5%相当額を下回る場合には、当該5%相当額)]以上の金額とされている場合は、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は(2)の表の(5)《所有権移転外リース取引》のロに掲げる「著しく有利な価額」に該当しないものとする。(基通7-6の2-2)

(専属使用のリース資産)

(10) 次に掲げるリース取引は、(2)の表の(5)《所有権移転外リース取引》のハに掲げる「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。(基通7-6の2-1)

3)

(一) 建物、建物附属設備又は構築物 (建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなもの(除く。)を対象とするリース取引

(二) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であつて、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

(専用機械装置等に該当しないもの)

(11) 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、(10)の(二)に定めるリース取引には該当しないものとする。(基通7-6の2-4)

(一) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等

(二) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの

(三) (一)及び(二)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができると認められるもの

(形式基準による専用機械装置等の判定)

(12) 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の $\frac{80}{100}$ に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上(年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は(2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のハに掲げる「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。(基通7-6の2-5)

(識別困難なリース資産)

(13) (2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のハに掲げる「当該目的資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。(基通7-6の2-6)

(相当短いものの意義)

(14) (2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のニに掲げる「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の $\frac{70}{100}$ (耐用年数が10年以上のリース資産については、 $\frac{60}{100}$)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。(基通7-6の2-7)

注1 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウエイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により判定を行っているときは、これを認めるものとする。

注2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて判定する。

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

(15) 賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなリース取引については、(2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のニに掲げる「賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。(基通7-6の2-8)

(評価換え等が行われた場合の定率法の適用)

(16) ②の表の口又はハに掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度(当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度)における当該資産に係る(1)の表の(二)《定率法》に掲げる損金の額に算入された金額には、当該帳簿価額が減額された金額を含むものとする。(法31⑥、令48の2②)

(評価換え等及び期中評価換え等の意義)

(17) ②における評価換え等及び期中評価換え等の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。(令48の2⑤VIII、IX、令48⑤III、IV)

		次に掲げるものをいう。
(一) 評価換え等	イ	第九款の一の2 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価益の益金算入》に掲げる評価換え及び同二の2 《評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》又は同二の3 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》の適用を受ける評価換え
	ロ	民事再生等評価換え (第九款の一の3 《民事再生等による特定の事実が生じた場合の資産の評価益の益金算入》又は同二の4 《民事再生等による特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入》に掲げる事実が生じた日の属する事業年度において、同一の3に掲げる資産の同3の(5)に掲げる評価益の額又は同二の4に掲げる資産の同4の(5)に掲げる評価損の額を同一の3又は同二の4により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。)
	ハ	非適格株式交換等時価評価 (第三十四款の二の1 《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に掲げる非適格株式交換等の日の属する事業年度において同1に掲げる時価評価資産の同1に掲げる評価益又は評価損を同1により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。)
(二) 期中評価換え等	第九款の一の2 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価益の益金算入》に掲げる評価換え若しくは同二の3 《会社更生等による評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》の適用を受ける評価換え若しくは(一)のロに掲げる民事再生等評価換え又は(一)のハに掲げる非適格株式交換等時価評価	

(評価換え等が行われた場合の生産高比例法の適用)

(18) ②の表のハ又は木に掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度 (当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度) における当該資産に係る(1)の表の(三)《生産高比例法》に掲げる一定単位当たりの金額は、当該資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を残存採掘予定数量【同(三)に掲げる採掘予定数量から同(三)に掲げる耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間【当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間】内における採掘数量を控除した数量をいう。】で除して計算した金額とする。(法31⑥、令48の2③)

(評価換え等が行われた場合のリース期間定額法の適用)

(19) リース資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度 (当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度) における当該リース資産に係る(1)の表の(四)に掲げる除して計算した金額は、当該リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額 (当該リース資産の取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれている場合には、当該帳簿価額から当該残価保証額を控除した金額) を当該リース資産のリース期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間 (当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日【当該事業年度が当該リース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日】以後の期間) の月数で除して計算した金額とする。(法31⑥、令48の2④)

注 (19)の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31①、令48の2⑥)

③ 適格分社型分割等があった場合又は特別の法律に基づく承継を受けた場合の減価償却資産の償却の方法

①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイからヘまで及び②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイからヘまでに掲げる減価償却資産が適格分社型分割、適格現物出資若し

くは適格現物分配により分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（以下③において「分割法人等」という。）から移転を受けたもの又は他の者から特別の法律に基づく承継を受けたものである場合には、当該減価償却資産は、当該分割法人等又は他の者が当該減価償却資産の取得をした日において当該移転又は承継を受けた内国法人により取得をされたものとみなして、①又は②を適用する。（法31⑥、令48の3）

注1 法人が、平成24年3月31日以前に開始し、かつ、平成24年4月1日以後に終了する事業年度（以下「改正事業年度」という。）においてその有する減価償却資産（②の表の□及び△に掲げる減価償却資産に限る。以下注1において同じ。）につきそのるべき償却の方法として②の（1）の表の（二）《定率法》に掲げる定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかつたことに基して五の3《法定償却方法》によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該改正事業年度（②の（3）の適用を受ける事業年度を除く。）の平成24年4月1日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を②の（1）の表の（二）の右欄のイ《平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産》とみなして、③を適用することができる。（平23.12改令附3②）

注2 ②の（3）《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合の③の適用については、②の（3）を参照。（編者）

注3 法人が平成24年3月31日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額（当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について六の6の②の（2）《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》の注1の旧（2）又は同②の（3）《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》により当該事業年度の翌事業年度開始の時において新たに取得したものとされる減価償却資産（当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において②の（3）《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下注3において同じ。）に係る③の適用については、当該減価償却資産は②の（1）の表の（二）の右欄のイに掲げる平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に該当するものとする。（平23.12改令附3⑤）

注4 注3に掲げる経過旧資本的支出額とは、改正事業年度の平成24年4月1日以後の期間内に減価償却資産（②の表の□及び△に掲げる減価償却資産に限る。以下同じ。）について支出する金額につき六の6の①の（1）《資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額》により新たに取得したものとされる減価償却資産について同6の②の（2）《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》の注2の適用を受ける場合のその支出する金額をいい、経過新資本的支出とは、改正事業年度の平成24年3月31日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額につき同6の①の（1）により新たに取得したものとされる減価償却資産について②の（3）《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合のその支出した金額をいう。（平23.12改令附3④）

2 減価償却資産の特別な償却の方法

内国法人は、その有する一の2《減価償却資産の範囲》の表の①から⑧までに掲げる減価償却資産（3《取替資産に係る償却の方法の特例》又は5《特別な償却率による償却の方法》の適用を受けるもの並びに1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイの（□）に掲げる建物及び同表の△に掲げる国外リース資産並びに同②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイに掲げる建物及び同表の△に掲げるリース資産を除く。）の償却限度額を当該資産の区分に応じて定められている1の①の表のイから木まで又は同②の表の□から木までに掲げる償却の方法に代え、当該償却の方法以外の償却の方法により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認を受けた償却の方法を選定することができる。（法31⑥、令48の4①）

（申請書の提出）

- （1） 2に掲げる承認を受けようとする内国法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（法31⑥、令48の4②、規9の3）
- （一） 申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人）の氏名
- （二） その採用しようとする償却の方法の内容
- （三） その方法を採用しようとする理由
- （四） その方法により償却限度額の計算をしようとする資産の種類（償却の方法の選定の単位を設備の種類とされているものについては、設備の種類とし、2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとのこれらの種類とする。（2）において同じ。）
- （五） その採用しようとする償却の方法が十の2《事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例》の表に掲げる①又は②のいずれに類するかの別
- （六） その他参考となるべき事項

（申請に対する承認又は却下）

- （2） 税務署長は、（1）に掲げる申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る償却の方法及び資産の種類を承認し、又はその申請に係る償却の方法によってはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計

算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下する。(法31⑥、令48の4③)

(承認の取消し)

(3) 税務署長は、**2**に掲げる承認をした後、その承認に係る償却の方法によりその承認に係る減価償却資産の償却限度額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その承認を取り消すことができる。(法31⑥、令48の4④)

(処分の通知)

(4) 税務署長は、(2)又は(3)の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。(法31⑥、令48の4⑤)

(取消処分の効果)

(5) (3)の取消処分があった場合には、その処分のあった日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。(法31⑥、令48の4⑥)

(特別な償却方法の選定単位)

(6) **2**による特別な償却方法の選定は、**五の1**《償却の方法の選定》に掲げる区分ごとに行うべきものであるが、法人が減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに選定した場合には、これを認める。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類【その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分】とし、機械及び装置の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下この款において「**旧耐用年数省令**」という。)に定める設備の種類【その設備の種類につき細目の区分が定められているものについては、その細目の区分】とする。(基通7-2-2)

(特別な償却の方法の承認が取り消された場合の償却の方法の届出)

(7) 内国法人は、(3)の取消処分を受けた場合には、その処分を受けた日の属する事業年度に係る第二節第三款の**二の1**《確定申告》による申告書の提出期限(同日の属する同款の**一の2**《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》による場合には、その中間申告書の提出期限)までに、その処分に係る減価償却資産につき、**五の1**《償却の方法の選定》に掲げる減価償却資産の償却の方法の選定区分(2以上の事務所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとの当該区分)ごとに、**1の①**《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》又は同**②**《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる減価償却資産の償却の方法のうちそのるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、**1の①の表の二**及び同**②の表の二**に掲げる無形固定資産については、この限りでない。(法31⑥、令48の4⑦)

(特別な償却の方法の承認)

(8) 法人の申請に係る特別な償却の方法について申請書の提出があった場合には、その申請に係る償却の方法が、申請に係る減価償却資産の種類、構造、属性、使用状況等からみてその減価償却資産の償却につき適合するものであるかどうか、償却限度額の計算の基礎となる償却率、生産高、残存価額等が合理的に算定されているかどうか等を勘案して承認の適否を判定する。この場合において、その方法が次に掲げる条件に該当するものであるときは、これを承認する。(基通7-2-3)

(一) その方法が算術級数法のように旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法に類するものであるときは、その償却年数が法定耐用年数より短くないこと。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。

(二) その方法が生産高、使用時間、使用量等を基礎とするものであるときは、その方法がその減価償却資産の償却につき旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法より合理的なものであり、かつ、その減価償却資産に係る総生産高、総使用時間、総使用量等が合理的に計算されるものであること。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上で

あること。

(三) その方法が取替法に類するものであるときは、申請に係る減価償却資産の属性、取替状況等が取替法の対象となる減価償却資産に類するものであり、その取得価額の50%相当額に達するまで定率法等により償却することとされていること。

注 特別な償却の方法の承認を受けている減価償却資産について資本的支出をした場合には、当該資本的支出は当該承認を受けている特別な償却の方法により償却を行うことができることに留意する。

(船舶の特別な償却方法による減価償却の取扱い)

(9) 昭51.11.1付海監第380号運輸省通達《新しい減価償却方法の導入について》(以下「運輸省通達」という。)に定める償却方法(以下「運航距離比例法」という。)は船舶の償却方法として合理的なものと認められるので、運航距離比例法を採用しようとする法人から2に掲げる承認申請があった場合には、その方法によっては当該法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認められるときを除き、原則としてその申請を承認することに取り扱う。(昭51直法2-40)

3 取替資産に係る償却の方法の特例

取替資産の償却限度額の計算については、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その採用している1の①の表の□《旧定額法又は旧定率法》又は同②の表の□《定額法又は定率法》に代えて、**取替法**を選定することができる。(法31⑥、令49①)

(取替法の意義)

(1) 取替法とは、次の表の(一)及び(二)に掲げる金額の合計額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。(法31⑥、令49②)

(一)	当該取替資産につきその取得価額(当該事業年度以前の各事業年度に係る(二)に掲げる新たな資産の取得価額に相当する金額を除くものとし、当該資産が昭和27年12月31日以前に取得された資産である場合には、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法〔昭和25年法律第110号〕別表第三の倍数を乗じて計算した金額とする。)の $\frac{50}{100}$ に達するまで旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法のうちいずれかの方法により計算した金額
(二)	当該取替資産が使用に耐えなくなったため当該事業年度において種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合におけるその新たな資産の取得価額で当該事業年度において損金経理をしたもの

(取替資産の意義)

(2) 取替資産とは、軌条、まくら木その他多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎事業年度使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるもののうち次に掲げるものとする。(法31⑥、令49③、規10)

(一) 鉄道設備又は軌道設備に属する構築物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分歧器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物(鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔を除く。)

(二) 送電設備に属する構築物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線

(三) 配電設備に属する構築物のうち、木柱、配電線、引込線及び添架電話線

(四) 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器及び屋内配線

(五) ガス又はコークスの製造設備及びガスの供給設備に属する機械及び装置のうち、鉄鉄ガス導管(口径20.32センチメートル以下のものに限る。)、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器

(取替法における取替え)

(3) (1)の表の(二)に掲げる取替えとは、取替資産が通常使用に耐えなくなったため取り替える場合のその取替えをいうのであるから、規模の拡張若しくは増強のための取替え又は災害その他の事由により滅失したものの復旧のための取替えは、これに該当しないことに留意する。(基通7-6-8)

(残存価額となった取替資産)

- (4) 取替資産の償却限度額の計算につき取替法を採用している場合において、当該資産に係る(1)の表の(一)に掲げる金額の累計額がその資産の取得価額の50%相当額に達したかどうかは、(2)の(一)から(五)までに掲げる資産の区分ごと【その規模の拡張があった場合には、更にその拡張ごと】に判定する。(基通7-6-9)

(撤去資産に付ける帳簿価額)

- (5) 取替資産が使用に耐えなくなったため取り替えられた場合には、その取替えによる撤去資産については帳簿価額を付けないことができる。この場合において、例えば、取り替えられた軌条をこ線橋、乗降場及び積卸場の上屋等の材料として使用したときのように新たに資産価値を認められる用に供したときは、当該撤去資産のその用に供した時の時価を新たな資産の取得価額に算入するのであるが、法人が備忘価額として1円を下らない金額を当該新たな資産の取得価額に算入しているときは、これを認める。(基通7-6-10)

(取替法採用の承認申請)

- (6) 3に掲げる承認を受けようとする内国法人は、取替法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(法31⑥、令49④、規11)

(一) 申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者【人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人】の氏名

(二) 取替法の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称並びにその所在する場所

(三) 取替法を採用しようとする事業年度開始の時において見込まれるその適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額

(四) その他参考となるべき事項

(申請の却下)

- (7) 税務署長は、(6)に掲げる申請書の提出があった場合において、その申請に係る減価償却資産の償却費の計算を取替法によって行う場合にはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。(法31⑥、令49⑤)

(承認又は却下の処分の通知)

- (8) 税務署長は、(6)に掲げる申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。(法31⑥、令49⑥)

(みなし承認)

- (9) (6)に掲げる申請書の提出があった場合において、その申請に係る取替法を採用しようとする事業年度終了の日【当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日】までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があつたものとみなす。(法31⑥、令49⑦)

(取替法の承認基準)

- (10) 税務署長は、次に掲げる取替資産について(6)による申請書の提出があつた場合には、原則としてこれを承認する。(耐通5-1-3)

(一) 鉄道事業者又は鉄道事業者以外の法人でおおむね5キロメートル以上の単路線【仮設路線を除く。】を有するものの有する(2)《取替資産の意義》の(一)に掲げる取替資産

(二) 電気事業者又は電気事業者以外の法人でおおむね回線延長10キロメートル以上の送電線を有するものの有する(2)の(二)及び同(三)に掲げる取替資産

(三) 電気事業者の有する(2)の(四)に掲げる取替資産

(四) ガス事業者又はガス事業者以外の法人でおおむね延長10キロメートル以上のガス導管を有するものの有する(2)の(五)に掲げる取替資産

4 リース賃貸資産の償却の方法の特例

リース賃貸資産【(1)の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表の▲に掲げる改正前リース

【取引の目的とされている減価償却資産【同後に掲げる国外リース資産を除く。】をいう。以下4において同じ。】については、その採用している同①又は同②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる償却の方法に代えて、旧リース期間定額法【当該リース賃貸資産の改定取得価額を改定リース期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。】を選定することができる。(法31⑥、令49の2①)

注 上記の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31⑥、令49の2⑤)

(改定取得価額及び改定リース期間の意義)

(1) 4における改定取得価額及び改定リース期間とは、次に掲げるものをいう。(法31⑥、令49の2③)

(一) 改定取得価額	<p>4の適用を受けるリース賃貸資産の当該適用を受ける最初の事業年度開始の時【当該リース賃貸資産が当該最初の事業年度開始の時後に賃貸の用に供したものである場合には、当該賃貸の用に供した時】における取得価額【当該最初の事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額【当該前事業年度までの各事業年度において1の①の(12)《評価換え等及び期中評価換え等の意義》の表の(一)に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。】で当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額】から残価保証額【当該リース賃貸資産の4に掲げる改正前リース取引に係る契約において定められている当該リース賃貸資産の賃貸借の期間【以下(1)において「リース期間」という。】の終了の時に当該リース賃貸資産の処分価額が当該改正前リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該改正前リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいい、当該保証額の定めがない場合には零とする。】を控除した金額をいう。</p>
(二) 改定リース期間	<p>4の適用を受けるリース賃貸資産のリース期間【当該リース賃貸資産が他の者から移転【適格併、適格分割又は適格現物出資による移転を除く。】を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。】のうち4の適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間【当該リース賃貸資産が同日以後に賃貸の用に供したものである場合には、当該リース期間】をいう。</p>

(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)

(2) 4に掲げる「改定リース期間」には、改正前リース取引のうち再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。(基通7-6の2-13・編者補正)

(評価換えが行われた場合のリース賃貸資産の償却の方法の特例の適用)

(3) 4の適用を受けているリース賃貸資産につき1の①の(12)《評価換え等及び期中評価換え等の意義》の表の(一)に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度【当該評価換え等が同(12)の(二)に掲げる期中評価換え等【以下(3)において「期中評価換え等」という。】である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度】における当該リース賃貸資産に係る4に掲げる除して計算した金額は、当該リース賃貸資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額から(1)の表の(一)《改定取得価額》に掲げる残価保証額を控除し、これを当該リース賃貸資産の改定リース期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間【当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日【当該事業年度が当該リース賃貸資産を賃貸の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日】以後の期間】の月数で除して計算した金額とする。(法31⑥、令49の2④)

注 (3)の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31⑥、令49の2⑤)

(旧リース期間定額法を採用する場合の届出)

(4) 4の適用を受けようとする内国法人は、4に掲げる旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度【平成20年4月1日以後に終了する事業年度に限る。】に係る第二節第三款の二の1《確定申告》による申告書の提出期限【当該採用しようとする事業年度に係る同款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間【同日以後に終了するものに限る。】について同2の①から③までに掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限】までに、次の表に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなけれ

ばならない。(法31⑥、令49の2②、規11の2)

(一)	4 の適用を受けようとするリース賃貸資産の 2 の(1)《申請書の提出》の(四)に掲げる資産の種類
(二)	届出をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(三)	4 に掲げる旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類 ((一)に掲げる資産の種類をいう。) ごとの改定取得価額の合計額
(四)	その他参考となるべき事項

5 特別な償却率による償却の方法

減価償却資産 (1の②の表のヘに掲げるリース資産を除く。) のうち、次の表に掲げるものの償却限度額の計算については、その採用している同①又は同②に掲げる償却の方法に代えて、当該資産の取得価額に当該資産につき納税地の所轄国税局長の認定を受けた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法を選定することができる。(法31⑥、令50①、規12)

①	漁網、活字に常用されている金属
②	なつ染用銅ロール
③	映画用フィルム (2以上の常設館において順次上映されるものに限る。)
④	非鉄金属圧延用ロール (電線圧延用ロールを除く。)
⑤	短期間にその型等が変更される製品でその生産期間があらかじめ生産計画に基づき定められているものの生産のために使用する金型その他の工具で、当該製品以外の製品の生産のために使用することが著しく困難であるもの
⑥	①から⑤までに掲げる資産に類するもの

(償却限度額の計算)

(1) 特別な償却率による償却限度額は、その償却率の異なるものごとに計算する。(基通7-6-11)

(漁網の範囲)

(2) 漁網には、網地、^{あは}浮子、^{いわ}沈子及び網並びに延繩を含むものとする。(耐通4-1-1)

(鉛板地金)

(3) 活字地金には、鉛板地金を含むものとする。(耐通4-1-2)

(映画用フィルムの取得価額)

(4) 映画用フィルムの取得価額には、ネガティブフィルム (サウンドフィルム及びデュープネガを含む。) 及びポジティブフィルム (デュープボジを含む。) の取得に直接、間接に要した一切の費用が含まれるが、自己の所有に係るネガティブフィルムからポジティブフィルムを作成する場合には、当該ポジティブフィルムの複製費用は、映画フィルムの取得価額に算入しないことができる。(耐通4-1-3)

(映画フィルムの範囲と上映権)

(5) 法人が他人の有するネガティブフィルムから作成される16ミリ版ポジティブフィルム (公民館、学校等を巡回上映するもの又はこれらに貸与することを常態とするものに限る。) を取得した場合の当該フィルム又は上映権を取得した場合の当該上映権は、5の表の⑥に掲げる資産に該当するものとして取り扱う。(耐通4-1-4)

(非鉄金属圧延用ロール)

(6) 非鉄金属圧延用ロールには、作動ロール (ワーキングロール) のほか、押えロール (バックアップロール) を含むものとする。(耐通4-1-5)

(譲渡、滅失資産の除却価額)

(7) 特別な償却率により償却費の額を計算している一の資産の一部につき、除却、廃棄、滅失又は譲渡 (以下「除却

等」という。) をした場合における当該資産の除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、次による。(耐通4-1-6)

(一) 活字地金については、除却等の直前の帳簿価額を除却等の直前の保有量で除して算出した価額を当該活字地金の1単位当たりの価額とする。

(二) なつ染用銅ロール、非鉄金属圧延用ロール及び5の表の⑤に掲げる金型その他の工具(以下「専用金型等」という。)については、個々の資産につき償却費の額を配賦しているものはその帳簿価額とし、個々の資産につき償却費の額を配賦していないものは(9)に掲げる残存価額とする。

(三) 漁網につき、その一部を修繕等により取り替えた場合におけるその取り替えた部分については、ないものとする。

(修繕費と資本的支出の区分)

(8) 特別な償却率により償却費を計算する資産に係る次の費用についての修繕費と資本的支出の区分は次による。

(耐通4-1-7)

(一) 漁網については、各事業年度において漁網の修繕等(災害等により漁網の一部が滅失又は損傷した場合におけるその修繕等を含む。)のために支出した金額のうち、次の算式により計算される金額は、資本的支出とする。この場合における計算は、原則として、法人の有する漁網について一統ごとに行うのであるが、その計算が著しく困難であると認められるときは、特別な償却率の異なるごとに、かつ、事業場の異なるごとに行うことができる。

$$\text{算式} = \frac{A}{B} \{ B - (C \times \text{一定割合}) \}$$

A……当該事業年度において修繕等のために当該漁網に支出した金額をいう。

B……当該事業年度において修繕等のために当該漁網に使用した網地等の合計量をいう。

C……当該事業年度開始の日における当該漁網の全構成量をいう。

一定割合……30% (法人の事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の月数を12で除し、これに30%を乗じて得た割合)とする。

(二) 活字地金については、鋳造に要した費用及び地金かすから地金を抽出するために要した費用は修繕費とし、地金の補給のために要した費用は資本的支出とする。

(三) なつ染用銅ロールの彫刻に要した費用は、彫刻したときの修繕費とし、銅板の巻替えに要した費用は資本的支出とする。

(四) 非鉄金属圧延用ロールについては、ロールの研磨又は切削に要した費用は研磨又は切削をしたときの修繕費とする。

(残存価額)

(9) 特別な償却率による償却費の額を計算する資産の残存価額は、次による。(耐通4-1-8)

(一) 漁網	0
(二) 活字地金	0
(三) なつ染用銅ロール	取得価額の $\frac{15}{100}$
(四) 映画用フィルム	0
(五) 非鉄金属圧延用ロール	取得価額の $\frac{3}{100}$
(六) 専用金型等	処分可能価額

(残存価額となった資産)

(10) 特別な償却率は、その認定を受けた資産の償却累積額が当該資産の取得価額から(9)に掲げる残存価額を控除した金額に相当する額に達するまで償却を認めることとして認定する建前としているから、特別な償却率により償却費の額を計算している資産で、特別な償却率が同一であるため、一括して償却しているものについて、その償却費が個々の資産に配賦されている場合において、当該個々の資産の帳簿価額が残存価額に達したときは、その後においては、償却限度額の計算の基礎となる取得価額から当該資産の取得価額を除くことに留意する。(耐通4-1-9)

(特別な償却率等の算定式)

(11) 5の特別な償却率は、次の区分に応じ、次により算定する。(耐通4-2-1)

(一) 漁 網	<p>原則として一統ごとに、当該漁網の種類に応じて、次により算定される月数 (法人の事業年度が1年に満たない場合には、当該月数を12倍し、これを当該事業年度の月数で除して得た月数) に応じた次表に掲げる割合とする。</p> <p>イ 一時に廃棄されることがなく修繕等により継続してほぼ恒久的に漁ろうの用に供することができる漁網については、当該漁網が新たに漁ろうの用に供された日からその法人の操業状態において修繕等のために付加される網地等の合計量 (反数その他適正な量の単位により計算した量) が当該漁網の全構成量に達する予想される日までの経過月数</p> <p>ロ イ以外の漁網については、当該漁網が新たに漁ろうの用に供された日から、その法人の操業状態において当該漁網が一時に廃棄されると予想される日までの経過月数</p>									
	月	数	割	合	月	数	割	合		
	12 以 上	15 未 満	90%		47 以 上	54 未 満	45%			
	15 //	18 //	85		54 //	65 //	40			
	18 //	20 //	80		65 //	77 //	35			
	20 //	23 //	75		77 //	96 //	30			
	23 //	27 //	70		96 //	124 //	25			
	27 //	31 //	65		124 //	170 //	20			
	31 //	35 //	60		170 //	262 //	15			
	35 //	40 //	55		262 //	540 //	10			
	40 //	47 //	50		540 //		5			
<p>注1 イ及びロに掲げる月数は、法人が当該漁網と種類、品質、修繕等の状況及び使用状態等がほぼ同一であるものを有していた場合にはその実績を、当該法人にその実績がない場合には当該法人と事業内容か操業状態等が類似するものが有する漁網の実績を考慮して算定する。</p> <p>注2 注1の場合において、その月数は法人が予備網を有し、交互に使用しているようなときは、当該漁網と予備網を通常交互に使用した状態に基づいて算定することに留意する。</p>										
(二) 活 字 地 金	活字地金が活字の鋳造等によって1年間に減量する率とする。									
(三) なつ染用銅ロール	各事業年度におけるロールの実際彫刻回数の彫刻可能回数のうちに占める割合とする。									
(四) 映画用フィルム	ポジティブフィルムの封切館における上映日から経過した月数ごとに、その月までの収入累計額の全収入予定額のうちに占める割合とする。									
(五) 非鉄金属圧延用ロール	各事業年度におけるロールの直径の減少値の使用可能直径 (事業の用に供したときのロールの直径からロールとして使用し得る最小の直径を控除した値をいう。) のうちに占める割合とする。									
(六) 専用金型等	各事業年度における専用金型等による実際生産数量の当該専用金型等に係る総生産計画数量のうちに占める割合とする。									

(特別な償却率の認定申請)

(12) 5の認定を受けようとする内国法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該認定に係る償却率の算定の基礎となるべき事項を記載した書類を添付し、納税地の所轄税務署長を経由して、これを納税地の所轄国税局長に提出しなければならない。(法31⑥、令50②、規13)

(一) 申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者 (人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人) の氏名

第三章 第一節 第六款 四 《減価償却資産の償却の方法》

- (二) 特別な償却率の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所
- (三) 申請書を提出する日の属する事業年度開始の日におけるその適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額
- (四) 認定を受けようとする償却率
- (五) その他参考となるべき事項

(申請書の提出があった場合の国税局長の認定)

- (13) 国税局長は、(12)の申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る減価償却資産の償却率を認定するものとする。(法31⑥、令50③)

(認定に係る償却率の変更処分)

- (14) 国税局長は、**5**の償却率の認定をした後、その認定に係る償却率により**5**の減価償却資産の償却限度額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その償却率を変更することができる。(法31⑥、令50④)

(償却率の認定又は変更の処分の通知)

- (15) 国税局長は、(13)又は(14)の処分をするときは、その認定に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。(法31⑥、令50⑤)

(償却率の認定又は変更の処分の効果)

- (16) (13)又は(14)の処分があった場合には、その処分のあった日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。(法31⑥、令50⑥)

(特別な償却率の認定)

- (17) 特別な償却率の認定は、申請資産の実情により認定するのであるが、当該資産が漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産である場合において、申請に係る率又は回数若しくは直径が巻末付録二の付表6《漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表》に掲げる基準率以下のもの又は基準回数若しくは基準直径以上であるときは、その申請どおり認定する。(耐通4-3-1)

(中古資産の特別な償却率)

- (18) 特別な償却率の認定を受けている法人が、当該認定を受けた資産と同様の中古資産を取得した場合には、当該中古資産については、その取得後の状況に応じて特別な償却率を見積もることができる。(耐通4-3-2)

(特別な償却率による償却限度額)

- (19) 特別な償却率による各事業年度の償却限度額は、次の表の左欄の区分に応じ、右欄により算定する。(耐通4-3-3)

(一) 漁 網	認定を受けた特別な償却率の異なるごとに当該事業年度開始の日における漁網の帳簿価額に特別な償却率を乗じて計算した金額とする。この場合において、事業年度の中途に事業の用に供した漁網については、その取得価額に特別な償却率を乗じて計算した金額に次の割合を乗じて計算した金額とする。	
	イ 当該漁網による漁獲について漁期の定めがある場合	当該漁網を当該事業年度において漁ろうの用に供した期間の月数 当該漁期の期間(当該事業年度に2以上の漁期を含むときは、各漁期の期間の合計の期間)の月数
	ロ イ以外の場合	当該漁網を事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数 当該事業年度の月数
(二) 活 字 地 金		各事業年度開始の日における帳簿価額に特別な償却率(事業年度が1年未満の場合には、特別な償却率に当該事業年度の月数を乗じ、これを12で除した率。以下(二)において同じ。)を乗じて

第三章 第一節 第六款 四 《減価償却資産の償却の方法》

		計算した金額とする。この場合において、当該事業年度の中途に事業の用に供した活字地金については、その取得価額に特別な償却率を乗じて計算した金額に、その供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額とする。
(三)	なつ染用 銅ロール	ロールの取得価額から残存価額を控除した金額に当該事業年度の特別な償却率を乗じて計算した金額とする。 注 なつ染用銅ロールが2以上ある場合における特別な償却率は、ロールの種類ごとに、各事業年度における実際の彫刻回数(当該事業年度において譲渡又は廃棄したロールの彫刻回数を除き、基準模様以外の模様を彫刻した場合の彫刻回数は、実際彫刻回数に換算率を乗じた回数とする。)の合計数の当該事業年度終了の日において有するロールの彫刻可能回数の合計数のうちに占める割合による。
(四)	映画用 フィルム	取得価額に当該フィルムの上映日から当該事業年度終了の日までに経過した期間の月数に応ずる特別な償却率(当該事業年度前の事業年度において上映したフィルムについては、当該特別な償却率から当該事業年度直前の事業年度終了の日における特別な償却率を控除した率)を乗じて計算した金額とする。 ただし、巻末付録二の付表6《漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表》の(2)のただし書の適用を受ける場合には、各事業年度ごとに封切上映したものの取得価額の総額に同ただし書の割合を乗じて計算した金額の合計額とする。
(五)	非鉄金属圧 延用ロール	使用可能の直径の異なるごとに、当該ロールの取得価額から残存価額を控除した金額に当該事業年度の特別な償却率を乗じて計算した金額とする。 注 非鉄金属圧延用ロールが2以上ある場合における特別な償却率は、使用可能の直径の異なるごとに、各事業年度におけるロールの直径の減少値(当該事業年度において譲渡又は廃棄したロールに係る減少値を除く。)の合計数の当該事業年度終了の日において有するロールの使用可能直径の合計数のうちに占める割合による。
(六)	専用金型等	その種類及び形状を同じくするものごとに、当該専用金型等の取得価額から残存価額を控除した金額に当該事業年度の特別な償却率を乗じて計算した金額とする。

(特別な償却率の認定を受けている資産に資本的支出をした場合の取扱い)

- (20) 特別な償却率の認定を受けている減価償却資産について資本的支出をした場合には、当該資本的支出は当該認定を受けている特別な償却率により償却を行うことができることに留意する。(耐通4-3-4)

五 減価償却資産の償却の方法の選定、変更等

1 債却の方法の選定

減価償却資産の償却の方法は、四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイからヘまで又は同②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の表のイからヘまでに掲げる減価償却資産ごとに、かつ、同①の表のイの(イ)、ロ、ハ及び木並びに同②の表のロ、ハ及び木に掲げる減価償却資産については次の表の左欄に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる区分ごとに選定しなければならない。この場合において、2以上の事業所又は船舶を有する内国法人は、事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定することができる。(法31⑥、令51①、規14)

①	機械及び装置以外の減価償却資産のうち耐用年数省令別表第一《機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表》の適用を受けるもの	耐用年数省令別表第一に掲げる種類
②	機械及び装置のうち耐用年数省令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》の適用を受けるもの	耐用年数省令別表第二に掲げる設備の種類
③	汚水処理又はばい煙処理の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令別表第五《公害防止用減価償却資産の耐用年数表》の適用を受けるもの	耐用年数省令別表第五に掲げる種類
④	開発研究の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令別表第六《開発研究用減価償却資産の耐用年数表》の適用を受けるもの	耐用年数省令別表第六に掲げる種類
⑤	坑道及び一の2の表の⑧のイに掲げる鉱業権(試掘権を除く。)	当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に掲げる設備の種類
⑥	試掘権	当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に掲げる設備の種類

(部分的に用途を異にする建物の償却)

一の建物が部分的にその用途を異にしている場合において、その用途を異にする部分がそれぞれ相当の規模のものであり、かつ、その用途の別に応じて償却することが合理的であると認められる事情があるときは、当該建物につきそれぞれその用途を異にする部分ごとに異なる償却の方法を選定することができるものとする。(基通7-2-1)

2 債却の方法の選定の届出

内国法人は、次の表の左欄に掲げる法人(②又は③に掲げる法人にあっては、その有する減価償却資産と同一の資産区分【1に掲げる区分をいい、2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。以下2において同じ。】に属する減価償却資産につきそれぞれ右欄に掲げる日の属する事業年度前の事業年度においてこの2による届出をすべきものを除く。)の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる日の属する事業年度に係る第二節第三款の二の1《確定申告》による申告書の提出期限(①又は④から⑥までに掲げる日の属する同款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》による場合には、その中間申告書の提出期限)までに、その有する減価償却資産と同一の資産区分に属する減価償却資産につき、当該資産区分ごとに、四の1の①又は同②に掲げる償却の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、(1)《建物等の償却方法の選定のみなし規定》の表の左欄に掲げる減価償却資産については、この限りでない。(法31⑥、令51②)

①	新たに設立した内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)	設立の日
②	新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等	新たに収益事業を開始した日
③	公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)に該当していた普通法人又は協同組合等	当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日
④	設立後(②に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後とし、③)	当該資産の取得をした日

第三章 第一節 第六款 五 《減価償却資産の償却方法の選定等》

	に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に該当することとなった後とする。既にそのるべき償却の方法を選定している減価償却資産【その償却の方法を届け出なかったことにより法定償却方法によるべきこととされているものを含む。】以外の減価償却資産の取得【適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下④及び⑥において同じ。】をした内国法人	
⑤	新たに事業所を設けた内国法人で、当該事業所に属する減価償却資産につき当該減価償却資産と同一の区分【①の表の①から⑥までの区分をいう。】に属する資産について既に選定している償却の方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に事業所ごとに異なる償却の方法を選定しているもの	新たに事業所を設けた日
⑥	新たに船舶の取得をした内国法人で、当該船舶につき当該船舶以外の船舶について既に選定している償却の方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に船舶ごとに異なる償却の方法を選定しているもの	新たに船舶の取得をした日

(建物等の償却方法の選定のみなし規定)

(1) 次の表の左欄に掲げる減価償却資産については、内国法人が当該資産を取得した日において同表の右欄に掲げる償却の方法を選定したものとみなす。(法31⑥、令51②④、48①、48の2①)

(一)	四の1の①の表のイの(ロ)に掲げる建物	旧定額法
(二)	同表の二に掲げる無形固定資産及び生物	旧定額法
(三)	同表のヘに掲げる国外リース資産	旧国外リース期間定額法
(四)	同②の表のイに掲げる建物	定額法
(五)	同表の二に掲げる無形固定資産及び生物	定額法
(六)	同表のヘに掲げるリース資産	リース期間定額法

(新償却方法適用資産を取得した場合の償却方法の選定のみなし規定)

(2) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産【以下(2)において「旧償却方法適用資産」という。】につき既にそのるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合【その償却の方法を届け出なかったことにより③《法定償却方法》に掲げる償却の方法によるべきこととされている場合を含み、2以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。】において、同年4月1日以後に取得をされた減価償却資産【以下(2)において「新償却方法適用資産」という。】で、同年3月31日以前に取得をされたらば当該旧償却方法適用資産と同一の区分【①《償却の方法の選定》に掲げる区分をいう。以下(2)において同じ。】に属するものにつき②《償却の方法の選定の届出》による届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、当該旧償却方法適用資産につき選定した次の表の左欄に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる償却の方法を選定したものとみなす。ただし、当該新償却方法適用資産と同一の区分に属する他の新償却方法適用資産について、④《償却の方法の変更手続》の承認を受けている場合には、この限りでない。(法31⑥、令51③)

(一)	旧定額法	定額法
(二)	旧定率法	定率法
(三)	旧生産高比例法	生産高比例法

3 法定償却方法

内国法人が減価償却資産につき償却の方法を選定しなかった場合における法定償却方法は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる方法とする。(法31⑥、令53)

①	平成19年3月31	次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる方法
---	-----------	-----------------------------------

第三章 第一節 第六款 五 《減価償却資産の償却方法の選定等》

日以前に取得をされた減価償却資産	イ	四の1の①の表のイの(イ)に掲げる平成10年3月31日以前に取得をされた建物及び同表の口に掲げる建物附属設備及び建物以外の有形減価償却資産	旧定率法
	口	同表のハに掲げる鉱業用減価償却資産及び同表のホに掲げる鉱業権	旧生産高比例法
② 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産	次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる方法		
	イ	四の1の②の表の口に掲げる建物附属設備及び建物以外の有形減価償却資産	定率法
	口	同表のハに掲げる鉱業用減価償却資産及び同表のホに掲げる鉱業権	生産高比例法

4 債却の方法の変更手続

内国法人は、減価償却資産につき選定した償却の方法（その償却の方法を届け出なかった内国法人がよるべきこととされている法定償却方法を含む。（6）において同じ。）を変更しようとするとき（2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。）は、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。（法31⑥、令52①）

（償却方法の変更の承認申請）

- (1) 4に掲げる承認を受けようとする内国法人は、その新たな償却の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（法31⑥、令52②、規15）
 - (一) 申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人）の氏名
 - (二) 選定した償却の方法を変更しようとする旨
 - (三) その償却の方法を変更しようとする理由
 - (四) その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分（2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。）
 - (五) 現によっている償却の方法及びその償却の方法を採用した日
 - (六) 採用しようとする新たな償却の方法
 - (七) その他参考となるべき事項

（申請の却下）

- (2) 税務署長は、(1)に掲げる申請書の提出があった場合において、その申請書を提出した内国法人が現によっている償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする償却の方法によってはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。（法31⑥、令52③）

（償却方法の変更申請があつた場合の「相当期間」）

- (3) 一旦採用した減価償却資産の償却の方法は特別の事情がない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によっている償却の方法を変更するために(1)に掲げる変更承認申請書を提出した場合において、その現によっている償却の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併や分割に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときは除き、(2)に掲げる相当期間を経過していないときに該当するものとする。（基通7-2-4）

注 その変更承認申請書の提出がその現によっている償却の方法を採用してから3年を経過した後になされた場合であっても、その変更することについて合理的な理由がないと認められるときは、税務署長は、その変更を承認しないことができる。

第三章 第一節 第六款 五 《減価償却資産の償却方法の選定等》

(承認又は却下の通知)

- (4) 税務署長は、(1)に掲げる申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。(法31⑥、令52④)

(みなす承認)

- (5) (1)に掲げる申請書の提出があった場合において、その新たな償却の方法を採用しようとする事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があつたものとみなす。(法31⑥、令52⑤)

(公益法人等のみなす承認)

- (6) 2 《償却の方法の選定の届出》の表の②又は③の左欄に掲げる内国法人がそれぞれ右欄に掲げる日の属する事業年度において、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとする場合(2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合を含む。)において、当該事業年度に係る第二節第三款の二の1.《確定申告》による申告書の提出期限までに、その旨及び(1)に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもって(1)の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって4 《償却の方法の変更手続》の承認があつたものとみなす。この場合において(4)は、適用しない。(法31⑥、令52⑥)

(評価方法の変更に関する届出書の提出)

- (7) (6)に掲げる届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じた場合において、既に選定していた評価方法を変更しようとするときに提出することに留意する。(基通5-2-14)

(一) 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと

(二) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

六 減価償却資産の取得価額

1 減価償却資産の取得価額

減価償却資産の取得価額は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる金額とする。(法31⑥、令54①)

①	購入した減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 イ 当該資産の購入の代価 (引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税〔関税法第2条第1項第4号の2《定義》に規定する附帯税を除く。〕その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額) ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額						
②	自己の建設、製作又は製造 (以下「建設等」という。) に係る減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 イ 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額						
③	自己が成育させた一の2の表の⑨のイに掲げる生物 (以下③において「牛馬等」という。)	次に掲げる金額の合計額 イ 成育させるために取得 (適格合併又は適格分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。④のイにおいて同じ。) をした牛馬等に係る①のイ、⑤のイの(イ)若しくは⑤のロの(イ)若しくは⑥のイに掲げる金額又は種付費及び出産費の額並びに当該取得をした牛馬等の成育のために要した飼料費、労務費及び経費の額 ロ 成育させた牛馬等を事業の用に供するために直接要した費用の額						
④	自己が成熟させた一の2の表の⑨のロ及びハに掲げる生物 (以下④において「果樹等」という。)	次に掲げる金額の合計額 イ 成熟させるために取得をした果樹等に係る①のイ、⑤のイの(イ)若しくは⑤のロの(イ)若しくは⑥のイに掲げる金額又は種苗費の額並びに当該取得をした果樹等の成熟のために要した肥料費、労務費及び経費の額 ロ 成熟させた果樹等を事業の用に供するために直接要した費用の額						
⑤	適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により移転を受けた減価償却資産	<p>次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td><td>適格合併又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配に限る。以下⑤において「適格合併等」という。)により移転を受けた減価償却資産</td><td>次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人が当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格合併等に係る合併法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除く。以下⑤において「適格分割等」という。)により移転を受けた減価償却資産</td><td>次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</td></tr> </table>	イ	適格合併又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配に限る。以下⑤において「適格合併等」という。)により移転を受けた減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人が当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格合併等に係る合併法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額	ロ	適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除く。以下⑤において「適格分割等」という。)により移転を受けた減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
イ	適格合併又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配に限る。以下⑤において「適格合併等」という。)により移転を受けた減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人が当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格合併等に係る合併法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額						
ロ	適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 (適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除く。以下⑤において「適格分割等」という。)により移転を受けた減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 (イ) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額 (ロ) 当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額						
⑥	①から⑤までに掲げる方法以外の方法により取得をした減価償却資産	次に掲げる金額の合計額 イ その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額 ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額						

(高価買入資産の取得価額)

- (1) 法人が不当に高価で買い入れた固定資産について、その買入価額のうち実質的に贈与をしたものと認められた金額がある場合には、買入価額から当該金額を控除した金額を取得価額とすることに留意する。(基通7-3-1)

(借入金の利子)

- (2) 固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額は、たとえ当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであっても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができるものとする。(基通7-3-1の2)

注 借入金の利子の額を建設中の固定資産に係る建設仮勘定に含めたときは、当該利子の額は固定資産の取得価額に算入されたことになる。

(割賦購入資産等の取得価額に算入しないことができる利息相当部分)

- (3) 割賦販売契約(延滞条件付譲渡契約を含む。)によって購入した固定資産の取得価額には、契約において購入代価と割賦期間分の利息及び売手側の代金回収のための費用等に相当する金額とが明らかに区分されている場合のその利息及び費用相当額を含めないことができる。(基通7-3-2)

(固定資産の取得に関連して支出する地方公共団体に対する寄附等)

- (4) 法人が都道府県又は市町村からその工場誘致等により土地その他の固定資産を取得し、購入の代価のほかに、その取得に関連して都道府県若しくは市町村又はこれらの指定する公共団体等に寄附金又は負担金の名義で金銭を支出した場合においても、その支出した金額が実質的にみてその資産の代価を構成すべきものと認められるときは、その支出した金額はその資産の取得価額に算入する。(基通7-3-3)

(固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示)

- (5) 次に掲げるような費用の額は、たとえ固定資産の取得に関連して支出するものであっても、これを固定資産の取得価額に算入しないことができる。(基通7-3-3の2)

(一) 次に掲げるような租税公課等の額

- イ 不動産取得税又は自動車取得税
- ロ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
- ハ 新増設に係る事業所税
- ニ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

(二) 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設設計画を変更したことにより不要となつたものに係る費用の額

(三) 一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

(土地についてした防壁、石垣積み等の費用)

- (6) 埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入するのであるが、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適當と認められるものの費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とすることができます。

上水道又は下水道の工事に要した費用の額についても、同様とする。(基通7-3-4)

注 専ら建物、構築物等の建設のために行う地質調査、地盤強化、地盛り、特殊な切土等土地の改良のためのものでない工事に要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入する。

(土地、建物等の取得に際して支払う立退料等)

- (7) 法人が土地、建物等の取得に際し、当該土地、建物等の使用者等に支払う立退料その他立退きのために要した金額は、当該土地、建物等の取得価額に算入する。(基通7-3-5)

(土地とともに取得した建物等の取壟し費等)

- (8) 法人が建物等の存する土地(借地権を含む。以下(8)において同じ。)を建物等とともに取得した場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壟しに着手する等、当初からその建物等を取り壟して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるとき

は、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊し費用の合計額（廃材等の処分によって得た金額がある場合は、当該金額を控除した金額）は、当該土地の取得価額に算入する。（基通7-3-6）

（事後的に支出する費用）

(9) 新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のように減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しないことができるものとするが、工場、ビル、マンション等の建設に伴って支出する住民対策費、公害補償費等の費用（（14）《宅地開発等に際して支出する開発負担金等》の（二）及び（三）に該当するものを除く。）の額で当初からその支出が予定されているもの（毎年支出することとなる補償金を除く。）については、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、当該減価償却資産の取得価額に算入する。（基通7-3-7）

注 住民運動により建設工事が遅延し資材の保管のために特別に借地料、倉庫料等を要した場合は、当該費用は異常原因に基づいて支出するものであるから、固定資産の取得価額に算入しないで、その支出の都度損金として差し支えない。（編者）

（借地権の取得価額）

(10) 借地権の取得価額には、土地の賃貸借契約又は転貸借契約（これらの契約の更新及び更改を含む。以下（10）において「借地契約」という。）に当たり借地権の対価として土地所有者又は借地権者に支払った金額のほか、次に掲げるような金額を含むものとする。ただし、（一）に掲げる金額が建物等の購入代価のおおむね10%以下の金額であるときは、強いてこれを区分しないで建物等の取得価額に含めることができる。（基通7-3-8）

- (一) 土地の上に存する建物等を取得した場合におけるその建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額
- (二) 賃借した土地の改良のためにした地盛り、地ならし、埋立て等の整地に要した費用の額
- (三) 借地契約に当たり支出した手数料その他の費用の額
- (四) 建物等を増改築するに当たりその土地の所有者等に対して支出した費用の額

（治山工事等の費用）

(11) 天然林を人工林に転換するために必要な地ごしらえ又は治山の工事のために支出した金額（構築物の取得価額に算入されるものを除く。）は、林地の取得価額に算入する。（基通7-3-9）

（公有水面を埋め立てて造成した土地の取得価額）

(12) 法人が公有水面を埋め立てて取得した土地の取得価額には、当該埋立てに要した費用の額のほか、公有水面埋立法第12条《免許料》の規定により徴収された免許料及び同法第6条《権利者に対する補償、損害防止施設》の規定による損害の補償を要する金額その他公有水面の埋立てをする権利の取得のために要した費用（以下（13）においてこれらの費用を「埋立免許料等」という。）の額が含まれることに留意する。（基通7-3-10）

（残し等により埋め立てた土地の取得価額）

(13) 法人がその事業から生ずる残し等によって造成した埋立地の取得価額は、その残し等の処理のために要した運搬費、築石費、捨石工事費等（埋立免許料等を含む。以下（13）において「埋立費」という。）の額の合計額（当該合計額が埋立工事が完了した日の埋立地の価額を超える場合には、その超える金額を控除した金額）による。ただし、法人が次のいずれかの方法によっているときは、これを認める。（基通7-3-11）

- (一) 埋立工事中の各事業年度において支出した埋立費を埋立地の原価の額に算入し、その事業年度終了の日における原価の合計額が、その埋立地が同日に完成したものとした場合におけるその埋立地の価額を超えるに至った場合において、その事業年度において支出した埋立費の額のうち、その超える金額を損金の額に算入して計算した原価の額をその取得価額とする方法

- (二) 埋立費のうち埋立免許料等並びに残し等の処理のための築石費及び捨石工事費の額を埋立地の原価の額に算入し、その残し等の処理のために要した運搬費のような築石費及び捨石工事費以外の費用の額をその支出の都度損金の額に算入するとともに、法人がその埋立地の所有権を取得した時（所有権を取得する前にその埋立地に工作物を設置する等埋立地を使用するに至ったときのその使用部分については、使用の時）においてその取得時の埋立地の価額（当該価額が埋立費の合計額を超えるときは、当該合計額）をその取得価額として修正する方法

（宅地開発等に際して支出する開発負担金等）

(14) 法人が固定資産として使用する土地、建物等の造成又は建築等（以下（14）において「宅地開発等」という。）の許可を受けるために地方公共団体に対してその宅地開発等に関連して行われる公共的施設等の設置又は改良の費用に充てるもの

として支出する負担金等(これに代えて提供する土地又は施設を含み、純然たる寄附金の性質を有するものを除く。以下(14)において同じ。)の額については、その負担金等の性質に応じそれぞれ次により取り扱うものとする。(基通7-3-11の2)

(一) 例えば団地内の道路、公園又は緑地、公道との取付道路、雨水調整池(流下水路を含む。)等のように直接土地の効用を形成すると認められる施設に係る負担金等の額は、その土地の取得価額に算入する。

(二) 例えば上水道、下水道、工業用水道、汚水処理場、団地近辺の道路(取付道路を除く。)等のように土地又は建物等の効用を超えて独立した効用を形成すると認められる施設で当該法人の便益に直接寄与すると認められるものに係る負担金等の額は、それぞれその施設の性質に応じて無形減価償却資産の取得価額又は繰延資産とする。

(三) 例えば団地の周辺又は後背地に設置されるいわゆる緩衝緑地、文教福祉施設、環境衛生施設、消防施設等のように主として団地外の住民の便益に寄与すると認められる公共的施設に係る負担金等の額は、繰延資産とし、その償却期間は8年とする。

(土地の取得に当たり支出する負担金等)

(15) 法人が地方公共団体等が造成した土地を取得するに当たり土地の購入の代価のほかに(14)《宅地開発等に際して支出する開発負担金等》に掲げる負担金等の性質を有する金額でその内容が具体的に明らかにされているものを支出した場合には、(14)に準じて取り扱うことができるものとする。(基通7-3-11の3)

(埋蔵文化財の発掘費用)

(16) 法人が工場用地等の造成に伴い埋蔵文化財の発掘調査等をするために要した費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。ただし、文化財の埋蔵されている土地をその事情を考慮して通常の価額より低い価額で取得したと認められる場合における当該発掘調査等のために要した費用の額については、この限りでない。(基通7-3-11の4)

(私道を地方公共団体に寄附した場合)

(17) 法人が専らその有する土地の利用のために設置されている私道を地方公共団体に寄附した場合には、当該私道の帳簿価額を当該土地の帳簿価額に振り替えるものとし、その寄附をしたことによる損失はないものとする。(基通7-3-11の5)

注 第八款の一の(5)《公共的施設の設置又は改良のために支出する費用》の(一)の取扱いとの相違に留意する。(編者)

(山林立木の取得価額)

(18) 植栽のための地ごしらえ費、種苗費、植栽費(通常の補植に要する費用を含む。)、ぶ育費、間伐費及び管理費等植栽のための地ごしらえから成林に至るまでの造林に要する一切の費用の金額は、山林立木の取得価額に算入する。ただし、おおむね毎年(将来にわたる場合を含む。)輪伐を行うことを通例とする法人の造林に要する費用のうち、ぶ育費、間伐費及び管理費については、その支出の日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。(基通7-3-13)

注 この取扱いによると、原則としては間伐費は山林立木の取得価額に算入されるので、間伐材を譲渡した場合には譲渡原価ではなく、その収益の全額が益金の額に算入されることになるが、法人がその譲渡による収益を益金の額に算入するとともに、間伐費及びその間伐に係る山林立木の帳簿価額のうち間伐材に対応する金額の合計額(当該収益の額を限度とする。)を譲渡原価として損金の額に算入しているときは、これを認める。

(出願権を取得するための費用)

(19) 法人が他から出願権(工業所有権に関し特許又は登録を受ける権利をいう。)を取得した場合のその取得の対価については、無形固定資産に準じて当該出願権の目的たる工業所有権の耐用年数により償却することができるが、その出願により工業所有権の登録があったときは、当該出願権の未償却残額(工業所有権を取得するための費用があるときは、その費用の額を加算した金額)に相当する金額を当該工業所有権の取得価額とする。(基通7-3-15)

(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)

(20) 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、1の表の②に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。

この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、法人が、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。(基通7-3-15の2)

第三章 第一節 第六款 六 《減価償却資産の取得価額》

注 他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。

(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)

- (21) 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。(基通7-3-15の3)
- (一) 自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあつたため不要となつたことが明らかなものに係る費用の額
 - (二) 研究開発費の額【自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならぬ
いことが明らかなものに限る。】
 - (三) 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額【その製作原価のおおむね3%以内
の金額】であるもの

(電話加入権の取得価額)

- (22) 電話加入権の取得価額には、電気通信事業者との加入電話契約に基づいて支出する工事負担金のほか、屋内配線工事に要した費用等電話機を設置するために支出する費用【当該費用の支出の目的となつた資産を自己の所有とする場合のその設置のために支出するものを除く。】が含まれることに留意する。(基通7-3-16)

注 自動車電話、携帯電話等に加入する際の費用については、一の2の(12)《電気通信施設利用権の範囲》を参照。(編者)

(採掘権の取得価額)

- (23) 法人がその有する試掘権の目的となつてゐる鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合には、当該試掘権の未償却残額に相当する金額と当該採掘権の出願料、登録免許税その他その取得のために直接要した費用の額の合計額を当該採掘権の取得価額とする。(基通7-6-1の2)

(金属造りの移動性仮設建物の取得価額の特例)

- (24) 建設業者等が建設工事等の用に供する金属造りの移動性仮設建物については、その償却費を工事原価に算入するのであるが、この場合における当該建物の償却計算の基礎となる取得価額は、当該建物の構成部分のうちその移設に伴い反復して組み立てて使用されるものの取得のために要した費用の額によることができる。(基通2-2-8)

注 当該建物の組立て、撤去に要する費用及び電気配線等の附属設備で他に転用することができないと認められるものの費用は、当該建物を利用して行う工事の工事原価に算入する。

(賃借人におけるリース資産の取得価額)

- (25) 賃借人におけるリース資産【第一款の六に掲げるリース資産をいう。以下(27)までにおいて同じ。】の取得価額は、原則としてそのリース期間【同款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引【以下(27)までにおいて「リース取引」という。】に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間をいう。以下(27)までにおいて同じ。】中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分する場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。(基通7-6の2-9)

注1 再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

注2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

注3 本文ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

(リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額)

- (26) 賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合【そのリース取引が四の1の②の(2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のイ若しくはロに掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。】には、その購入の直前における当該資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とする。(基通7-6の2-10前段)

(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額)

- (27) リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産の返還を受けた場合には、賃貸人は当該リース期間終了の時に当該資産を取得したものとする。この場合における当該資産の取得価額は、原則と

して、返還の時の価額による。ただし、当該資産に係るリース契約に残価保証額の定めがある場合における当該資産の取得価額は、当該残価保証額とする。リース期間の終了に伴い再リースをする場合についても同様とする。(基通7-6の2-11)

注 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る貸借人その他の者がその貸貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。

(スキー場のグレンデ整備費用)

(28) 自己の土地をスキー場として整備するための土工工事【(他の者の所有に係る土地を有料のスキー場として整備するための土工工事を含む。)】に要する費用の額は、構築物の取得価額に算入する。(基通8-1-9(注)2)

(固定資産について値引き等があった場合)

(29) 法人の有する固定資産について値引き、割戻し又は割引【(以下(29)において「値引き等」という。)】があった場合には、その値引き等のあった日の属する事業年度の確定した決算において次の算式により計算した金額の範囲内で当該固定資産の帳簿価額を減額することができるものとする。(基通7-3-17の2)

(算式)

$$\text{値引き等の額} \times \frac{\text{値引き等の直前における当該固定資産の帳簿価額}}{\text{値引き等の直前における当該固定資産の取得価額}}$$

注1 当該固定資産が法人税法又は租税特別措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、算式の分母及び分子の金額はその圧縮記帳後の金額によることに留意する。

注2 当該固定資産についてその値引き等のあった日の属する事業年度の直前の事業年度から繰り越された特別償却不足額【特別償却準備金の積立不足額を含む。以下(29)において同じ。】があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。

2 自己の建設等に係る減価償却資産の取得価額の特例

内国法人が自己的建設等に係る減価償却資産につき算定した建設等の原価の額が1の表の②《自己の建設等に係る減価償却資産》のイ及びロに掲げる金額の合計額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額に相当する金額をもって当該資産の取得価額とみなす。(法31⑥、令54②)

(固定資産の原価差額の調整)

(1) 法人が棚卸資産に係る原価差額の調整を要する場合において、原材料等の棚卸資産を固定資産の製作又は建設【改良を含む。】のために供したとき又は自己生産に係る製品を固定資産として使用したときは、当該固定資産に係る原価差額は、その取得価額に配賦するものとする。(基通7-3-17)

注 原価差額の調整を要するかどうかは、第五款の六《原価差額の調整》に掲げるところによる。(編者)

(固定資産の取得価額に算入された交際費等の調整)

(2) 法人が支出した交際費等の金額のうちに固定資産の取得価額に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額【(以下(2)において「原価算入額」という。)】がある場合において、当該交際費等の金額のうちに第十三款の一《交際費等の損金不算入》により損金の額に算入されないこととなった金額【(以下(2)において「損金不算入額」という。)】があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了の時における固定資産の取得価額を減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度において支出した交際費等の金額のうちに当該固定資産の取得価額に含まれている交際費等の金額の占める割合を乗じた金額とすることができる。(措通61の4(2)-7参照)

注 この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度において決算上調整するものとする。

3 圧縮記帳資産の取得価額の特例

1 《減価償却資産の取得価額》の表の①から⑥までの左欄に掲げる減価償却資産につき法人税法上の圧縮記帳《第十五款》により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、同表の①から⑥までの右欄に掲げる金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額【第十五款の一の7】《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮額の損金算入》の適用があった減価償却資産につき既にその償却費として各事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額の累積額に、当該資産の取得に要した金額のうちに返還を要しないこととなった当該国庫補助金等の額の占める割合を乗じて計算した金額を加算した金額) を控除した金額に相当する金額をもって当該資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額とみなす。(法31⑥、令54③)

(租税特別措置法の規定による圧縮記帳資産の取得価額の特例)

租税特別措置法に定める農用地等を取得した場合の課税の特例、収用等の場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例、平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例、技術研究組合の所得計算の特例若しくは転廃業助成金等に係る課税の特例《第十五款及び第十六款》により圧縮記帳をした代替資産等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、圧縮記帳により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額又は益金の額に算入されなかった金額は、当該資産の取得価額に算入しない。(措法61の3⑤、64⑦、64の2⑭、65⑩、65の7⑧、65の8⑯、65の13③、65の14⑯、66③、66の2⑥、66の10③、67の4⑬、措令37の3④)

4 非適格合併により移転を受けた譲渡損益調整資産の取得価額

1の表の⑥の左欄に掲げる減価償却資産が適格合併に該当しない合併で第三十三款の一《譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額の繰延べ》の適用があるものにより移転を受けた同一に掲げる譲渡損益調整資産である場合には、同表の⑥の右欄に掲げる金額から当該資産に係る同款の四の3の①《非適格合併により譲渡損益調整資産の移転があった場合》に掲げる譲渡利益額に相当する金額を減算し、又は同欄に掲げる金額に当該資産に係る同①に掲げる譲渡損失額に相当する金額を加算した金額をもって、当該資産の1による取得価額とみなす。(法31⑥、令54④)

5 評価換算等により帳簿価額が増額された場合の取得価額

1の表の①から⑥までの左欄に掲げる減価償却資産につき評価換算等(四の1の①の(12)《評価換算等及び期中評価換算等の意義》に掲げる評価換算等をいう。)が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、当該評価換算等が行われた事業年度後の各事業年度(当該評価換算等が同(12)に掲げる期中評価換算等である場合には、当該期中評価換算等が行われた事業年度以後の各事業年度)においては、1の表の①から⑥までの右欄に掲げる金額に当該帳簿価額が増額された金額を加算した金額に相当する金額をもって当該資産の1による取得価額とみなす。(法31⑥、令54⑤)

6 資本的支出の取得価額の特例

① 原 則

(資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額)

(1) 内国法人が有する減価償却資産について支出する金額のうちに七《資本的支出と修繕費》によりその支出する日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を1《減価償却資産の取得価額》による取得価額として、その有する減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。(法31⑥、令55①)

(リース資産に係る資本的支出額の取得価額の特例)

(2) (1)に掲げる場合において、当該内国法人が有する減価償却資産がリース資産(四の1の②の(2)《用語の意義》の表の(四)に掲げるリース資産をいう。以下(2)において同じ。)であるときは、(1)により新たに取得したものとされる減価償却資産は、リース資産に該当するものとする。この場合においては、当該取得したものとされる減価償却資産の同表の(七)に掲げるリース期間は、(1)の支出した金額を支出した日から当該内国法人が有する減価償却資産に係る同(七)に掲げるリース期間の終了の日までの期間として、6を適用する。(法31⑥、令55③)

② 合算の特例

(平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の取得価額への合算の特例)

(1) ①の(1)に掲げる場合において、当該内国法人が有する減価償却資産についてそのよるべき償却の方法として四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる償却の方法を採用しているときは、

同(1)にかかわらず、同(1)の支出した金額を当該減価償却資産の1による取得価額に加算することができる。(法31⑥、令55②)

(定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例)

(2) 内国法人の当該事業年度の前事業年度において①の(1)に掲げる損金の額に算入されなかった金額がある場合において、当該内国法人が有する減価償却資産【四の1の②の(1)の表の(二)《定率法》の右欄の表のイに掲げる平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産を除く。以下(2)において「旧減価償却資産」という。】及び同(1)により新たに取得したものとされた減価償却資産【以下②において「追加償却資産」という。】についてそのるべき償却の方法として定率法を採用しているときは、同(1)にかかわらず、当該事業年度開始の時において、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を1による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます。(法31⑥、令55④)

注1 (2)は、法人が平成24年4月1日以後に減価償却資産について支出する金額【平成24年3月31日以前に開始し、かつ、平成24年4月1日以後に終了する事業年度【以下「改正事業年度」という。】の同日以後の期間内に減価償却資産【四の1の②の表のロ及びハに掲げる減価償却資産に限る。以下同じ。】について支出する金額につき①の(1)《資本的支出がある場合の減価償却資産の取得価額》により新たに取得したものとされる減価償却資産について注2の適用を受ける場合のその支出する金額【以下「経過旧資本的支出額」という。】を除き、改正事業年度の平成24年3月31日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額につき①の(1)により新たに取得したものとされる減価償却資産について四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合のその支出した金額【以下「経過新資本的支出額」という。】を含む。】について適用し、法人が平成24年3月31日以前に減価償却資産について支出した金額【経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。】については、注4に掲げる場合を除き、次による。(平23.12改令附3④)

旧(2) 内国法人の当該事業年度の前事業年度において①の(1)に掲げる損金の額に算入されなかった金額がある場合において、当該内国法人が有する減価償却資産【以下旧(2)において「旧減価償却資産」という。】及び同(1)により新たに取得したものとされた減価償却資産【以下②において「追加償却資産」という。】についてそのるべき償却の方法として定率法を採用しているときは、同(1)にかかわらず、当該事業年度開始の時において、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を1による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます。(法31⑥、令55④)

注2 法人が、改正事業年度においてその有する減価償却資産につきそのるべき償却の方法として四の1の②の(1)の表の(二)に掲げる定率法を選定している場合【その償却の方法を届け出なかったことに基して五の3《法定償却方法》によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。】において、当該改正事業年度【四の1の②の(3)の適用を受ける事業年度を除く。】の平成24年4月1以後の期間内に減価償却資産の取得をすることは、当該減価償却資産を同②の(1)の(二)の右欄の表のイ《平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産》に掲げる資産とみなして、この(2)を適用することができる。(平23.12改令附3②)

注3 四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合の(2)の適用については、四の1の②の(3)を参照。(編者)

注4 法人が平成24年3月31日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額(当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)について注1の旧(2)により当該事業年度の翌事業年度開始の時において新たに取得したものとされる減価償却資産【当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下注4において同じ。】に係る(2)の適用については、当該減価償却資産は四の1の②の(1)の表の(二)《定率法》の右欄のイに掲げる平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に該当するものとする。(平23.12改令附3⑤)

(同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例)

(3) 内国法人の当該事業年度の前事業年度において①の(1)に掲げる損金の額に算入されなかった金額がある場合において、当該金額に係る追加償却資産について、そのるべき償却の方法として定率法を採用し、かつ、(2)の適用を受けないときは、①の(1)及び(2)にかかわらず、当該事業年度開始の時において、当該適用を受けない追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの当該開始の時における帳簿価額の合計額を1による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます。(法31⑥、令55⑤)

注1 法人が平成24年3月31日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額(当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)について(3)により当該事業年度の翌事業年度開始の時において新たに取得したものとされる減価償却資産【当該法人が当該資産につき当該翌事業年度において四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下注1において同じ。】に係る(2)の適用については、当該減価償却資産は四の1の②の(1)の表の(二)《定率法》の右欄のイに掲げる平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に該当するものとする。(平23.12改令附3⑤)

注2 法人の改正事業年度の翌事業年度における(3)の適用については、平成24年3月31日以前に減価償却資産について支出した金額【経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。】に係る(2)の注1の旧(2)に掲げる追加償却資産【以下注2において「旧追加償却資産」という。】と平成24年4月1日以後に減価償却資産について支出する金額【経過旧資本的支出額を除き、経過新資本的支出額を

第三章 第一節 第六款 六 《減価償却資産の取得価額》

含む。) に係る(2)に掲げる追加償却資産で旧追加償却資産と種類及び耐用年数を同じくするものとは、異なる種類及び耐用年数の資産とみなす。(平23.12改令附3⑥)

(資本的支出の取得価額の特例の適用関係)

(4) 法人のした資本的支出につき、(1)から(3)までを適用し、取得価額及び償却限度額の計算をした場合には、その後において、(6)《転用した追加償却資産に係る償却限度額等》による場合などを除き、これらの資本的支出を分離して別々に償却することはできないことに留意する。(基通7-3-15の4)

(3以上の追加償却資産がある場合の新規取得とされる減価償却資産)

(5) 法人が、追加償却資産について(3)を適用する場合において、当該追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものが3以上あるときは、各追加償却資産の帳簿価額をいづれかの組み合わせにより合計するかは、当該法人の選択によることに留意する。(基通7-3-15の5)

(転用した追加償却資産に係る償却限度額等)

(6) (3)の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産のうち従来使用されていた用途から他の用途に転用したものがある場合には、当該転用に係る追加償却資産を一の資産として、転用後の耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。この場合において、当該追加償却資産の取得価額は、(3)の適用を受けた事業年度開始の時における当該追加償却資産の帳簿価額とし、かつ、当該転用した日の属する事業年度開始の時における当該追加償却資産の帳簿価額は、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる価額とする。(基通7-4-2の2)

(一)	償却費の額が個々の追加償却資産に合理的に配賦されている場合	転用した追加償却資産の当該転用した日の属する事業年度開始時の帳簿価額
(二)	償却費の額が個々の追加償却資産に配賦されていない場合	転用した日の属する事業年度開始の時の当該一の減価償却資産の帳簿価額に当該一の減価償却資産の取得価額のうちに当該追加償却資産の(3)の適用を受けた事業年度開始の時における帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額

注 当該転用が事業年度の中途で行われた場合における当該追加償却資産の償却限度額の計算については、**十の1の(3)《転用資産の償却限度額》**による。

7 減価償却資産以外の固定資産の取得価額

減価償却資産以外の固定資産の取得価額については、別に定めるもののほか、**1 《減価償却資産の取得価額》**及びこれに関する取扱いの例による。

なお、資本的支出に相当する金額は当該固定資産の取得価額に加算する。(基通7-3-16の2)

注 土地等、絵画その他の非減価償却資産の取得価額についても、引取運賃、運送保険料、購入手数料その他その資産を取得するための費用及び事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれることに留意する。(編者)

七 資本的支出と修繕費

内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもってするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次の表に掲げる金額に該当するもの【そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額】は、その内国法人のその支出する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。(令132)

1	当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時において当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
2	当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時において当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時における当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

(資本的支出の例示)

- (1) 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。(基通7-8-1)
- (一) 建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分に係る費用の額
 - (二) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
 - (三) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
- 注 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

(修繕費に含まれる費用)

- (2) 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。(基通7-8-2)
- (一) 建物の移えい又は解体移築をした場合【(移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。)におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあっては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であって、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。】
 - (二) 機械装置の移設【(10)《集中生産を行う等のための機械装置の移設費》の本文の適用のある移設を除く。】に要した費用【(解体費を含む。)】の額
 - (三) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。
 - イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合
 - ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合
 - ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合
 - (四) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。
 - (五) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

(少額又は周期の短い費用の損金算入)

- (3) 一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等【(以下(5)までにおいて「一の修理、改良等」という。)が次のいずれかに該当する場合には、その修理、改良等のために要した費用の額については、(1)にかかわらず、修繕費として損金経理をできるものとする。(基通7-8-3)
- (一) その一の修理、改良等のために要した費用の額【(その一の修理、改良等が2以上の事業年度にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下(5)までにおいて同じ。)が20万円に満たない場合】
 - (二) その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

注1 本文に掲げる「同一の固定資産」は、一の設備が2以上の資産によって構成されている場合には当該一の設備を構成する個々の資産と

第三章 第一節 第六款 七 《資本的支出と修繕費》

し、送配管、送配電線、伝導装置等のように一定規模でなければその機能を発揮できないものについては、その最小規模として合理的に区分した区分ごととする。以下(5)までにおいて同じ。

注2 一の修理、改良等のために要した費用の額が20万円未満であるかどうかは、法人が消費税の経理処理について適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した金額により判定する。(編者)

(形式基準による修繕費の判定)

(4) 一の修理、改良等のために要した費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができるものとする。(基通7-8-4)

(一) その金額が60万円に満たない場合

(二) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

注1 前事業年度前の各事業年度において、**六の6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》**の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同(2)に掲げる一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同(2)に掲げる旧減価償却資産の取得価額と同(2)に掲げる追加償却資産(以下「追加償却資産」という。)の取得価額との合計額をいうことに留意する。

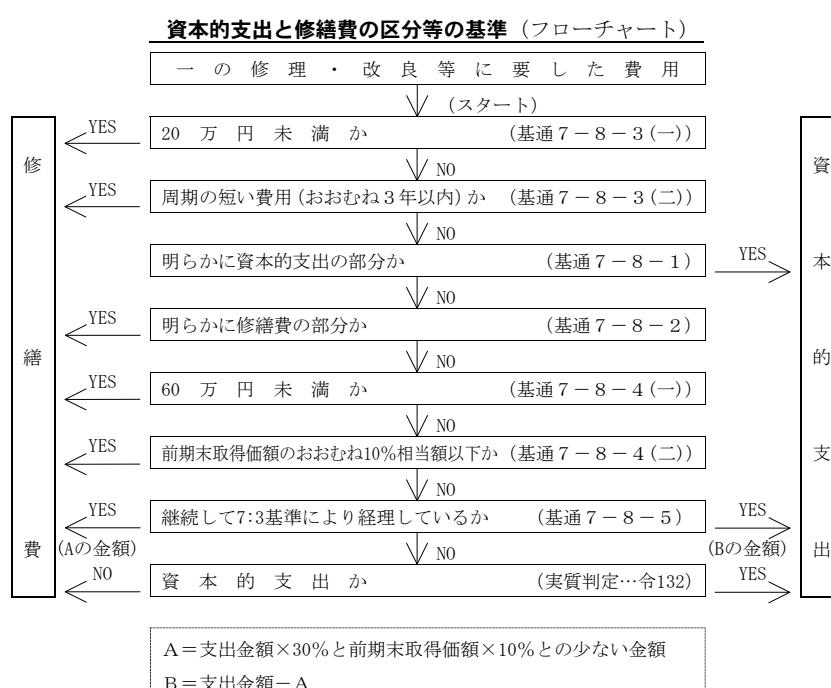
注2 固定資産には、当該固定資産について了資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が**六の6の②の(3)《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》**の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。

注3 一の修理、改良等のために要した費用の額が60万円未満であるかどうかは、法人が消費税の経理処理について適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した金額により判定する。(編者)

(資本的支出と修繕費の区分の特例)

(5) 一の修理、改良等のために要した費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額((3)又は(4)の適用を受けるものを除く。)がある場合において、法人が、継続してその金額の30%相当額とその修理、改良等をした固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。(基通7-8-5)

注 当該固定資産の前期末における取得価額については、(4)の(二)の注1及び注2による。



注 災害の場合の資本的支出と修繕費の区分については、この表にかかわらず(6)によることとなる。

(災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例)

(6) 災害により被害を受けた固定資産 (当該被害に基づき第九款の二 《評価換えを行った場合の資産の評価損の損金算入》に掲げる評価損を計上したものを除く。以下(6)において「被災資産」という。) について支出した次に掲げる費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、(1)から(5)までの取扱いにかかわらず、それぞれ次による。(基通 7-8-6)

- (一) 被災資産につきその原状を回復するために支出した費用は、修繕費に該当する。
- (二) 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、法人が、修繕費とする経理をしているときは、これを認める。
- (三) 被災資産について支出した費用 (上記(一)又は(二)に該当する費用を除く。) の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものがある場合において、法人が、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。

注1 法人が、被災資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設 (被災資産の被災前の効用を維持するためのものを除く。) を設置する場合の当該資産又は特別の施設は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得価額に含めることに留意する。

注2 上記の固定資産に係る災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例は、固定資産に準ずる繰延資産 (第八款の一 《繰延資産の意義》の表の6に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するため支出されたものをいう。) に係る他の者の有する固定資産につき、災害により損壊等の被害があった場合について準用する。

(ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費)

(7) 法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。(基通 7-8-6の2)

注 既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。

(機能復旧補償金による固定資産の取得又は改良)

(8) 法人が、その有する固定資産について電波障害、日照妨害、風害、騒音等による機能の低下があったことによりその原因者からその機能を復旧するための補償金の交付を受けた場合において、当該補償金をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その取得又は改良に充てた補償金の額のうちその機能復旧のために支出したと認められる部分の金額に相当する金額は、修繕費等として損金の額に算入することができる。

当該補償金の交付に代えて、その原因者から機能復旧のための固定資産の交付を受け、又は当該原因者が当該固定資産の改良を行った場合についても、同様とする。(基通 7-8-7)

注 当該補償金の交付を受けた日の属する事業年度終了の時までにその機能復旧のための固定資産の取得又は改良をすることができなかつた場合においても、その後速やかにその取得又は改良をすることが確実であると認められるときは、当該補償金の額のうちその取得又は改良に充てることが確実と認められる部分の金額に限り、その取得又は改良をする時まで仮受金として経理することができる。

(耐用年数を経過した資産についての修理、改良等)

(9) 耐用年数を経過した減価償却資産について修理、改良等をした場合であっても、その修理、改良等のために支出した費用の額に係る資本的支出と修繕費の区分については、一般的の例によりその判定を行うことに留意する。(基通 7-8-9)

(集中生産を行う等のための機械装置の移設費)

(10) 集中生産又はよりよい立地条件において生産を行う等のため一の事業場の機械装置を他の事業場に移設した場合又はガスタンク、鍛圧プレス等多額の据付費を要する機械装置を移設した場合 (第十六款の四 《収用換地等の場合の所得の特別控除》に掲げる収用換地等に伴い移設した場合を除く。) には、運賃、据付費等その移設に要した費用 (解体費を除く。以下(10)において「移設費」という。) の額はその機械装置 (当該機械装置に係る資本的支出を含む。以下(10)において同じ。) の取得価額に算入し、当該機械装置の移設直前の帳簿価額のうちに含まれている据付費 (以下(10)において「旧据付費」という。) に相当する金額は、損金の額に算入する。この場合において、その移設費の額の合計額が当該機械装置の移設直前の帳簿価額の10%に相当する金額以下であるときは、旧据付費に相当する金額を損金の額に算入しないで、当該移設費の額をその移設をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。

(基通7-3-12)

注 主として新規の生産設備の導入に伴って行う既存の生産設備の配置換えのためにする移設は、原則として集中生産又はよりよい立地条件において生産を行う等のための移設には当たらない。

(特別な償却率により償却費を計算する資産に係る修繕費と資本的支出の区分)

(11) 特別な償却率により償却費を計算する資産に係る次の費用についての修繕費と資本的支出の区分は次による。

(耐通4-1-7)

(一) 漁網については、各事業年度において漁網の修繕等 (災害等により漁網の一部が滅失又は損傷した場合におけるその修繕等を含む。) のために支出した金額のうち、次の算式により計算される金額は、資本的支出とする。この場合における計算は、原則として、法人の有する漁網について一統ごとに行うのであるが、その計算が著しく困難であると認められるときは、特別な償却率の異なるごとに、かつ、事業場の異なるごとに行うことができる。

(算式)

$$\text{資本的支出の額} = \frac{A}{B} \{ B - (C \times \text{一定割合}) \}$$

A……当該事業年度において修繕等のために当該漁網に支出した金額をいう。

B……当該事業年度において修繕等のために当該漁網に使用した網地等の合計量をいう。

C……当該事業年度開始の日における当該漁網の全構成量をいう。

一定割合……30% (法人の事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の月数を12で除し、これに30%を乗じて得た割合) とする。

(二) 活字地金については、鋳造に要した費用及び地金かすから地金を抽出するために要した費用は修繕費とし、地金の補給のために要した費用は資本的支出とする。

(三) なつ染用銅ロールの彫刻に要した費用は彫刻したときの修繕費とし、銅板の巻替えに要した費用は資本的支出とする。

(四) 非鉄金属圧延用ロールについては、ロールの研磨又は切削に要した費用は研磨又は切削をしたときの修繕費とする。

(電力会社の行う昇圧工事に伴い配電設備について改造又は取替えを受けた場合の取扱い)

(12) 電力の需要者たる法人が電力会社が行う昇圧工事 (電力会社が需要者の配電設備の受電能力を3キロボルトから6キロボルトに昇圧する工事をいう。) に関連して自己の配電設備について改造又は取替えを受けた場合には、次により取り扱う。(昭35直法1-6「2」)

(一) 配電設備について改造を受けた場合には、その改造に要した費用の額は益金の額に算入するとともにその金額を修繕費として損金の額に算入すること。したがって、これにより課税関係は生じないから留意すること。

(二) 配電設備について取替えを受けた場合には、その取替えにより取得した配電設備 (以下「取得資産」という。) につき、その取替えにより譲渡した配電設備 (以下「譲渡資産」という。) の譲渡直前の帳簿価額を下らない金額をその取得資産の帳簿価額とすること。

(三) 配電設備について取替えを受けた場合において、需要者が取替えによる譲渡資産の価額と取得資産の価額との差額に相当する金額を支出しているとき又は配電設備の受電能力の増加等があるために支出した金額があるときは、その取得資産の帳簿価額は、(二)により付すべき帳簿価額にその支出した金額を加算したものによること。

(四) 配電設備について取替えを受けた場合において、取替えによる取得資産の受電能力が減少したことにより需要者が電力会社から補償金を取得したときは、その取得資産の帳簿価額は、(二)により付すべき帳簿価額に次の割合を乗じて計算した金額を下らない金額とし、その補償金の額は、益金の額に算入すること。

(取得資産の価額)

—————
(取得資産の価額) + (補償金の額)

(昇圧工事に伴い需要者が取得した価格差補償金の取扱い)

(13) 電力の需要者たる法人が電力会社の行う昇圧工事に関連して交付を受けた価格差補償金については、次により取り扱う。(昭35直法1-6「2の2」)

(一) 価格差補償金は、その交付が確定した日を含む事業年度の益金の額に算入するとともに、当該事業年度において、当該価格差補償金の交付の対象となった受電設備の帳簿価額につき、価格差補償金に相当する金額以下の金額を減額して損金の額に算入することができるものとすること。この場合において、当該事業年度の前事業年度までに受電設備を取得して減価償却を行っているときは、帳簿価額を減額することができる金額は、次の算式によつて

計算した金額以下の金額とすること。

$$\text{価格差補償金の金額} \times \frac{\text{帳簿価額を減額する時の直前の受電設備の帳簿価額}}{\text{受電設備の取得価額}}$$

(二) (一)によって帳簿価額の減額をした受電設備を昇圧工事の完了前に撤去し、又は3キロボルト用受電設備に取り替えたため、先に交付を受けた価格差補償金を電力会社に返還したときは、その返還した日を含む事業年度において、次の算式により計算した金額を下らない金額を、当該撤去し、又は取替えのため取りはずした受電設備の帳簿価額に加算すること。したがって、返還した価格差補償金の金額と当該帳簿価額に加算すべき金額との差額に相当する金額は、その返還した日を含む事業年度の損金の額に算入されること。

$$\text{返還又は取替えの時の直前の受電設備の帳簿価額} \\ \text{返還した価格差補償金の金額} \times \frac{\text{（一）による圧縮記帳直後の受電設備の帳簿価額}}{\text{（一）による圧縮記帳直前の受電設備の帳簿価額}}$$

(地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上げ費)

(14) 法人が地盤沈下に起因して防潮堤、防波堤、防水堤等の積上げ工事を行った場合において、数年内に再び積上げ工事を行わなければならないものであると認められるときは、その積上げ工事に要した費用を一の減価償却資産として償却することができる。(基通7-8-8)

注1 (14)の場合において、その積上げ工事の償却の基礎とする耐用年数は、積上げ工事により積み上げた高さをその工事の完成前5年間ににおける地盤沈下の1年当たり平均沈下高で除して計算した年数 (1年未満の端数は、切り捨てる。) による。(耐通2-3-23)

注2 地盤沈下による浸水の防止又は排水のために必要な防水埠、排水溝、排水ポンプ及びモーター等の地盤沈下対策設備の耐用年数は、それぞれ次の年数によることができる。ただし、ハに掲げる排水ポンプ、モーター等の機械装置及び排水溝その他これに類する構築物で簡単なものについては、これらの資産を一括して耐用年数10年を適用することができる。(耐通2-3-24)

イ 防水埠については、注1に準じて計算した年数

ロ 通常機械及び装置と一体となって使用される排水ポンプ及びモーター等については、当該機械及び装置に含めて当該機械及び装置に適用すべき耐用年数

ハ ロ以外の排水ポンプ及びモーター等については、耐用年数省令別表第二「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の耐用年数

ニ コンクリート造等のような恒久的な排水溝その他これに類する構築物については、それぞれの構造に係る「下水道」の耐用年数

(地域外の既存設備の付替え等に要する経費の補償金)

(15) 法人の有する土地等又は当該土地等の隣接地について収用等があったことに伴い、当該法人の有する建物、構築物、機械及び装置その他の工作物で収用等に係る土地以外の土地の上に存するもの (以下「地域外の既存設備」といふ。) を從来どおり事業の用に供することが著しく困難となったため、これに代えて資産の取得をし、又は資産の改良を行うための経費に充てるものとして交付を受ける補償金は対価補償金には該当しないのであるが、当該法人が当該補償金の全部又は一部をもって補償の目的に適合した同種の資産の取得又は資産の改良を行った場合には、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ右欄により取り扱うことができるものとする。

起業者から金銭以外の資産の交付を受け、又は起業者によって当該法人の有する資産について改良が行われた場合も同様とする。(措通64(2)-12の2)

(一) 当該地域外の既存設備について修理又は改良を行った場合	当該修理又は改良に要した金額が資本的支出と認められるものであつても、法人が当該要した金額のうち当該補償金の額に相当する金額以下の金額を修繕費として損金経理したときは、その計算を認める。
(二) 当該地域外の既存設備に代えて同種の資産を取得した場合	<p>法人が当該補償金の額のうち当該資産の取得に充てた部分の金額に次の算式の割合を乗じて計算した金額以下の金額をその取得価額に算入しないで損金経理したときは、これを認める。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該補償金の額} - \text{当該地域外の既存設備（転用したものも含む。）の帳簿価額がその処分価額又は処分見込価額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該補償金の額}}$ <p>注 当該地域外の既存設備の取壊し等に要する費用の額が、当該費用に充てるために交付を受ける金額を超える場合には、上記の算式中の「当該補償金の額」は、その「当該補償金の額」からその超える部分の金額を控除したところによる。</p>

八 減価償却資産の耐用年数

1 法定耐用年数

① 一般の減価償却資産の耐用年数

減価償却資産のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）及び坑道及び公共施設等運営権以外のものの耐用年数は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるところによる。（耐用年数省令1①）

(一) 建物及びその附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品	耐用年数省令別表（以下この款において「別表」という。）第一《機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表》
(二) 機械及び装置	別表第二《機械及び装置の耐用年数表》
(三) 無形固定資産（鉱業権及び公共施設等運営権を除く。）	別表第三《無形減価償却資産の耐用年数表》
(四) 生物【器具及び備品に該当するものを除く。】	別表第四《生物の耐用年数表》

注1 一一線部分は、減価償却資産の耐用年数に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第81号）により改正された部分で、改正規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）の施行の日（平成23年11月30日）から適用され、平成23年11月29日以前の適用については、本文中「坑道及び公共施設等運営権」とあるのは「坑道」と、上表の(三)中「鉱業権及び公共施設等運営権」とあるのは「鉱業権」とする。（同令附、平成23年政令第354号）

注2 別表第一～別表第四は、[卷末付録一](#)を参照。（編者）

イ 共通事項

（2以上の用途に共用されている資産の耐用年数）

（1）同一の減価償却資産について、その用途により異なる耐用年数が定められている場合において、減価償却資産が2以上の用途に共通して使用されているときは、その減価償却資産の用途については、その使用目的、使用の状況等より勘案して合理的に判定するものとする。この場合、その判定した用途に係る耐用年数は、その判定の基礎となつた事実が著しく異なる限り、継続して適用する。（耐通1-1-1）

（資本的支出後の耐用年数）

（2）耐用年数省令に定める耐用年数を適用している減価償却資産について資本的支出をした場合には、その資本的支出に係る部分の減価償却資産についても、現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。

六の6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》及び同②の(3)《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》により新たに取得したものとされる一の減価償却資産については、同②の(2)に掲げる旧減価償却資産に現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。（耐通1-1-2）

（賃借資産についての改良費の耐用年数）

（3）法人が使用する他人の減価償却資産【口の(イ)の(4)《他人の建物に対する造作の耐用年数》に掲げるものを除く。】につき支出した資本的支出の金額は、当該減価償却資産の耐用年数により償却する。ただし、当該減価償却資産について賃借期間の定めがあるもの【賃借期間の更新のできないものに限る。】で、かつ、有益費の請求又は買取請求をすることができないものについては、当該賃借期間を耐用年数として償却することができる。（耐通1-1-4、1-1-3参照）

（貸与資産の耐用年数）

（4）貸与している減価償却資産の耐用年数は、耐用年数省令別表において貸付業用として特掲されているものを除き、原則として、貸与を受けている者のその資産の用途等に応じて判定する。（耐通1-1-5）

（前掲の区分によらない資産の意義等）

（5）別表第一又は別表第二に掲げる「前掲の区分によらないもの」とは、法人が別表第一に掲げる一の種類に属する

減価償却資産又は別表第二の機械及び装置について「構造又は用途」、「細目」又は「設備の種類」ごとに区分しないで、当該一の種類に属する減価償却資産又は機械及び装置の全部を一括して償却する場合のこれらの資産をいい、別表第一に掲げる一の種類に属する減価償却資産又は別表第二の機械及び装置のうち、その一部の資産については区分されて定められた耐用年数を適用し、その他のものについては「前掲の区分によらないもの」の耐用年数を適用することはできないことに留意する。

ただし、当該その他のものに係る「構造又は用途」、「細目」又は「設備の種類」による区分ごとの耐用年数の全てが、「前掲の区分によらないもの」の耐用年数より短いものである場合には、この限りでない。（耐通1-1-6）

（耐用年数の選択適用ができる資産を法人が資産に計上しなかった場合に適用する耐用年数）

（6） 法人が減価償却資産として計上すべきものを資産に計上しなかった場合において、**三の1の(1)**《償却費として損金経理をした金額の意義》によりその取得価額に相当する金額を償却費として損金経理をしたものとして取り扱うときにおける当該計上しなかった資産（（5）のただし書又は□の（ト）の（2）《器具及び備品の耐用年数の選択適用》の適用がある場合に限る。）の耐用年数は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる耐用年数による。（耐通1-1-8）

(一)	法人が当該計上しなかった資産と品目を一にするものを有している場合	その品目について法人が適用している耐用年数
(二)	法人が当該計上しなかった資産と品目を一にするものを有していない場合	それぞれ区分された耐用年数によるか、「前掲の区分によらないもの」の耐用年数によるかは、法人の申出によるものとし、その申出のないときは、「前掲の区分によらないもの」の耐用年数

（「構築物」又は「器具及び備品」で特掲されていないものの耐用年数）

（7） 「構築物」又は「器具及び備品」（以下（7）において「構築物等」という。）で細目が特掲されていないものうちに、当該構築物等と「構造又は用途」及び使用状況が類似している別表第一に特掲されている構築物等がある場合には、別に定めるものを除き、税務署長（調査部〔課〕所管法人にあっては、国税局長）の確認を受けて、当該特掲されている構築物等の耐用年数を適用することができる。（耐通1-1-9）

□ 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数

（イ） 建物の耐用年数の適用関係

（建物の構造の判定）

（1） 建物を構造により区分する場合において、どの構造に属するかは、その主要柱、耐力壁又ははり等その建物の主要部分により判定する。（耐通1-2-1）

注 超高層ビルのように、建物の下部の一部が鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の部分が鉄骨造であって、全体として鉄骨造に該当すると認められる場合において、その一部の所有権を取得したときは、当該部分が鉄骨鉄筋コンクリート造部分であっても、耐用年数を適用する場合の構造の判定に当たっては、（2）の適用がある場合を除き、その建物全体の構造により判定することになる。（編者）

（2以上の構造から成る建物）

（2） 一の建物が別表第一の「建物」に掲げる2以上の構造により構成されている場合において、構造別に区分することができ、かつ、それが社会通念上別の建物とみられるもの（例えば、鉄筋コンクリート造3階建ての建物の上に更に木造建物を建築して4階建てとしたようなもの）であるときは、その建物については、それぞれの構造の異なるごとに区分して、その構造について定められた耐用年数を適用する。（耐通1-2-2）

（建物の内部造作物）

（3） 建物の内部に施設された造作物については、その造作物が建物附属設備に該当する場合を除き、その造作物の構造が当該建物の骨格の構造と異なっている場合においても、それを区分しないで当該建物に含めて当該建物の耐用年数を適用する。したがって、例えば、旅館等の鉄筋コンクリート造の建物について、その内部を和風の様式とするために木造の内部造作物を施設した場合においても、当該内部造作物を建物から分離して、木造建物の耐用年数を適用することはできず、また、工場建物について、温湿度の調整制御、無菌又は無じん空気の汚濁防止、防音、しゃ光、放射線

防御等のために特に内部造作物を施設した場合には、当該内部造作物が機械装置とその効用を一にするとみられるときであっても、当該内部造作物は建物に含めることに留意する。(耐通 1-2-3)

(他人の建物に対する造作の耐用年数)

- (4) 法人が建物を賃借し自己の用に供するため造作した場合 (現に使用している用途を他の用途に変えるために造作した場合を含む。) の造作に要した金額は、当該造作が、建物についてされたときは、当該建物の耐用年数、その造作の種類、用途、使用材質等を勘査して、合理的に見積もった耐用年数により、建物附属設備についてされたときは、建物附属設備の耐用年数により償却する。ただし、当該建物について賃借期間の定めがあるもの (賃借期間の更新のできないものに限る。) で、かつ、有益費の請求又は買取請求をすることができないものについては、当該賃借期間を耐用年数として償却することができる。(耐通 1-1-3)

注 同一の建物 (一の区画ごとに用途を異にしている場合には、同一の用途に属する部分) についてした造作は、その全てを一の資産として償却をするのであるから、その耐用年数はその造作全部を総合して見積もることに留意する。

(2 以上の用途に使用される建物に適用する耐用年数の特例)

- (5) 一の建物を 2 以上の用途に使用するため、当該建物の一部について特別な内部造作その他の施設をしている場合、例えば、鉄筋コンクリート造の 6 階建てのビルディングのうち 1 階から 5 階までを事務所に使用し、6 階を劇場に使用するため、6 階について特別な内部造作をしている場合には、イの(1) 《2 以上の用途に共用されている資産の耐用年数》にかかわらず、当該建物について別表第一の「建物」の「細目」に掲げる 2 以上の用途ごとに区分して、その用途について定められている耐用年数をそれぞれ適用することができる。ただし、鉄筋コンクリート造の事務所用ビルディングの地階等に附属して設けられている電気室、機械室、車庫又は駐車場等のようにその建物の機能を果たすに必要な補助的部分 (専ら区分した用途に供されている部分を除く。) については、これを用途ごとに区分しないで、当該建物の主たる用途について定められている耐用年数を適用する。(耐通 1-2-4)

(下記以外のもの)

- (6) 別表第一の「建物」に掲げる「事務所用……及び下記以外のもの」の「下記以外のもの」には、社寺、教会、図書館、博物館の用に供する建物のほか、工場の食堂 ((15) 《工場構内の附属建物》に該当するものを除く。)、講堂 (学校用のものを除く。)、研究所、設計所、ゴルフ場のクラブハウス等の用に供する建物が該当する。(耐通 2-1-1)

(内部造作を行わずに賃貸する建物)

- (7) 一の建物のうち、その階の全部又は適宜に区分された場所を間仕切り等をしないで賃貸することとされているもので間仕切り等の内部造作については賃借人が施設するものとされている建物のその賃貸の用に供している部分の用途の判定については、イの(4) 《貸与資産の耐用年数》にかかわらず、「下記以外のもの」に該当するものとする。(耐通 2-1-2)

(店舗)

- (8) 別表第一の「建物」に掲げる「店舗用」の建物には、いわゆる小売店舗の建物のほか、次の建物 (建物の細目欄に特掲されているものを除く。) が該当する。(耐通 2-1-3)
- (一) サンプル、モデル等を店頭に陳列し、顧客の求めに応じて当該サンプル等に基づいて製造、修理、加工その他のサービスを行うための建物、例えば、洋装店、写真業、理容業、美容業等の用に供される建物
 - (二) 商品等又はポスター類を陳列して P・R をするいわゆるショールーム又はサービスセンターの用に供する建物
 - (三) 遊戯場用又は浴場業用の建物
 - (四) 金融機関、保険会社又は証券会社がその用に供する営業所用の建物で、常時多数の顧客が出入りし、その顧客と取引を行うための建物

(保育所用、託児所用の建物)

- (9) 保育所用及び託児所用の建物は、別表第一の「建物」に掲げる「学校用」のものに含まれるものとする。(耐通 2-1-4)

(ボーリング場用の建物)

- (10) ボーリング場用の建物は、別表第一の「建物」に掲げる「体育館用」のものに含まれるものとする。(耐通 2-1

— 5)

(診療所用、助産所用の建物)

- (11) 診療所用及び助産所用の建物は、別表第一の「建物」に掲げる「病院用」のものに含めることができる。(耐通 2 — 1 — 6)

(木造内装部分が 3 割を超えるかどうかの判定)

- (12) 旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物について、その木造内装部分の面積が延べ面積の 3 割を超えるかどうかを判定する場合には、その木造内装部分の面積は、客室、ホール、食堂、廊下等一般に顧客の直接利用の用に供される部分の面積により、延べ面積は、従業員控室、事務室その他顧客の利用の用に供されない部分の面積を含めた総延べ面積による。この場合における木造内装部分とは、通常の建物について一般的に施設されている程度の木造内装でなく客室等として顧客の直接利用の用に供するために相当の費用をかけて施設されている場合のその内装部分をいう。(耐通 2 — 1 — 7)

(飼育用の建物)

- (13) 家畜、家きん、毛皮獸等の育成、肥育、採卵、採乳等の用に供する建物については、別表第一の「建物」に掲げる「と畜場用のもの」に含めることができる。(耐通 2 — 1 — 8)

(公衆浴場用の建物)

- (14) 別表第一の「建物」に掲げる「公衆浴場用のもの」の「公衆浴場」とは、その営業につき公衆浴場法第 2 条《経営の許可、配置基準》の規定により都道府県知事の許可を受けた者が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき公衆浴場入浴料金として当該知事の指定した料金を收受して不特定多数の者を入浴させるための浴場をいう。したがって、特殊浴場、スーパー銭湯、旅館、ホテルの浴場又は浴室については、当該「公衆浴場用」に該当しないことに留意する。(耐通 2 — 1 — 9)

(工場構内の附属建物)

- (15) 工場の構内にある守衛所、詰所、監視所、タイムカード置場、自転車置場、消火器具置場、更衣所、仮眠所、食堂〔簡易なものに限る。〕、浴場、洗面所、便所その他これらに類する建物は、工場用の建物としてその耐用年数を適用することができる。(耐通 2 — 1 — 10)

(給食加工場の建物)

- (16) 給食加工場の建物は、別表第一の「建物」に掲げる「工場〔作業場を含む。〕」に含まれるものとする。(耐通 2 — 1 — 11)

(立体駐車場)

- (17) いわゆる立体駐車場については、構造体、外壁、屋根その他建物を構成している部分は、別表第一の「建物」に掲げる「車庫用のもの」の耐用年数を適用する。(耐通 2 — 1 — 12)

(塩素等を直接全面的に受けるものの意義)

- (18) 別表第一の「建物」に掲げる「塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの」とは、これらの液体又は気体を当該建物の内部で製造、処理、使用又は貯蔵〔以下「製造等」という。〕し、当該建物の一棟の全部にわたりこれらの液体又は気体の腐食の影響を受けるものをいうのであるが、当該法人が有する次に掲げる建物についても当該腐食の影響を受ける建物としての耐用年数を適用することができる。(耐通 2 — 1 — 13)

(一) 腐食性薬品の製造等をする建物が上屋式〔建物の内部と外部との間に隔壁がなく機械装置を被覆するための屋根のみがあるものをいう。〕であるため、又は上屋式に準ずる構造であるため、その建物に直接隣接する建物〔腐食性薬品の製造等をする建物からおおむね 50 メートル以内に存するものに限る。〕についても腐食性薬品の製造等をする建物とほぼ同様の腐食が進行すると認められる場合におけるその隣接する建物

(二) 2 階以上の建物のうち特定の階で腐食性薬品の製造等が行われ、その階については全面的に腐食性薬品の影響がある場合に、当該建物の帳簿価額を当該特定の階とその他の階の部分とに区分経理をしたときにおける当該特定

の階に係る部分

- (三) 建物の同一の階のうち隔壁その他により画然と区分された特定の区画については全面的に腐食性薬品の影響がある場合に、当該建物の帳簿価額を当該特定の区画とその他の区画の部分とに区分経理をしたときにおける当該特定の区画に係る部分

(塩素等を直接全面的に受けるものの例示)

- (19) 別表第一の「建物」に掲げる「塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの」に通常該当すると思われる建物を例示すると、卷末付録二の付表1《塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示》のとおりである。(耐通2-1-14)

(冷蔵倉庫)

- (20) 別表第一の「建物」に掲げる「冷蔵倉庫用のもの」には、冷凍倉庫、低温倉庫及び氷の貯蔵庫の用に供される建物も含まれる。(耐通2-1-15)

(放射線を直接受けるもの)

- (21) 別表第一の「建物」に掲げる「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、放射性同位元素の使用等に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める使用許可等を受けた者が有する放射性同位元素の使用等のされる建物のうち、同法第3条《使用の許可》又は第4条の2《廃棄の業の許可》に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設として同法に基づく命令の規定により特に設けた作業室、貯蔵室、廃棄作業室等の部分をいう。(耐通2-1-16)

(放射線発生装置使用建物)

- (22) サイクロトロン、シンクロトロン等の放射線発生装置の使用により放射線を直接受ける工場用の建物についても、「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」の耐用年数を適用することができる。(耐通2-1-17)

(著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの)

- (23) 別表第一の「建物」に掲げる「著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの」とは、操業時間中常時建物の室内的湿度が95%以上であって、当該建物の一棟の全部にわたり蒸気の影響を著しく受けるものをいう。(耐通2-1-18)

(塩、チリ硝石等を常置する建物及び蒸気の影響を受ける建物の区分適用)

- (24) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を一の建物のうちの特定の階等に常時蔵置している場合若しくは蒸気の影響が一の建物のうちの特定の階等について直接全面的である場合には、(18)《塩素等を直接全面的に受けるものの意義》の(二)及び(三)の取扱いを準用する。(耐通2-1-19)

(塩、チリ硝石等を常置する建物及び著しい蒸気の影響を受ける建物の例示)

- (25) 別表第一の「建物」に掲げる「塩、チリ硝石その他の著しい潮解性……及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの」に通常該当すると思われる建物を例示すると、卷末付録二の付表2《塩、チリ硝石……の影響を直接全面的に受ける建物の例示》のとおりである。(耐通2-1-20)

(バナナの熟成用むろ)

- (26) 鉄筋コンクリート造のバナナ熟成用むろについては、別表第一の「建物」の「鉄筋コンクリート造」に掲げる「著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの」に該当するものとして取り扱う。(耐通2-1-21)

(ビルの屋上の特殊施設)

- (27) ビルディングの屋上にゴルフ練習所又は花壇その他通常のビルディングとしては設けることがない特殊施設を設けた場合には、その練習所又は花壇等の特殊施設は、当該ビルディングと区分し、構築物としてその定められている耐用年数を適用することができる。(耐通2-1-22)

(仮設の建物)

- (28) 別表第一の「建物」の「簡易建物」の「仮設のもの」とは、建設業における移動性仮設建物【建設工事現場において、その工事期間中建物として使用するためのもので、工事現場の移動に伴って移設することを常態とする建物をいう。】のように解体、組立てを繰り返して使用することを常態とするものをいう。(耐通2-1-23)

注 展示用建物【モデルハウス】は、「仮設のもの」に該当する。(昭54直法2-4)

(口) 建物附属設備の耐用年数の適用関係

(木造建物の特例)

- (1) 建物の附属設備は、原則として建物本体と区分して耐用年数を適用するのであるが、木造、合成樹脂造又は木骨モルタル造の建物の附属設備については、建物と一括して建物の耐用年数を適用することができる。(耐通2-2-1)

(電気設備)

- (2) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「電気設備」の範囲については、それぞれ次による。(耐通2-2-2)

(一) 「蓄電池電源設備」とは、停電時に照明用に使用する等のためあらかじめ蓄電池に充電し、これを利用するための設備をいい、蓄電池、充電器及び整流器【回転変流機を含む。】並びにこれらに附属する配線、分電盤等が含まれる。

(二) 「その他のもの」とは、建物に附属する電気設備で(一)以外のものをいい、例えば、次に掲げるものがこれに該当する。

イ 工場以外の建物については、受配電盤、変圧器、蓄電器、配電施設等の電気施設、電灯用配線施設及び照明設備【器具及び備品並びに機械装置に該当するものを除く。以下(2)において同じ。】並びにホテル、劇場等が停電時等のために有する内燃力発電設備

ロ 工場用建物については、電灯用配線施設及び照明設備

(給水設備に直結する井戸等)

- (3) 建物に附属する給水用タンク及び給水設備に直結する井戸又は衛生設備に附属する浄化水槽等でその取得価額等からみて強いて構築物として区分する必要がないと認められるものについては、それぞれ、別表第一の「建物附属設備」に掲げる「給排水設備」又は「衛生設備」に含めることができる。(耐通2-2-3)

(冷房、暖房、通風又はボイラー設備)

- (4) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」の範囲については、次による。(耐通2-2-4)

(一) 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアーコンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に掲げる「冷房用機器」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当することに留意する。

(二) 「冷暖房設備【冷凍機の出力が22キロワット以下のもの】」には、冷暖房共用のもののほか、冷房専用のものも含まれる。

注 冷暖房共用のものには、冷凍機及びボイラーのほか、これらの機器に附属する全ての機器を含めることができる。

(三) 「冷暖房設備」の「冷凍機の出力」とは、冷凍機に直結する電動機の出力をいう。

(四) 浴場業用の浴場ボイラー、飲食店業用のちゅう房ボイラー並びにホテル又は旅館のちゅう房ボイラー及び浴場ボイラーは、建物附属設備に該当しない。

注1 これらのボイラーには、その浴場設備又はちゅう房設備の該当する業用設備の耐用年数を適用する。

注2 「公衆浴場」とは、その営業につき公衆浴場法第2条《経営の許可、配置基準》の規定により都道府県知事の許可を受けた者が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき公衆浴場入浴料金として当該知事の指定した料金を收受して不特定多数の者を入浴させるための浴場をいう。(編者)

(格納式避難設備)

- (5) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「格納式避難設備」とは、火災、地震等の緊急時に機械により作動して避難階段又は避難通路となるもので、所定の場所にその避難階段又は避難通路となるべき部分を収納しているものをいう。(耐通2-2-4の2)

注 折りたたみ式繩ばしご、救助袋のようなものは、器具及び備品に該当することに留意する。

(エヤーカーテン又はドア自動開閉設備)

(6) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「エヤーカーテン又はドア自動開閉設備」とは、電動機、圧縮機、駆動装置その他これらの附属機器をいうのであって、ドア自動開閉機に直結するドアは、これに含まれず、建物に含まれることに留意する。(耐通2-2-5)

(店用簡易装備)

(7) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「店用簡易装備」とは、主として小売店舗等に取り付けられる装飾を兼ねた造作〔例えば、ルーバー、壁板等〕、陳列棚〔器具及び備品に該当するものを除く。〕及びカウンター〔比較的容易に取替えのできるものに限り、単に床の上においていたものを除く。〕等で短期間〔おおむね別表第一の「店用簡易装備」に係る法定耐用年数の期間〕内に取替えが見込まれるものという。(耐通2-2-6)

(可動間仕切り)

(8) 別表第一の「建物附属設備」に掲げる「可動間仕切り」とは、一の事務室等を適宜仕切って使用するために間仕切りとして建物の内部空間に取り付ける資材のうち、取り外して他の場所で再使用することが可能なパネル式若しくはスタッズ式又はこれらに類するものをいい、その「簡易なもの」とは、可動間仕切りのうち、その材質及び構造が簡易で、容易に撤去ができるものをいう。(耐通2-2-6の2)

注 会議室等に設置されているアコーディオンドア、スライディングドア等で他の場所に移設して再使用する構造になっていないものは、「可動間仕切り」に該当しない。

(前掲のもの以外のものの例示)

(9) 別表第一の「建物附属設備」の「前掲のもの以外のもの」には、例えば、次のようなものが含まれる。(耐通2-2-7)

(一) 雪害対策のため建物に設置された融雪装置で、電気設備に該当するもの以外のもの〔当該建物への出入りを容易にするため設置するものを含む。〕

注 構築物に設置する融雪装置は、構築物に含め、公共的施設又は共同的施設に設置する融雪装置の負担金は、第八款の二の(5)、《公共的施設の設置又は改良のために支出する費用》又は同一の(6)、《共同的施設の設置又は改良のために支出する費用》に掲げる繰延資産に該当する。

(二) 危険物倉庫等の屋根の過熱防止のために設置された散水装置

(三) 建物の外窓清掃のために設置された屋上のレール、ゴンドラ支持装置及びこれに係るゴンドラ

(四) 建物に取り付けられた避雷針その他の避雷装置

(五) 建物に組み込まれた書類搬送装置〔簡易などを除く。〕

(ハ) 構築物の耐用年数の適用関係

(構築物の耐用年数の適用)

(1) 構築物については、まず、その用途により判定し、用途の特掲されていない構築物については、その構造の異なるごとに判定する。(耐通1-3-1)

(構築物と機械及び装置の区分)

(2) 次に掲げるもののように生産工程の一部としての機能を有しているものは、構築物に該当せず、機械及び装置に該当するものとする。(耐通1-3-2)

(一) 酿成、焼成等の用に直接使用される貯蔵そう、仕込そう、窯等

(二) ガス貯そう、薬品貯そう又は水そう及び油そうのうち、製造工程中にある中間受そう及びこれに準ずる貯そうで、容量、規模等からみて機械及び装置の一部であると認められるもの

(三) 工業薬品、ガス、水又は油の配管施設のうち、製造工程に属するもの

注 タンカーから石油精製工場内の貯蔵タンクまで原油を陸揚げするために施設されたパイプライン等は、構築物に該当する。

(構築物の附属装置)

(3) 構築物である石油タンクに固着する消防設備、塔の昇降設備等構築物の附属装置については、法人が継続して機

機及び装置としての耐用年数を適用している場合には、これを認める。(耐通 1-3-3)

(鉄道用の土工設備)

(4) 別表第一の「構築物」の「鉄道業用又は軌道業用のもの」及び「その他の鉄道用又は軌道用のもの」に掲げる「土工設備」とは、鉄道軌道施設のため構築した線路切取り、線路築堤、川道付替え、土留め等の土工施設をいう。(耐通 2-3-1)

(高架鉄道の高架構造物のく体)

(5) 高架鉄道の高架構造物のく(軀)体は「高架道路」に該当せず、「構築物」に掲げる「鉄道業用又は軌道業用のもの」又は「その他の鉄道用又は軌道用のもの」の「橋りょう」に含まれる。(耐通 2-3-2)

(配電線、引込線及び地中電線路)

(6) 別表第一の「構築物」に掲げる「発電用又は送配電用のもの」の「配電用のもの」の「配電線」、「引込線」及び「地中電線路」とは、電気事業者が需要者に電気を供給するための配電施設に含まれるこれらのものをいう。(耐通 2-3-3)

注 電気事業以外の事業を営む者の有するこれらの資産のうち、建物の配線施設は別表第一の「建物附属設備」の「電気設備」に該当し、機械装置に係る配電設備は当該機械装置に含まれる。

(有線放送電話線)

(7) いわゆる有線放送電話用の木柱は、別表第一の「構築物」の「放送用又は無線通信用のもの」に掲げる「木塔及び木柱」に該当する。(耐通 2-3-4)

(広告用のもの)

(8) 別表第一の「構築物」に掲げる「広告用のもの」とは、いわゆる野立看板、広告塔等のように広告のために構築された工作物(建物の屋上又は他の構築物に特別に施設されたものを含む。)をいう。(耐通 2-3-5)

注 広告用のネオンサインは、「器具及び備品」の「看板及び広告器具」に該当する。

(野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の土工施設)

(9) 別表第一の「構築物」の「競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの」に掲げる「野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設」とは、野球場、庭球場等の暗きよ、アンツーカー等の土工施設をいう。(耐通 2-3-6)

注 ゴルフコースのフェアウェイ、グリーン、築山、池その他これらに類するもので、一体となって当該ゴルフコースを構成するものは土地に該当する。

(「構築物」の「学校用」の意義)

(10) 保育所用及び託児所用の構築物は、別表第一の「構築物」に掲げる「学校用のもの」に含まれるものとする。(耐通 2-3-7、2-1-4 参照)

(幼稚園等の水飲場等)

(11) 幼稚園、保育所等が屋外に設けた水飲場、足洗場及び砂場は、別表第一の「構築物」の「競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの」の「その他のもの」の「児童用のもの」の「その他のもの」に該当する。(耐通 2-3-8)

(緑化施設)

(12) 別表第一の「構築物」に掲げる「緑化施設」とは、植栽された樹木、芝生等が一体となって緑化の用に供されている場合の当該植栽された樹木、芝生等をいい、いわゆる庭園と称されるもののうち、花壇、植樹等植物を主体として構成されているものはこれに含まれるが、ゴルフ場、運動競技場の芝生等のように緑化以外の本来の機能を果たすために植栽されたものは、これに含まれない。(耐通 2-3-8 の 2)

注1 緑化施設には、並木、生垣等はもとより、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土工施設も含まれる。

注2 緑化のための土堤等であっても、その規模、構造等からみて緑化施設以外の独立した構築物と認められるものは、当該構築物につき定められている耐用年数を適用する。

(緑化施設の区分)

- (13) 緑化施設が別表第一の「構築物」に掲げる「緑化施設」のうち、工場緑化施設に該当するかどうかは、一の構内と認められる区域ごとに判定するものとし、その区域内に施設される建物等が主として工場用のものである場合のその区域内の緑化施設は、工場緑化施設に該当するものとする。(耐通2-3-8の3)

注 工場緑化施設には、工場の構外に施設された緑化施設であっても、工場の緑化を目的とすることが明らかなものを含む。

(工場緑化施設を判定する場合の工場用の建物の判定)

- (14) (13)において工場用の建物には、作業場及び(イ)の(15)《工場構内の附属建物》に掲げる附属建物のほか、発電所又は変電所の用に供する建物を含むものとする。(耐通2-3-8の4)

注 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

(緑化施設を事業の用に供した日)

- (15) 緑化施設を事業の用に供した日の判定は、一の構内と認められる区域に施設される緑化施設の全体の工事が完了した日によるものとするが、その緑化施設が2以上の計画により施工される場合には、その計画ごとの工事の完了の日によることができるものとする。(耐通2-3-8の5)

(庭園)

- (16) 別表第一の「構築物」に掲げる「庭園〔工場緑化施設に含まれるものと除く。〕」とは、泉水、池、灯ろう、築山、あざまや、花壇、植樹等により構成されているもののうち、緑化施設に該当しないものをいう。(耐通2-3-9)

(舗装道路)

- (17) 別表第一の「構築物」に掲げる「舗装道路」とは、道路の舗装部分をいうのであるが、法人が舗装のための路盤部分を含めて償却している場合には、これを認める。(耐通2-3-10)

(舗装路面)

- (18) 別表第一の「構築物」に掲げる「舗装路面」とは、道路以外の地面の舗装の部分をいう。したがって、工場の構内、作業広場、飛行場の滑走路〔オーバーラン及びショルダーを含む。〕、誘導路、エプロン等の舗装部分が、これに該当する。この場合、(17)の取扱いは、「舗装路面」の償却についても準用する。(耐通2-3-11)

(ビチューマルス敷のもの)

- (19) 別表第一の「構築物」に掲げる「舗装道路及び舗装路面」の「ビチューマルス敷のもの」とは、道路又は地面を舗装する場合に基礎工事を全く行わないで、碎石とアスファルト乳剤類とを材料としてこれを地面に直接舗装したものをいう。(耐通2-3-12)

(砂利道)

- (20) 表面に砂利、碎石等を敷設した砂利道又は砂利路面については、別表第一の「構築物」の「舗装道路及び舗装路面」に掲げる「石敷のもの」の耐用年数を適用する。(耐通2-3-13)

(高架道路)

- (21) 別表第一の「構築物」に掲げる「高架道路」とは、高架道路の高架構造物のく(軸)体をいい、道路の舗装部分については、「舗装道路」の耐用年数を適用する。(耐通2-3-14)

(飼育場)

- (22) 別表第一の「構築物」に掲げる「飼育場」とは、家きん、毛皮獸等の育成、肥育のための飼育小屋、さくその他の工作物をいうのであるが、これに附帯する養鶏用のケージ等の一切の施設もこれに含めてその耐用年数を適用することができる。(耐通2-3-15)

(爆発物用防壁)

- (23) 別表第一の「構築物」に掲げる「爆発物用防壁」とは、火薬類取締法、高压ガス保安法等火薬類の製造、貯蔵又は販売等の規制に関する法令に基づいて構築される爆発物用の防壁をいうのであるから、単なる延焼防止用の防火壁

等については「防壁 (爆発物用のものを除く。)」の耐用年数を適用することに留意する。(耐通 2-3-16)

(防油堤)

(24) 別表第一の「構築物」の「防油堤」とは、危険物貯蔵タンクに貯蔵されている危険物の流出防止のため設けられた危険物の規制に関する政令第11条第1項第15号《屋外タンク貯蔵所の基準》に規定する防油堤をいう。(耐通 2-3-17)

(放射性同位元素の放射線を直接受けるもの)

(25) 別表第一の「構築物」に掲げる「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」の「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条《使用の許可》又は第4条の2《廃棄の業の許可》に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、廃棄物詰替施設又は廃棄物貯蔵施設の設置のため必要な遮へい壁等をいう。(耐通 2-3-18)

(放射線発生装置の遮へい壁等)

(26) サイクロトロン、シンクロトロン等の放射線発生装置の使用により放射線を直接受ける鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の構築物についても、「放射性同位元素の放射線を直接受けるもの」の耐用年数を適用することができる。(耐通 2-3-19、2-1-17参照)

(塩素等著しい腐食性を有するガスの影響を受けるもの)

(27) (イ)の(18)《塩素等を直接全面に受けるものの意義》の(一)の取扱いは、別表第一の「構築物」に掲げる「れんが造のもの」の「塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有するガスの影響を受けるもの」について準用する。(耐通 2-3-20)

(自動車道)

(28) 別表第一の「構築物」の「土造のもの」に掲げる「自動車道」とは、道路運送法第47条《免許》の規定により国土交通大臣の免許を受けた自動車道事業者がその用に供する一般自動車道 (自動車道事業者以外の者が専ら自動車の交通の用に供する道路で一般自動車道に類するものを含む。) で、原野、山林等を切り開いて構築した切土、盛土、路床、路盤、土留め等の土工施設をいう。(耐通 2-3-21)

(打込み井戸)

(29) 別表第一の「構築物」の「金属造のもの」に掲げる「打込み井戸」には、いわゆるさく井 (垂直に掘削した円孔に鉄管等の井戸側を装置した井戸をいう。) を含むものとする。(耐通 2-3-22)

注 いわゆる掘り井戸については、井戸側の構造に応じ、別表第一の構築物について定められている耐用年数を適用することに留意する。

(地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上げ費)

(30) 地盤沈下のため、防潮堤、防波堤等の積上げ工事を行った場合におけるその積上げ工事の償却の基礎とする耐用年数は、積上げ工事により積み上げた高さをその工事の完成前5年間における地盤沈下の1年当たり平均沈下高で除して計算した年数 (1年未満の端数は、切り捨てる。) による。(耐通 2-3-23)

積上げ工事により積み上げた高さ

積上げ工事完成前5年間の1年当たり平均地盤沈下高

注 法人が地盤沈下に起因して、防潮堤、防波堤、防水堤等の積上げ工事を行った場合において、数年内に再び積上げ工事を行わなければならぬものであると認められるときは、七の(14)《地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上げ費》によりその積上げ工事に要した費用を一の減価償却資産として償却することができる。

(地盤沈下対策設備)

(31) 地盤沈下による浸水の防止又は排水のために必要な防水塀、排水溝、排水ポンプ及びモーター等の地盤沈下対策設備の耐用年数は、それぞれ次の年数によることができる。ただし、(三)に掲げる排水ポンプ、モーター等の機械装置及び排水溝その他これに類する構築物で簡易なものについては、これらの資産を一括して耐用年数10年を適用することができる。(耐通 2-3-24)

(一) 防水塀については、(30)に準じて計算した年数

- (二) 通常機械及び装置と一体となって使用される排水ポンプ及びモーター等については、当該機械及び装置に含めて当該機械及び装置に適用すべき耐用年数
- (三) (二)以外の排水ポンプ及びモーター等については、別表第二「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の耐用年数
- (四) コンクリート造等のような恒久的な排水溝その他これに類する構築物については、それぞれの構造に係る「下水道」の耐用年数

(二) 船舶の耐用年数の適用関係

(船舶搭載機器)

- (1) 船舶に搭載する機器等についての耐用年数の適用は、次による。(耐通2-4-1)
 - (一) 船舶安全法及びその関係法規により施設することを規定されている電信機器、救命ボートその他の法定備品については、船舶と一括してその耐用年数を適用する。
 - (二) (一)以外の工具、器具及び備品並びに機械及び装置で船舶に常時搭載するものについても船舶と一括してその耐用年数を適用すべきであるが、法人が、これらの資産を船舶と区分して別表第一又は別表第二に定める耐用年数を適用しているときは、それが特に不合理と認められる場合を除き、これを認める。

注 別表第一の「船舶」に掲げる「しゅんせつ船」、「砂利採取船」及び「発電船」に搭載されている掘削機、砂利採取用機械等の作業用機器及び発電機のようにその船舶の細目の区分に係る機器について、これらを搭載している船舶本体と分離して別個の耐用年数を適用することは、不合理と認められる場合に該当する。

(L・P・Gタンカー)

- (2) L・P・G (液化石油ガス) タンカーについては、油そう船の耐用年数を適用する。(耐通2-4-2)

(しゅんせつ船及び砂利採取船)

- (3) 別表第一の「船舶」に掲げる「しゅんせつ船及び砂利採取船」とは、しゅんせつ又は砂利採取(地表上にある砂、砂利及び岩石の採取を含む。以下(3)において同じ。)用の機器を搭載しているなど、主としてしゅんせつ又は砂利採取に使用される構造を有する船舶をいうのであるが、しゅんせつ又は砂利採取を行うとともに、その採取した砂、砂利、岩石等を運搬することができる構造となっている船舶も含めることができる。(耐通2-4-3)

(サルベージ船等の作業船、かき船等)

- (4) サルベージ船、工作船、起重機船その他の作業船は、自力で水上を航行しないものであっても船舶に該当するが、いわゆるかき船、海上ホテル等のようにその形状及び構造が船舶に類似していても、主として建物又は構築物として用いることを目的として建造(改造を含む。)されたものは、船舶に該当しないことに留意する。(耐通2-4-4)

(木) 車両及び運搬具の耐用年数の適用関係

(車両に搭載する機器)

- (1) 車両に常時搭載する機器(例えは、ラジオ、メーター、無線通信機器、クーラー、工具、スペアータイヤ等をいう。)については、車両と一括してその耐用年数を適用する。(耐通2-5-1)

(高圧ボンベ車及び高圧タンク車)

- (2) 別表第一の「車両及び運搬具」の「鉄道用又は軌道用車両」に掲げる「高圧ボンベ車及び高圧タンク車」とは、車体と一体となってその用に供される高圧ボンベ又は高圧タンクで、高圧ガス保安法第44条《容器検査》の規定により搭載タンクの耐圧試験又は気密試験を必要とするものを架装した貨車をいう。(耐通2-5-2)

(薬品タンク車)

- (3) 別表第一の「車両及び運搬具」の「鉄道用又は軌道用車両」に掲げる「薬品タンク車」とは、液体薬品を専ら輸送するタンク車をいう。(耐通2-5-3)

(架空索道用搬器)

- (4) 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「架空索道用搬器」とは、架空索条に搬器をつるして人又は物を運送する設備の当該搬器をいい、ロープウェイ、観光リフト、スキーリフト、貨物索道等の搬器がこれに該当する。(耐通2-5-4)

(特殊自動車に該当しない建設車両等)

- (5) トラッククレーン、ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー、コンクリートポンプ車等のように人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするものは、「特殊自動車」に該当せず、機械及び装置に該当する。この場合において、当該建設車両等の耐用年数の判定は、八の(2)《いざれの「設備の種類」に該当するかの判定》によることに留意する。(耐通2-5-5)

(運送事業用の車両及び運搬具)

- (6) 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「運送事業用の車両及び運搬具」とは、道路運送法第4条《一般旅客自動車運送事業の許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者及び貨物自動車運送事業法第3条《一般貨物自動車運送事業の許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者が自動車運送事業の用に供するものとして登録された車両及び運搬具をいう。(耐通2-5-6)

(貸自動車業用)

- (7) 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「貸自動車業用の車両」とは、不特定多数の者に一時的に自動車を貸貸することを業とする者がその用に供する自動車をいい、いわゆるレンタカーがこれに該当する。なお、特定者に長期にわたって貸与するいわゆるリース事業を行う者がその用に供する自動車は、貸自動車業用の耐用年数を適用せず、その貸与先の実際の用途に応じた耐用年数を適用することに留意する。(耐通2-5-7)

(貨物自動車と乗用自動車との区分)

- (8) 貨客兼用の自動車が貨物自動車であるかどうかの区分は、自動車登録規則第13条《自動車登録番号》の規定による自動車登録番号により判定する。(耐通2-5-8)

(乗合自動車)

- (9) 別表第一の「車両及び運搬具」の「運送事業用」に掲げる「乗合自動車」とは、道路交通法第3条《自動車の種類》に定める大型自動車又は中型自動車で、専ら人の運搬を行う構造のものをいう。(耐通2-5-9)

(報道通信用のもの)

- (10) 別表第一の「車両及び運搬具」の「前掲のもの以外のもの」に掲げる「報道通信用のもの」とは、日刊新聞の発行、ラジオ放送若しくはテレビ放送を業とする者又は主として日刊新聞、ラジオ放送等に対するニュースを提供することを業とする者が、報道通信用として使用する自動車をいう。したがって、週刊誌、旬刊誌等の発行事業用のものは、これに該当しないことに留意する。(耐通2-5-10)

(電気自動車に適用する耐用年数)

- (11) 電気自動車のうち道路運送車両法第3条《自動車の種別》に規定する軽自動車に該当するものは、「車両及び運搬具」の「前掲のもの以外のもの」の「自動車〔2輪又は3輪自動車を除く。〕」の「小型車」に該当することに取り扱う。(耐通2-5-11)

(八) 工具の耐用年数の適用関係

(測定工具及び検査工具)

- (1) 別表第一の「工具」に掲げる「測定工具及び検査工具」とは、ブロックゲージ、基準巻尺、ダイヤルゲージ、粗さ測定器、硬度計、マイクロメーター、限界ゲージ、温度計、圧力計、回転計、ノギス、水準器、小型トランシット、スコヤー、V型ブロック、オシロスコープ、電圧計、電力計、信号発生器、周波数測定器、抵抗測定器、インピーダンス測定器その他測定又は検査に使用するもので、主として生産工程〔製品の検査等を含む。〕で使用する可搬式のものをいう。(耐通2-6-1)

(ロ 一 ル)

- (2) 別表第一の「工具」に掲げる「ロール」とは、鉄鋼圧延ロール、非鉄金属圧延ロール、なつ染ロール、製粉ロール、製麦ロール、火薬製造ロール、塗料製造ロール、ゴム製品製造ロール、菓子製造ロール、製紙ロール等の各種ロールで被加工物の混練、圧延、成型、調質、つや出し等の作業を行うものをいう。したがって、その形状がロール状のものであっても、例えば、移送用ロールのようにこれらの作業を行わないものは、機械又は装置の部品としてその機械又は装置に含まれることに留意する。(耐通2-6-2)

(金属製柱及びカッペ)

- (3) 別表第一の「工具」に掲げる「金属製柱及びカッペ」とは、鉱業の坑道において使用する金属製の支柱及び横はり(梁)で鉱物の採掘等の作業に使用するものをいう。(耐通2-6-3)

(建設用の足場材料)

- (4) 建設業者等が使用する建設用の金属製の足場材料は、別表第一の「工具」に掲げる「金属製柱及びカッペ」の耐用年数を適用する。(耐通2-6-4)

注 道路工事用の道路覆工板も同様として差し支えない。(編者)

(ト) 器具及び備品の耐用年数の適用関係

(前掲する資産のうち当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの)

- (1) 「12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの」とは、器具及び備品について「1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品」から「11 前掲のもの以外のもの」までに掲げる細目のうち、そのいずれか一についてはその区分に特掲されている耐用年数により、その他のものについては一括して償却する場合のその一括して償却するものをいい、「前掲の区分によらないもの」とは、「1」から「11」までの区分によらず、一括して償却する場合のそのよらないものをいう。(耐通2-7-1)

注 (2)を参照。

(器具及び備品の耐用年数の選択適用)

- (2) 器具及び備品の耐用年数については、イの(5)《前掲の区分によらない資産の意義等》にかかわらず、別表第一に掲げる「器具及び備品」の「1」から「11」までに掲げる品目のうちそのいずれか一についてその区分について定められている耐用年数により、その他のものについて一括して「12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」の耐用年数によることができるこに留意する。(耐通1-1-7)

(主として金属製のもの)

- (3) 器具及び備品が別表第一の「器具及び備品」の「細目」欄に掲げる「主として金属製のもの」又は「その他のもの」のいずれに該当するかの判定は、耐用年数に最も影響があると認められるフレームその他の主要構造部分の材質が金属製であるかどうかにより行う。(耐通2-7-2)

(接客業用のもの)

- (4) 別表第一の「器具及び備品」の「1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品」に掲げる「接客業用のもの」とは、飲食店、旅館等においてその用に直接供するものをいう。(耐通2-7-3)

(冷房用又は暖房用機器)

- (5) 別表第一の「器具及び備品」の「1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品」に掲げる「冷房用又は暖房用機器」には、いわゆるウインドータイプのルームクーラー又はエアーコンディショナー、電気ストーブ等が該当する。(耐通2-7-4)

注 パッケージドタイプのエアーコンディショナーで、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」に該当する。

(賛写機器)

- (6) 別表第一の「器具及び備品」の「2 事務機器及び通信機器」に掲げる「賛写機器」とは、いわゆる賛写印刷又はタイプ印刷の用に供する手刷機、輪転賛写機等をいい、フォトオフセット、タイプオフセット、フォトタイプオフセット等の印刷機器は、別表第二の「7 印刷業又は印刷関連業用設備」に該当することに留意する。(耐通2-7-5)

(電子計算機)

- (7) 別表第一の「器具及び備品」の「2 事務機器及び通信機器」に掲げる「電子計算機」とは、電子管式又は半導体のもので、記憶装置、演算装置、制御装置及び出入力装置からなる計算機をいう。(耐通2-7-6)

注 電子計算機のうち記憶容量（検査ビットを除く。）が12万ビット未満の主記憶装置（プログラム及びデータが記憶され、中央処理装置から直接アクセスできる記憶装置をいう。）を有するもの（附属の制御装置を含む。）は、計算機として取り扱うことができる。

(旅館、ホテル業における客室冷蔵庫自動管理機器)

- (8) 旅館業又はホテル業における客室冷蔵庫自動管理機器（客室の冷蔵庫における物品の出し入れを自動的に記録するため、フロント等に設置された機器並びにこれと冷蔵庫を連絡する配線及び附属の機器をいう。）は、別表第一の「器具及び備品」の耐用年数を適用する。(耐通2-7-6の2)

注 冷蔵庫については、「電気冷蔵庫、……ガス機器」の耐用年数を適用する。

(オンラインシステムの端末機器等)

- (9) いわゆるオンラインシステムにおける端末機器又は電子計算機に附属するせん孔機、検査機、カーポンセパレーター、カッター等は、別表第一の「器具及び備品」の「2 事務機器及び通信機器」の「その他の事務機器」に該当する。(耐通2-7-7)

(書類搬送機器)

- (10) 建物附属設備に該当しない簡易な書類搬送機器は、別表第一の「器具及び備品」の「2 事務機器及び通信機器」の「その他の事務機器」に該当する。(耐通2-7-8)

(テレビジョン共同聴視用装置)

- (11) テレビジョン共同聴視用装置のうち、構築物に該当するもの以外のものについては、別表第一の「器具及び備品」の「2 事務機器及び通信機器」に掲げる「電話設備その他の通信機器」の耐用年数を、当該装置のうち構築物に該当するものについては、別表第一の「構築物」に掲げる「放送用又は無線通信用のもの」の耐用年数をそれぞれ適用する。(耐通2-7-9)

(ネオンサイン)

- (12) 別表第一の「器具及び備品」の「5 看板及び広告器具」に掲げる「ネオンサイン」とは、ネオン放電管及びこれに附属する変圧器等の電気施設をいうのであるから、ネオン放電管が取り付けられている鉄塔、木塔等は、構築物の「広告用のもの」の耐用年数を適用することに留意する。(耐通2-7-10)

(染色見本)

- (13) 染色見本は、別表第一の「器具及び備品」の「5 看板及び広告器具」に掲げる「模型」の耐用年数を適用する。(耐通2-7-11)

(金庫)

- (14) 金融機関等の建物にみられる「金庫室」は、別表第一の「器具及び備品」の「6 容器及び金庫」に掲げる「金庫」に該当せず、その全部が建物に含まれることに留意する。(耐通2-7-12)

(医療機器)

- (15) 病院、診療所等における診療用又は治療用の器具及び備品は、全て別表第一の「器具及び備品」の「8 医療機器」に含まれるが、法人が別表第一の「器具及び備品」の他の区分に特掲されているものについて当該特掲されているものの耐用年数によっているときは、これを認める。

この場合「8 医療機器」に含まれるものについての当該「8 医療機器」の区分の判定については、次に掲げるものは、それぞれ次による。(耐通2-7-13)

(一) 例えば、ポータブル式のように携帯することができる構造の診断用(歯科用のものを含む。)のレントゲン装置は、「その他のもの」の「レントゲンその他の電子装置を使用する機器」の「移動式のもの」に該当する。

注 レントゲン車に積載しているレントゲンは、レントゲン車に含めてその耐用年数を適用する。

(二) 治療用、断層撮影用等のレントゲン装置に附属する電圧調整装置、寝台等は、「その他のもの」の「レントゲンその他の電子装置を使用する機器」の「その他のもの」に含まれる。

(三) 歯科診療用椅子は、「歯科診療用ユニット」に含まれるものとする。

(四) 医療用蒸留水製造器、太陽灯及びレントゲンフィルムの現像装置は、「その他のもの」に含まれる。

(自動遊具等)

(16) 遊園地、遊技場、百貨店、旅館等に施設されている自動遊具【硬貨又はメダルを投入することにより自動的に一定時間遊具自体が駆動する機構又は遊具の操作をすることができる機構となっているもの、例えば、馬、ステレオトーキー、ミニドライブ、レットガム、クレーンピック、スロットマシン、マスゲームマシン〔球戯用具に該当するものを除く。〕、テレビゲームマシン等の遊具をいう。】、モデルカーレーシング用具及び遊園地内において一定のコースを走行するいわゆるゴーカート、ミニカー等は、別表第一の「器具及び備品」の「9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具」に掲げる「スポーツ具」の耐用年数を適用することができる。(耐通2-7-14)

(貸 衣 裳)

(17) 婚礼用衣裳等の貸衣装業者がその用に供する衣装及びかつらについては、別表第一の「器具及び備品」の「9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具」に掲げる「衣しょう」の耐用年数を適用することができる。(耐通2-7-15)

(生物)

(18) 別表第一の「器具及び備品」に掲げる「10 生物」には、動物園、水族館等の生物並びに備品として有する盆栽及び熱帯魚等の生物が含まれるのであるが、次のものについても生物について定められている耐用年数を適用することができる。(耐通2-7-16)

(一) 医療用の生物

(二) 热帯魚、カナリヤ、番犬その他の生物を入れる容器(器具及び備品に該当するものに限る。)

(天 幕 等)

(19) 天幕、組立式プール等器具及び備品に該当するもので、通常、その支柱と本体とが材質的に異なるため、その耐久性に著しい差異がある場合には、その支柱と本体とをそれぞれ区分し、その区分ごとに耐用年数を適用することができる。(耐通2-7-17)

(自動販売機)

(20) 別表第一の「器具及び備品」の「11 前掲のもの以外のもの」に掲げる「自動販売機」には、自動両替機、自動理容具等を含み、コインロッカーは含まれない。(耐通2-7-18)

注 コインロッカーは、「11 前掲のもの以外のもの」の「主として金属製のもの」に該当する。

(無人駐車管理装置)

(21) 別表第一の「器具及び備品」の「11 前掲のもの以外のもの」に掲げる「無人駐車管理装置」には、バイク又は自転車用の駐輪装置は含まれないことに留意する。(耐通2-7-19)

注 バイク又は自転車用の駐輪装置は、「11 前掲のもの以外のもの」の「主として金属製のもの」に該当する。

ハ 別表第二 機械及び装置の耐用年数

(機械及び装置の耐用年数)

(1) 機械及び装置の耐用年数の適用については、機械及び装置を別表第二、別表第五又は別表第六に属するもの〔別表第二に属する機械及び装置については、更に設備の種類ごと〕に区分し、その耐用年数を適用する。(耐通1-4-1)

1)

注 「前掲の区分によらないもの」の意義については、イの(5)《前掲の区分によらない資産の意義等》を参照。

(い)「設備の種類」に該当するかの判定

(2) 機械及び装置が一の設備を構成する場合には、当該機械及び装置の全部について一の耐用年数を適用するのであるが、当該設備が別表第二の「設備の種類」に掲げる設備(以下「業用設備」という。)のいに該当するかは、原則として、法人の当該設備の使用状況等からいの業種用の設備として通常使用しているかにより判定することに留意する。(耐通1-4-2)

(最終製品に基づく判定)

(3) (2)の場合において、法人が当該設備をいの業種用の設備として通常使用しているかは、当該設備に係る製品(役務の提供を含む。以下「製品」という。)のうち最終的な製品(製品のうち中間の工程において生ずる製品以外のものをいう。以下「最終製品」という。)に基づき判定する。なお、最終製品に係る設備が業用設備のいに該当するかの判定は、原則として、日本標準産業分類の分類によることに留意する。(耐通1-4-3)

注 別表第二に掲げる「設備の種類」と日本標準産業分類との対比は、卷末付録二の付表8、「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表に示されている。(編者)

(中間製品に係る設備に適用する耐用年数)

(4) (3)の場合において、最終製品に係る一連の設備を構成する中間製品(最終製品以外の製品をいう。以下同じ。)に係る設備の規模が当該一連の設備の規模に占める割合が相当程度であるときは、当該中間製品に係る設備については、最終製品に係る業用設備の耐用年数を適用せず、当該中間製品に係る業用設備の耐用年数を適用する。この場合において、次のいに該当すると認められるときは、当該割合が相当程度であると判定して差し支えない。(耐通1-4-4)

- (一) 法人が中間製品を他に販売するとともに、自己の最終製品の材料、部品等として使用している場合において、他に販売している数量等の当該中間製品の総生産量等に占める割合がおおむね50%を超えるとき
- (二) 法人が工程の一部をもって、他から役務の提供を請け負う場合において、当該工程における稼働状況に照らし、その請負に係る役務の提供の当該工程に占める割合がおおむね50%を超えるとき

(自家用設備に適用する耐用年数)

(5) 次に掲げる設備のように、その設備から生ずる最終製品を専ら用いて他の最終製品が生産等される場合の当該設備については、当該最終製品に係る設備ではなく、当該他の最終製品に係る設備として、その使用状況等から(2)の判定を行うものとする。(耐通1-4-5)

- (一) 製造業を営むために有する発電設備及び送電設備
- (二) 製造業を営むために有する金型製造設備
- (三) 製造業を営むために有するエレベーター、スタッカ一等の倉庫用設備
- (四) 道路旅客運送業を営むために有する修理工場設備、洗車設備及び給油設備

(複合的なサービス業に係る設備に適用する耐用年数)

(6) それぞれの設備から生ずる役務の提供が複合して一の役務の提供を構成する場合の当該設備については、それぞれの設備から生ずる役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用せず、当該一の役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用する。したがって、例えば、ホテルにおいて宿泊業の業種用の設備の一部として通常使用しているクリーニング設備や浴場設備については、「47 宿泊業用設備」の耐用年数を適用することとなる。(耐通1-4-6)

(プレス及びクレーンの基礎)

(7) プレス及びクレーンの基礎は、原則として機械装置に含めるのであるが、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ右欄による。(耐通1-4-7)

(一)	プレス	自動車ボデーのタンデムプレスラインで多量生産方式に即するため、ピットを構築してプレスを装架する等の方式(例えば「総地下式」、「連続ピット型」、「連続基礎型」等と呼ばれているものをいう。)の場合における当該ピットの部分は、建物に含める。
-----	-----	---

(二)	クレーン	造船所の大型ドック等において、地上組立用、船台取付用、ドック用又はぎ装用等のために有する走行クレーン（門型、ジブ型、塔形等）でその走行区間が長く、構築物と一体となっていると認められる場合には、その基礎に係る部分についてはその施設されている構築物に含め、そのレベルに係る部分についてはその施設されている構築物以外の構築物に該当するものとする。
-----	------	--

（鉱業用の軌条、まくら木等）

(8) 坑内の軌条、まくら木及び坑内動力線で、鉱業の業種用のものとして通常使用しているものは、別表第二の「29 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備」に含まれるものとする。

また、建設作業現場の軌条及びまくら木で、総合工事業の業種用のものとして通常使用しているものは、同表の「30 総合工事業用設備」に含まれるものとする。（耐通2-8-1）

（総合工事業以外の工事業用設備）

(9) 機械及び装置で、職別工事業又は設備工事業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「30 総合工事業用設備」に含まれるものとする。（耐通2-8-2）

（鉄道業以外の自動改札装置）

(10) 自動改札装置で、鉄道業以外の業種用の設備として通常使用しているものについても、別表第二の「38 鉄道業用設備」の「自動改札装置」の耐用年数を適用して差し支えないものとする。（耐通2-8-3）

（その他の小売業用設備）

(11) 別表第二の「45 その他の小売業用設備」には、機械及び装置で、日本標準産業分類の中分類「60 その他の小売業」の業種用の設備として通常使用しているものが該当することに留意する。（耐通2-8-4）

（ホテル内のレストラン等のちゅう房設備）

(12) ホテル内にある宿泊客以外も利用可能なレストラン等のちゅう房用の機械及び装置は、別表第二の「48 飲食店業用設備」に含まれることに留意する。（耐通2-8-5）

（持ち帰り・配達飲食サービス業用のちゅう房設備）

(13) ちゅう房用の機械及び装置で、持ち帰り・配達飲食サービス業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「48 飲食店業用設備」に含まれるものとする。（耐通2-8-6）

（その他のサービス業用設備）

(14) 別表第二の「54 その他のサービス業用設備」には、機械及び装置で、日本標準産業分類の中分類「95 その他のサービス業」の業種用の設備として通常使用しているものが該当することに留意する。（耐通2-8-7）

（道路旅客運送業用設備）

(15) 機械及び装置で、道路旅客運送業の業種用の設備として通常使用しているものは、別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に含まれることに留意する。（耐通2-8-8）

（電光文字設備等）

(16) 電光文字設備は、例えば、総合工事業の業種用の設備として通常使用しているものであっても、別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に含まれるものとする。

蓄電池電源設備及びフライアッシュ採取設備についても同様とする。（耐通2-8-9）

（新旧資産区分の対照表）

(17) 平成20年3月31日以前に開始する事業年度において取得をされた機械及び装置が、平成20年4月1日以後に開始する事業年度において別表第二《機械及び装置の耐用年数表》における機械及び装置のいずれに該当するかの判定は、表末付録二の付表9 《機械及び装置の耐用年数表（別表第二）における新旧資産区分の対照表》を参考として行う。（平20課法2-14 第5 三十一 経過的取扱い）

二 別表第三 無形減価償却資産の耐用年数

無形減価償却資産（鉱業権及び公共施設等運営権を除く。）については、別表第三《無形減価償却資産の耐用年数表》に掲げる耐用年数を適用する。（耐用年数省令1①③）

注1 鉱業権及び公共施設等運営権については、②《鉱業権、坑道及び公共施設等運営権の耐用年数》を参照。

注2 ——線部分は、減価償却資産の耐用年数に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第81号）により改正された部分で、改正規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）の施行の日（平成23年11月30日）から適用され、平成23年11月29日以前の適用については、本文中「鉱業権及び公共施設等運営権」とあるのは「鉱業権」とする。（同令附、平成23年政令第354号）

木 別表第四 生物の耐用年数

（生物の耐用年数）

（1）牛馬等及び果樹等については、別表第四《生物の耐用年数表》に掲げる耐用年数を適用する。（耐用年数省令1①④）

注 観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物については、別表第一の「器具及び備品」の「10 生物」の耐用年数を適用する。
(編者)

（成熟の年齢又は樹齢）

（2）法人の有する一の2《減価償却資産の範囲》の表の⑨に掲げる生物の減価償却は、当該生物がその成熟の年齢又は樹齢に達した月（成熟の年齢又は樹齢に達した後に取得したものについては、取得の月）から行うことができる。この場合におけるその成熟の年齢又は樹齢は次によるものとするが、次表に掲げる生物についてその判定が困難な場合には、次表に掲げる年齢又は樹齢によることができる。（基通7-6-12）

（一）牛馬等については、通常事業の用に供する年齢とする。ただし、現に事業の用に供するに至った年齢がその年齢後であるときは、現に事業の用に供するに至った年齢とする。

（二）果樹等については、当該果樹等の償却額を含めて通常の場合におおむね収支相償うに至ると認められる樹齢とする。

種類	用途	細目	成熟の年齢又は樹齢	種類	用途	細目	成熟の年齢又は樹齢
牛	農業使役用		満2歳	ぶどう樹			満6年
	小運搬使役用		〃2	梨樹			〃8
	繁殖用	役肉用牛	〃2	桃樹			〃5
		乳用牛	〃2	桜桃樹			〃8
	種付用	役肉用牛	〃2	びわ樹			〃8
		乳用牛	〃2	くり樹			〃8
馬	種付用		〃2	梅樹			〃7
	農業使役用		満2歳	柿樹			〃10
	小運搬使役用		〃4	あんず樹			〃7
	繁殖用		〃3	すもも樹			〃7
	種付用		〃4	いちじく樹			〃5
	競走用		〃2	茶樹			〃8
綿羊	その他用		〃2	オリーブ樹			〃8
	農業使役用		満2歳	桑樹	根刈、中刈及び高刈立通		〃3
豚	小運搬使役用		〃4				〃7
	繁殖用		〃3				
かんきつ樹	繁殖用		〃4	こりやなぎ			〃3
	温州		満15年	みつまた			〃4
りんご樹	その他		〃15	こうぞ			〃3
	農業使役用		満10年	ラミー			〃3
				ホップ			〃3

② 鉱業権、坑道及び公共施設等運営権の耐用年数

鉱業権、坑道及び公共施設等運営権の耐用年数は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる年数

とする。(耐用年数省令1②)

イ	採掘権	当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他の当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数				
ロ	試掘権	次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に掲げる年数				
		<table border="1"> <tr> <td>(イ)</td> <td>石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td>(イ)に掲げる試掘権以外の試掘権</td> <td>5年</td> </tr> </table>	(イ)	石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権	8年	(ロ)
(イ)	石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権	8年				
(ロ)	(イ)に掲げる試掘権以外の試掘権	5年				
ハ	租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利	採掘権に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数				
ニ	坑道	採掘権に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数				
ホ	公共施設等運営権	<u>当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第10条の6第3項《公共施設等運営権の設定の時期等》の規定により公表された同法第10条の4第3号《公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加》に掲げる存続期間の年数</u> <small>注 上記に掲げる年数は、暦に従って計算し、1年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(耐用年数省令1③)</small>				

注 ——線部分は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成23年財務省令第81号)により改正された部分で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第57号)の施行の日(平成23年11月30日)から適用され、平成23年11月29日以前の適用については、本文中「鉱業権、坑道及び公共施設等運営権」とあるのは「鉱業権及び坑道」とし、上表は、イからニまでとする。(同令附、平成23年政令第354号)

(採掘権等の耐用年数の認定申請)

- (1) ②の表のイ、ハ又はニに掲げる認定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(耐用年数省令1④)
- (一) 申請をする法人の名称及び代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人)の氏名
- (二) 申請をする法人の納税地
- (三) 申請に係る採掘権、租鉱権等又は坑道(以下「採掘権等」という。)に係る鉱区その他これに準ずる区域(以下「鉱区等」という。)の所在地
- (四) 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定数量、最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数
- (五) 認定を受けようとする年数
- (六) その他参考となるべき事項

(耐用年数の認定)

- (2) 税務署長は、(1)に掲げる申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。(耐用年数省令1⑤)

(認定した耐用年数の変更)

- (3) 税務署長は、②の認定をした後、その認定に係る年数により、その認定に係る採掘権等の償却限度額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その年数を変更することができる。(耐用年数省令1⑥)

(認定又は変更の処分の通知)

- (4) 税務署長は、(2)又は(3)の処分をするときは、その認定に係る法人に対し、書面によりその旨を通知する。(耐用年数省令1⑦)

(耐用年数の変更処分の効果)

(5) (3)の変更処分があった場合には、その処分のあった日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。(耐用年数省令1⑧)

③ 公害防止用又は開発研究用の減価償却資産の耐用年数

次の表に掲げる減価償却資産の耐用年数は、①《一般の減価償却資産の耐用年数》にかかわらず、それぞれ次の表に掲げるところによる。(耐用年数省令2)

(イ)	汚水処理 (汚水、坑水、廃水又は廃液の沈殿、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却 又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。) 又はばい煙処理 (大気汚染防止法 第2条第1項若しくは第8項《定義等》に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第17条 第1項《特定物質に関する事故時の措置》に規定する特定物質〔ばい煙を除く。〕の重力沈 降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散 の方法その他これらに類する方法による処理をいう。) の用に供されている減価償却資産で 別表第五《公害防止用減価償却資産の耐用年数表》に掲げるもの	別表第五
(ロ)	開発研究 (新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の 著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。) の用に供されている減価償却資 産で別表第六《開発研究用減価償却資産の耐用年数表》に掲げるもの	別表第六

注 耐用年数省令別表第五及び別表第六は卷末付録一を参照。(編者)

(特殊の減価償却資産の耐用年数の適用の特例)

(1) 法人が別表第五又は別表第六に掲げられている減価償却資産について、別表第一又は別表第二の耐用年数を適用している場合には、継続して適用することを要件としてこれを認める。(耐通1-1-10)

(汚水処理用減価償却資産の範囲)

(2) 別表第五の公害防止用減価償却資産のうち③の表の(イ)の汚水処理の用に供される減価償却資産(以下「汚水処理用減価償却資産」という。)とは、工場等内で生じた汚水等(同表の(イ)に掲げる汚水、坑水、廃水及び廃液をいい、温水を含む。以下同じ。)でそのまま排出すれば公害が生ずると認められるものを公害の生じない水液(水その他の液体をいう。以下(2)において同じ。)にして排出するために特に施設された汚水処理の用に直接供される減価償却資産(専ら当該汚水等を当該汚水処理の用に直接供される減価償却資産に導入するための送配管等及び処理後の水液を排出口に誘導するための送配管等を含む。)をいうのであるが、次に掲げる減価償却資産についても、汚水処理用減価償却資産に含めることができるに取り扱う。(耐通2-9-1)

(一) 汚水等の処理後の水液(当該処理によって抽出した有用成分を含む。)を工場等外に排出しないで製造工程等において再使用する場合における汚水処理の用に直接供される減価償却資産(専ら当該汚水等を当該汚水処理の用に直接供される減価償却資産へ導入するための送配管等を含む。)

注 事務所ビル、大型店舗、ホテル、住宅団地等内で生じた生活又は都市活動による汚水を処理し、その処理後の水を当該事務所ビル、大型店舗、ホテル、住宅団地等外に排出しないで再使用する場合における汚水処理の用に直接供される減価償却資産も含まれる。(昭54直法2-10参照)

(二) 汚水等の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料等として使用する場合(当該有用成分がそのまま原材料等として使用できる場合を除く。)において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料等として使用するための加工等の用に供される減価償却資産

イ 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

ロ 当該有用成分を原材料等として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

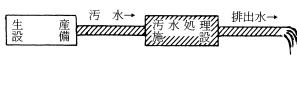
(三) 汚水等の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合(当該有用成分を他から受け入れて製品化する場合を除く。)において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される減価償却資産

イ 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

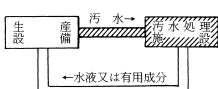
ロ 当該有用成分を製品化して販売することにより、その有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

注 汚水処理用減価償却資産を図示すれば、それぞれ次の区分に応じ、斜線の部分が汚水処理用減価償却資産に該当することとなる。

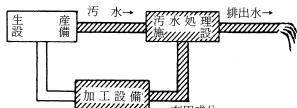
(イ) 通常の汚水処理用減価償却資産



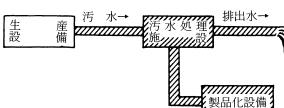
(ロ) (一)に掲げる減価償却資産



(ハ) (二)に掲げる減価償却資産



(二) (二)に掲げる減価償却資産



(建物に係る浄化槽等)

(3) ビル、寄宿舎等から排出される汚水を浄化するために施設した浄化槽等で、構築物に該当するものは、汚水処理用減価償却資産に含まれるものとする。(耐通2-9-2)

(家畜し尿処理設備)

(4) 牛、馬、豚等のし尿処理をする場合における地中蒸散による処理方法は、③の表の(イ)に掲げるろ過に準じ、汚水処理の方法に該当するものとして取り扱う。(耐通2-9-3)

(汚水処理用減価償却資産に該当する機械及び装置)

(5) 汚水処理用減価償却資産には、例えば、沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、濃縮装置、ばつ気装置、洗浄又は冷却装置、中和又は還元装置、燃焼装置、凝縮沈殿装置、生物化学的処理装置、輸送装置、貯留装置等及びこれらに附属する計測用機器、調整用機器、電動機、ポンプ等が含まれる。(耐通2-9-4)

(ばい煙処理用減価償却資産の範囲)

(6) 別表第五の公害防止用減価償却資産のうち③の表の(イ)のばい煙処理の用に供される減価償却資産(以下「ばい煙処理用減価償却資産」という。)とは、工場等内で生じたばい煙等(同③の表の(イ)に掲げるばい煙、粉じん又は特定物質をいう。以下同じ。)を公害の生ずるおそれのない状態で排出(大気中に飛散しないよう防止して公害のおそれのない状態を維持することを含む。)を目的とするため、特に施設されたばい煙処理の用に直接供される減価償却資産をいうのであるが、次に掲げる減価償却資産についても、ばい煙処理用減価償却資産に含めることができることに取り扱う。(耐通2-9-5)

(一) ばい煙等の処理の過程において得た物質を自己の主製品の原材料等として使用する場合(当該物質がそのまま原材料等として使用できる場合を除く。)において、次のいずれにも該当するときにおける当該物質を原材料等として使用するための加工等の用に供される減価償却資産

イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

ロ 当該物質を原材料等として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

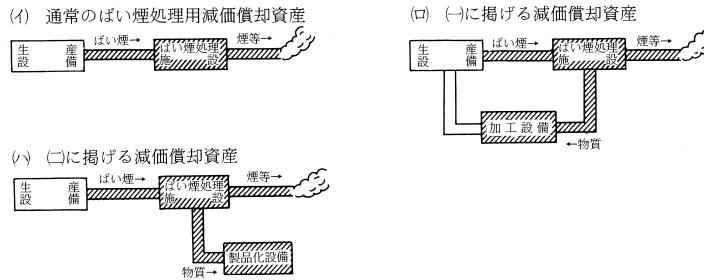
(二) ばい煙等の処理の過程において得た物質を製品化する場合(当該物質を他から受け入れて製品化する場合を除く。)において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される減価償却資産

イ 当該物質を廃棄することにより公害を生ずるおそれがあると認められる事情があること。

ロ 当該物質を製品化して販売することにより、その物質をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

注1 ばい煙等の処理によって得られる余熱等を利用するため施設された減価償却資産は、ばい煙処理用減価償却資産に該当しない。

注2 ばい煙処理用減価償却資産を図示すれば、それぞれ次の区分に応じ、斜線の部分がばい煙処理用減価償却資産に該当することとなる。



(ばい煙処理用減価償却資産に該当する機械及び装置)

(7) ビル等の建物から排出されるばい煙を処理するために施設した機械及び装置は、原則として建物附属設備に該当するのであるが、当該機械及び装置が③の表の(イ)に掲げるばい煙処理のために施設されたものであり、かつ、その処理の用に直接供されるものであるときは、別表第五に掲げる機械及び装置の耐用年数を適用することができる。(耐通2-9-6)

(開発研究の意義)

(9) ③の表の(ロ)に掲げる「開発研究」とは、次に掲げる試験研究をいう。(耐通2-10-1)

- (一) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (二) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (三) (一)又は(二)に掲げる研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (四) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(開発研究用減価償却資産の意義)

(10) 別表第六の開発研究用減価償却資産とは、主として開発研究のために使用されている減価償却資産をいうのであるから、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、含まれないことに留意する。(耐通2-10-2)

(研究開発のためのソフトウェア)

(11) 法人が、特定の研究開発にのみ使用するため取得又は製作をしたソフトウェア【研究開発のためのいわば材料となるものであることが明らかなるものを除く。】であっても、当該ソフトウェアは減価償却資産に該当することに留意する。(基通7-1-8の2)

注 当該ソフトウェアが③の表の(ロ)に掲げる開発研究の用に供されている場合には、別表第六に掲げる耐用年数が適用されることに留意する。

(開発研究用減価償却資産の範囲)

(12) 開発研究用減価償却資産には、開発研究の用に供するため新たに取得された減価償却資産のほか、従来から有していた減価償却資産で他の用途から開発研究の用に転用されたものも該当する。(耐通2-10-3)

2 中古資産の耐用年数

法人【人格のない社団等を含む。以下同じ。】において事業の用に供された一の2の表に掲げる減価償却資産【これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下2において同じ。】の取得【第二章第一節の二の12の3に掲げる適格合併又は同二の12の12に掲げる適格分割型分割【以下2において「適格分割型分割」という。】による同二の11に掲げる被合併法人又は同二の12の2に掲げる分割法人からの引継ぎ【以下2において「適格合併等による引継ぎ」という。】を含む。】をしてこれを法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、1《法定耐用年数》の①から③までにかかる

らず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を法人の事業の用に供するに当該資産について支出した七《資本的支出と修繕費》に掲げる金額が当該資産の取得価額(適格合併等による引継ぎの場合にあっては、第三十四款の一の2の①《適格合併による資産等の帳簿価額による引継ぎ》に掲げる時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額)の $\frac{50}{100}$ に相当する金額を超える場合には、次の表の②に掲げる年数についてはこの限りでない。(耐用年数省令3①)

①	見積法	当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間の年数
次の表の左欄に掲げる資産(別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、①の年数を見積もることが困難なものに限る。)の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる年数(その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。)		
②	イ 法定耐用年数の全部を経過した資産	当該資産の法定耐用年数の $\frac{20}{100}$ に相当する年数 法定耐用年数 $\times \frac{20}{100}$
	ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産	当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の $\frac{20}{100}$ に相当する年数を加算した年数 法定耐用年数-経過年数+経過年数 $\times \frac{20}{100}$

注1 上記の年数は、暦に従って計算し、1年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(耐用年数省令3⑤)

注2 別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六は巻末付録一を参照。(編者)

(中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法)

(1) 中古資産についての2の表の①に掲げる方法(以下「見積法」という。)又は同表の②に掲げる方法(以下「簡便法」という。)による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度においてはその算定をすることができないことに留意する。(耐通1-5-1)

注 法人が、第二節第三款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の期間(以下「中間事業年度」という。)において取得した中古の減価償却資産につき法定耐用年数を適用した場合であっても、当該中間事業年度を含む事業年度においては当該資産につき見積法又は簡便法により算定した耐用年数を適用することができることに留意する。

(見積法及び簡便法を適用することができない中古資産)

(2) 法人が中古資産を取得した場合において、当該減価償却資産を事業の用に供するに当たって支出した資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の $\frac{50}{100}$ に相当する金額を超えるときは、当該減価償却資産については、別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる耐用年数によるものとする。(耐通1-5-2)

(中古資産に資本的支出をした後の耐用年数)

(3) (2)は、法人が見積法又は簡便法により算定した耐用年数により減価償却を行っている中古資産につき、各事業年度において資本的支出を行った場合において、一の計画に基づいて支出した資本的支出の金額の合計額又は当該各事業年度中に支出した資本的支出の金額の合計額が、当該減価償却資産の再取得価額の $\frac{50}{100}$ に相当する金額を超えるときにおける当該減価償却資産及びこれらの資本的支出の当該事業年度における資本的支出をした後の減価償却について準用する。(耐通1-5-3)

(資本的支出の額を区分して計算した場合の耐用年数の簡便計算)

(4) 法人がその有する中古資産に適用する耐用年数について、2のただし書により簡便法によることができない場合であっても、法人が次の算式により計算した年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。)を当該中古資産に係る耐用年数として計算したときには、当該中古資産を事業の用に供するに当たって支出した資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の $\frac{50}{100}$ に相当する金額を超えるときを除き、これを認める。(耐通1-5-6)

(算式)

$$\text{当該中古資産の取得価額} \div \left(\frac{\text{当該中古資産の取得価額}}{\text{(資本的支出の額を含まない。)}} + \frac{\text{当該中古資産の資本的支出の額}}{\text{当該中古資産に係る法定耐用年数}} \right)$$

$$\text{当該中古資産の取得価額} \div \left(\frac{\text{当該中古資産の取得価額}}{\text{(資本的支出の額を含む。)}} + \frac{\text{当該中古資産に係る法定耐用年数}}{\text{当該中古資産に係る法定耐用年数}} \right)$$

(中古資産の耐用年数の見積りが困難な場合)

- (5) 2の表の②に掲げる「①の年数を見積もることが困難なもの」とは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならないこと又は耐用年数の見積りに多額の費用を要すると認められることにより使用可能期間の年数を見積もることが困難な減価償却資産をいう。(耐通1-5-4)

(経過年数が不明な場合の経過年数の見積り)

- (6) 法人がその有する中古資産に適用する耐用年数を簡便法により計算する場合において、その資産の経過年数が不明なときは、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積もるものとする。(耐通1-5-5)

(見積法を適用していた中古資産の耐用年数)

- (7) 見積法により算定した耐用年数を適用している中古資産について、法定耐用年数の改正があったときは、その改正後の法定耐用年数を基礎として当該中古資産の使用可能期間の見積り替えをすることはできないのであるが、改正後の法定耐用年数が従来適用していた見積法により算定した耐用年数より短いときは、改正後の法定耐用年数を適用することができる。(耐通1-7-2)

(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合において法定耐用年数が短縮されたときの取扱い)

- (8) 法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度後の事業年度においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することを認める。(耐通1-5-7)

注 この場合の再計算において用いられる経過年数はその中古資産を取得したときにおける経過年数によることに留意する。

(中古の総合償却資産を取得した場合の総合耐用年数の見積り)

- (9) 総合償却資産【機械及び装置並びに構築物で、当該資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいう。以下同じ。】については、法人が工場を一括して取得する場合等別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる一の「設備の種類」又は「種類」に属する資産の相当部分につき中古資産を一時に取得した場合に限り、次により当該資産の総合耐用年数を見積って当該中古資産以外の資産と区別して償却することができる。(耐通1-5-8)

- (一) 中古資産の総合耐用年数は、同時に取得した中古資産のうち、別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる一の「設備の種類」又は「種類」に属するもの全てについて次の算式により計算した年数【(その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)】による。

(算式)

$$\text{当該中古資産の取} \quad \text{当該中古資産を構成する個々の資産の全部につき、それぞれ個々} \\ \text{得価額の合計額} \quad \div \quad \text{の資産の取得価額を当該個々の資産について使用可能と見積も} \\ \text{られる耐用年数で除して得た金額の合計額}$$

- (二) (一)の算式において、個々の中古資産の耐用年数の見積りが困難な場合には、当該資産の種類又は設備の種類について定められた旧別表第二の法定耐用年数の算定の基礎となった当該個々の資産の個別耐用年数を基礎として2の表の②の例によりその耐用年数を算定することができる。この場合において、当該資産が2のただし書の場合に該当するときは(4)《資本的支出の額を区分して計算した場合の耐用年数の簡便計算》を準用する。

注 個々の資産の個別耐用年数とは、「機械装置の個別年数と使用時間表」(昭和40年6月国税庁発表)の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」をいい、構築物については、卷末付録二の付表3《鉄道業及び軌道業の構築物(総合償却資産であるものに限る)の細目と個別耐用年数》又は同付表4《電気業の構築物(総合償却資産であるものに限る)の細目と個別耐用年数》に掲げる算定基礎年数をいう。

ただし、個々の資産の個別耐用年数がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基準として見積もられる耐用年数とする。

(取得した中古機械装置等が設備の相当部分を占めるかどうかの判定)

- (10) (9)の場合において、取得した中古資産がその設備の相当部分であるかどうかは、当該取得した資産の再取得価額の合計額が、当該資産を含めた当該資産の属する設備全体の再取得価額の合計額のおおむね $\frac{30}{100}$ 以上であるかどうかにより判定するものとする。

この場合において、当該法人が2以上の工場を有するときは、工場別に判定する。(耐通1-5-9)

(総合償却資産の総合耐用年数の見積りの特例)

- (11) 法人が工場を一括して取得する場合のように中古資産である一の設備の種類に属する総合償却資産の全部を一時に取得したときは、(9)にかかわらず、当該総合償却資産について定められている法定耐用年数から経過年数 (当該資産の譲渡者が譲渡した日において付していた当該資産の帳簿価額を当該資産のその譲渡者に係る取得価額をもって除して得た割合に応ずる当該法定耐用年数に係る未償却残額割合に対応する譲渡者が採用していた償却の方法に応じた経過年数による。) を控除した年数に、経過年数の $\frac{20}{100}$ に相当する年数を加算した年数 (その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。) を当該中古資産の耐用年数とすることができます。(耐通1-5-10)

(算式)

$$\text{当該中古資産の耐用年数} = \left(\frac{\text{当該総合償却資産について定められている法定耐用年数}}{\text{経過年数}} - \frac{20}{100} \right) + \text{経過年数} \times \frac{20}{100}$$

注1 傷却の方法を旧定率法又は定率法によっている場合にあっては、未償却残額割合に対応する経過年数は、それぞれ巻末折込み付録の別表《旧定率法未償却残額表》又は《定率法未償却残額表》によることができる。

注2 租税特別措置法に規定する特別償却をした資産 (当該特別償却を準備金方式によったものを除く。) については、未償却残額割合を計算する場合の当該譲渡者が付していた帳簿価額は、合理的な方法により調整した金額によるものとする。

(見積法及び簡便法によることができない中古の総合償却資産)

- (12) 法人が総合償却資産に属する中古資産を取得した場合において、当該減価償却資産を事業の用に供するに当たって支出した資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の $\frac{50}{100}$ に相当する金額を超えるときは、当該減価償却資産については、別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる耐用年数によるものとする。(耐通1-5-11、1-5-2参照)

(取り替えた資産の耐用年数)

- (13) 総合耐用年数を見積もった中古資産の全部又は一部を新たな資産と取り替えた場合 (その全部又は一部について資本的支出を行い、(3)《中古資産に資本的支出をした後の耐用年数》に該当することとなった場合を含む。) のその資産については、別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる耐用年数による。(耐通1-5-12)

(転用した生物の耐用年数)

- (14) 別表第四《生物の耐用年数表》の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に転用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、1《法定耐用年数》の①の表の(四)の生物の耐用年数及び2にかかわらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。(耐用年数省令3④)

注 上記の年数は、暦に従って計算し、1年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(耐用年数省令3⑤)

(転用後の残存使用可能期間)

- (15) 牛、馬、綿羊及びやぎを別表第四《生物の耐用年数表》に掲げる一の用途から他の用途に転用した場合の転用後のその残存使用可能期間が明らかでないときは、牛については8年、馬については10年、綿羊及びやぎについては6年からそれぞれの転用の時までの満年齢 (1年未満の端数は切り捨てる。) を控除した年数をその残存使用可能期間とするものとする。(基通7-6-13後段)

(共有持分を有する法人が共有持分の追加取得をした場合の取扱い)

- (16) 法人が、共有持分を有する減価償却資産について更に共有持分の追加取得をした場合において、その追加取得をした日の属する事業年度以後の各事業年度における当該減価償却資産の償却限度額の計算上次の算式により算定した年数を当該減価償却資産の耐用年数としたときは、これを認めるものとする。ただし、当該追加取得をした日の属する事業年度においてその算定をしなかった場合又はその算定した年数が当該減価償却資産につき現に適用している耐用年数の $\frac{90}{100}$ に相当する年数 (1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) 以上である場合には、この限りでない。(昭54直法2-17)

(算式)

$$\text{共有持分の追加取得をした後における当該減価償却資産の取得価額} \div \left(\frac{\text{当該減価償却資産につき現に適用している耐用年数}}{\text{当該減価償却資産の取得価額}} + \frac{\text{追加取得をした共有持分を別個の減価償却資産とみなして算定した耐用年数}}{\text{追加取得をした前における当該減価償却資産の取得価額}} \right)$$

注1 算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。

注2 算式の適用上、追加取得をした共有持分について耐用年数を算定する場合には、2の表の②を準用することができる。

(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り)

(17) 更生計画の定めるところにより設立された新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき2を適用することができることに留意する。(基通14-3-4参照)

(リース期間の終了に伴い取得した資産の耐用年数の見積り等)

(18) リース期間(第一款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引〔以下「リース取引」という。〕に係る契約において定められたリース資産〔同款の六に掲げるリース資産をいう。〕の賃貸借期間をいう。)の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産を取得した場合における当該資産の耐用年数は、次のいずれかの年数によることができる。(基通7-6の2-12)

(一) 当該資産につき適正に見積ったその取得後の使用可能期間の年数

(二) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる年数(その年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)

イ	当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数以上である場合	当該耐用年数の20%に相当する年数
ロ	当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数に満たない場合	当該耐用年数からリース期間を控除した年数に、当該リース期間の20%に相当する年数を加算した年数

(適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の耐用年数)

(19) 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配((20)において「適格組織再編成」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下(19)及び(20)において「被合併法人等」という。)から2に掲げる中古資産の移転を受けた場合(当該法人が当該資産について2の適用を受ける場合を除く。)において、当該被合併法人等が当該資産につき2又は(14)《転用した生物の耐用年数》の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、1《法定耐用年数》の①から③までにかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることができる。(耐用年数省令3②)

(適格組織再編成により移転を受けた場合の定額法又は生産高比例法の計算の基礎となる取得価額)

(20) 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から2に掲げる中古資産の移転を受けた場合において、当該資産について2の適用を受けるときは、当該資産の四の1の①の表のイの(イ)のA若しくは同表のハのC又は同②の表のイ若しくは同表のハの(ハ)若しくは同②の(2)の表の(一)《償却保証額》に掲げる取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額(当該資産につき四の1の①の(12)《評価換算等及び期中評価換算等の意義》の表の(一)に掲げる評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。)で当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。(耐用年数省令3③)

注――線部分は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年財務省令第10号)により追加された部分で、改正規定は、平成24年4月1日から適用される。(同令附①)

3 耐用年数の短縮

内国法人は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいづれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間(以下3において「未経過使用可能期間」という。)を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認に係る未経過使用可能期間をもって耐用年数省令

で定める耐用年数《法定耐用年数》とみなす。(法31⑥、令57①、規16)

①	当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。						
②	当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。						
③	当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。						
④	当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。						
⑤	当該資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。						
⑥	<p>①から⑤までに掲げる事由以外の事由で、次に掲げる事由により、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td><td>減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」という。)を用いて償却限度額(四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる減価償却資産の償却限度額をいう。以下同じ。)を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が旧耐用年数省令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》に特掲された設備以外のものであること。</td></tr> <tr> <td>ハ</td><td>①から⑤まで及び上記イ又はロに掲げる事由に準ずる事由</td></tr> </table>	イ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」という。)を用いて償却限度額(四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる減価償却資産の償却限度額をいう。以下同じ。)を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。	ロ	当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が旧耐用年数省令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》に特掲された設備以外のものであること。	ハ	①から⑤まで及び上記イ又はロに掲げる事由に準ずる事由
イ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」という。)を用いて償却限度額(四の1の①《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の方法》に掲げる減価償却資産の償却限度額をいう。以下同じ。)を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。						
ロ	当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が旧耐用年数省令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》に特掲された設備以外のものであること。						
ハ	①から⑤まで及び上記イ又はロに掲げる事由に準ずる事由						

注 旧耐用年数省令別表第二は、巻末付録二の付表10《機械及び装置の耐用年数表(旧別表第二)》を参照。

(耐用年数短縮の承認申請)

- (1) 3に掲げる承認を受けようとする内国法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該資産が3の表の①から⑥までに掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付し、納税地の所轄税務署長を経由して、これを納税地の所轄国税局長に提出しなければならない。(法31⑥、令57②、規17)
- (一) 申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人)の氏名
- (二) 耐用年数短縮の承認を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所、その使用可能期間、その未経過使用可能期間
- (三) 耐用年数短縮の承認を受けようとする減価償却資産に係る耐用年数省令に定める耐用年数
- (四) 承認を受けようとする償却限度額の計算の基礎となる未経過使用可能期間の算定の基礎
- (五) 耐用年数短縮が認められる事由のいずれに該当するかの別
- (六) 当該減価償却資産の使用可能期間が耐用年数省令に定める耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実
- (七) その他参考となるべき事項

(申請の承認又は却下)

- (2) 国税局長は、(1)に掲げる申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る減価償却資産の使用可能期間及び未経過使用可能期間を認め、若しくはその使用可能期間及び未経過使用可能期間を定めて承認をし、又はその申請を却下する。(法31⑥、令57③)

(承認の取消し又は使用可能期間の伸長)

- (3) 国税局長は、3に掲げる承認をした後、その承認に係る未経過使用可能期間により減価償却資産の償却限度額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その承認を取り消し、又はその承認に係る使用可能期間及び未経過使用可能期間を伸長することができる。(法31⑥、令57④)

(処分の通知)

- (4) 国税局長は、(2)又は(3)の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。
(法31⑥、令57⑤)

(処分の効果)

- (5) (2)の承認の処分又は(3)の処分があった場合には、その処分のあった日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。(法31⑥、令57⑥)

(耐用年数の短縮の承認を受けた資産の一部を更新等した場合のみなす承認)

- (6) 内国法人が、次の表に掲げる場合において、その有する**3**の承認に係る減価償却資産の一部についてこれに代わる新たな資産(以下「更新資産」という。)の取得をした日の属する事業年度に係る**第二節第三款の二の1**《確定申告》による申告書の提出期限(同款の一の2《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間について同2の表の①から③までに掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合〔以下「中間申告書を提出する場合」という。〕には、その中間申告書の提出期限。(8)において「申告書の提出期限」という。)までに、(7)に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって(1)の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日(中間申告書を提出する場合には、同2に掲げる期間の末日。(8)において「事業年度終了の日等」という。)において**3**の承認があつたものとみなす。この場合においては、(4)は、適用しない。(法31⑥、令57⑦、規18①)

(一)	3 の承認に係る減価償却資産(以下 3 において「短縮特例承認資産」という。)の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
(二)	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(当該資産の購入の対価〔六の1《減価償却資産の取得価額》の表の①に掲げる購入の対価をいう。〕又は当該資産の建設等〔同表の②に掲げる建設等をいう。〕のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の $\frac{10}{100}$ 相当額を超えるものを除く。)と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数と当該短縮特例承認資産の 3 の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

(届出書の記載事項)

- (7) (6)に掲げる届出書には、次の表に掲げる事項を記載する。(法31⑥、規18②)

(一)	届出をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	更新資産の名称
(三)	その所在する場所
(四)	短縮特例承認資産の 3 の承認に係る使用可能期間の算定の基礎
(五)	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎
(六)	(6)の表に掲げる事由のいずれに該当するかの別
(七)	その他参考となるべき事項

(耐用年数の短縮の承認を受けた資産と同様の資産を取得した場合のみなす承認)

- (8) 内国法人が、その有する**3**の承認(3の表の①に掲げる事由による承認その他次の表の左欄に掲げる事由による承認に限る。)に係る減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産(同表の左欄に掲げる事由による承認の場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる減価償却資産)の取得をした場合において、その取得をした日の属する事業年度に係る申告書の提出期限までに、(9)に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって(1)の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日等において**3**の承認があつたものとみなす。この場合においては、(4)は、適用しない。(法31⑥、令57⑧、規18③)

(一)	3 の表の⑥のイに掲げる事由	当該事由による 3 の承認に係る減価償却資産と構成を同じくする減価償却資産
(二)	3 の表の⑥のハ (同表の①及び⑥のイに掲げる部分に限る。)に掲げる事由	当該事由による 3 の承認に係る減価償却資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものと同じくする減価償却資産

(届出書の記載事項)

(9) (8)に掲げる届出書には、次の表に掲げる事項を記載する。(法31⑥、規18④)

(一)	届出をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
(二)	取得をした減価償却資産の名称
(三)	その所在する場所
(四)	(8)に掲げる承認に係る減価償却資産及びその取得した減価償却資産の材質若しくは製作方法若しくは構成又はこれらに準ずるもの
(五)	(8)の表に掲げる事由のいづれに該当するかの別
(六)	その他参考となるべき事項

(耐用年数短縮の承認を受けた場合の取得価額)

(10) 内国法人が、その有する減価償却資産につき**3**の承認を受けた場合には、当該資産の四の1の①の(1)の表の(一)《旧定額法》若しくは同表の(三)《旧生産高比例法》又は同1の②の(1)の表の(一)《定額法》若しくは同表の(三)《生産高比例法》若しくは同②の(2)の表の(一)《償却保証額》に掲げる取得価額には、当該資産につきその承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額(当該前事業年度までの各事業年度において同1の①の(12)の表の(一)《評価換え等》に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。)の累積額(その承認を受けた日の属する事業年度において同表の(二)《期中評価換え等》に掲げる期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。)を含まないものとする。(令57⑨)

注 連結納税に関することは省略した。(編者)

(定率法を採用している場合の償却保証額に満たない場合の取得価額)

(11) 十の5の①の(1)《償却可能限度額に達した後の償却限度額》は、**3**の承認に係る減価償却資産(そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。)につきその承認を受けた日の属する事業年度において**3**を適用しないで計算した四の1の②の(2)の表の(二)《改定取得価額》のイに掲げる調整前償却額が(10)を適用しないで計算した同表の(一)《償却保証額》に掲げる償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、十の5の①の(1)中「同(イ)又は(ハ)に掲げる金額及び」とあるのは「承認前償却累積額(八の3の(10)により取得価額に含まないものとされる金額をいう。)及び」と、「60」とあるのは「八の3に掲げる未経過使用可能期間の月数」と、「当該事業年度以後」とあるのは「その承認を受けた日の属する事業年度以後」と読み替えるものとする。(令57⑩)

(耐用年数短縮の承認事由の判定)

(12) 法人の有する減価償却資産が**3**の表の①から⑥までに掲げる事由に該当するかどうかを判定する場合において、それぞれ同表の①から⑥までに掲げる「その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと」とは、当該減価償却資産の使用可能期間がその法定耐用年数に比しておおむね10%以上短い年数となったことをいうものとする。(基通7-3-18)

(耐用年数の短縮の対象となる資産の単位)

(13) **3**については、減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとに適用する。この場合において、機械及び装置以外の減価償却資産の種類は、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類(その種類につき構造若しくは用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分)とし、機械及び装置の種類は、旧耐用年数省令に定める設備の種類(その設備の種類につき細目の区分が定められているものについ

ては、その細目の区分) とする。

ただし、次の左欄に掲げる減価償却資産については、右欄によることができる。(基通 7-3-19)

(一) 機械及び装置	2 以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有するときは、工場ごと
(二) 建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産	個々の資産ごと
(三) 他に貸与している減価償却資産	その貸与している個々の資産 (当該個々の資産が借主における一の設備を構成する機械及び装置の中に 2 以上含まれているときは、当該 2 以上の資産) ごと

注 1 (一)に掲げる「2 以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有するとき」には、2 以上の工場にそれぞれ一の設備の種類を構成する機械及び装置が独立して存在するときが該当し、2 以上の工場の機械及び装置を合わせて一の設備の種類が構成されているときは、これに該当しない。

注 2 一の設備を構成する機械及び装置の中に他から貸与を受けている資産があるときは、当該資産を含めないところにより 3 を適用する。

(機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定)

(14) 機械及び装置以外の減価償却資産に係る 3 に掲げる「使用可能期間」は、3 の表の①から⑥までに掲げる事由に該当することとなった減価償却資産の取得後の経過年数とこれらの事由に該当することとなった後の見積年数との合計年数 (1 年未満の端数は切り捨てる。) とする。この場合における見積年数は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの年数による。(基通 7-3-20)

(機械及び装置以外の減価償却資産の未経過使用可能期間の算定)

(15) 機械及び装置以外の減価償却資産に係る「未経過使用可能期間」は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの見積年数 (1 年未満の端数は切り捨てる。) による。(基通 7-3-20 の 2)

(機械及び装置の使用可能期間の算定)

(16) 機械及び装置に係る 3 に掲げる「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額 (再評価を行った資産については、その再評価額とする。ただし、申請の事由が 3 の表の⑥のロ 《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額とする。(17)において同じ。) を償却基礎価額とし、(14)に準じて算定した年数 (当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同表の①から⑥までに掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数とする。(17)において同じ。) を使用可能期間として、(18)《総合償却資産の使用可能期間の算定》に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数 (1 年未満の端数は切り捨てる。) による。

(6) 《耐用年数の短縮の承認を受けた資産の一部を更新等した場合のみなす承認》の(二)に掲げる「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。(基通 7-3-21)

(機械及び装置の未経過使用可能期間の算定)

(17) 機械及び装置に係る「未経過使用可能期間」は、個々の資産の取得価額を償却基礎価額とし、(14)《機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定》に準じて算定した年数を使用可能期間として、(19)《総合償却資産の未経過使用可能期間の算定》に従って算定した年数による。(基通 7-3-21 の 2)

(総合償却資産の使用可能期間の算定)

(18) 総合償却資産の使用可能期間は、総合償却資産に属する個々の資産の償却基礎価額の合計額を個々の資産の年要償却額 (償却基礎価額を個々の資産の使用可能期間で除した額をいう。(19)において同じ。) の合計額で除して得た年数 (1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて、その年数が 2 年に満たない場合には、2 年とする。) とする。(耐通 1-6-1)

(総合償却資産の未経過使用可能期間の算定)

- (19) 総合償却資産の未経過使用可能期間は、総合償却資産の未経過期間対応償却基礎価額を個々の資産の年要償却額の合計額で除して得た年数 (その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。) とする。(耐通1-6-1の2)

注1 未経過期間対応償却基礎価額とは、個々の資産の年要償却額に経過期間【(資産の取得の時から使用可能期間を算定しようとする時までの期間をいう。)の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額の合計額を個々の資産の償却基礎価額の合計額から控除した残額をいう。】

注2 月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。

(陳腐化による耐用年数の短縮)

- (20) 製造工程の一部の工程に属する機械及び装置が陳腐化したため耐用年数の短縮を承認した場合において、陳腐化した当該機械及び装置の全部を新たな機械及び装置と取り替えたときは、(3)に掲げる「不適当とする」特別の事由が生じた場合に該当することに留意する。(耐通1-6-2)

(耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数)

- (21) 耐用年数の短縮の承認に係る減価償却資産が3の表の⑥のロ《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合において、その後その承認の対象となった資産と種類を同じくする資産を取得したときは、その取得した資産についても承認に係る耐用年数を適用する。(基通7-3-22)

(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)

- (22) 耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産 (3の表の⑥のロ《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものを除く。) に資本的支出をした場合において、当該減価償却資産及び当該資本的支出につき、短縮した耐用年数により償却を行うときは、(6)に該当する場合を除き、改めて3による国税局長の承認を受けることに留意する。(基通7-3-23)

(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新に含まれる資産の取得等)

- (23) (6)の(二)に掲げる「これに代わる新たな資産(……)を取り替えた場合」には、3の表の⑥のイ《構成が著しく異なる場合の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由により承認を受けた短縮特例承認資産について、次に掲げる事実が生じた場合が含まれるものとする。(基通7-3-24)

(一) 当該短縮特例承認資産の一部の資産を除却することなく、当該短縮特例承認資産に属することとなる資産 (その購入の代価又はその建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するため直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除く。) を新たに取得したこと。

(二) 当該短縮特例承認資産に属することとなる資産を新たに取得することなく、当該短縮特例承認資産の一部を除却したこと。

注 (23)の取扱いの適用を受ける資産についての(6)に掲げる届出書の提出は、当該資産を新たに取得した日又は当該一部の資産を除却した日の属する事業年度に係る申告書の提出期限までに行うこととなる。

(耐用年数の短縮承認を受けていた減価償却資産の耐用年数)

- (24) 3により耐用年数短縮の承認を受けている減価償却資産について、耐用年数の改正があった場合において、改正後の耐用年数が当該承認を受けた耐用年数より短いときは、当該減価償却資産については、改正後の耐用年数によるものであるから留意する。(耐通1-7-3)

4 特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例 (平9.4 改正により廃止)

特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例制度は、平成9年度改正により廃止された。(措法旧52の4 削除)

ただし、法人が平成9年3月31日以前に取得又は製作若しくは建設をした特定の登録ホテル等に含まれる減価償却資産については、なお平成9年度改正前の租税特別措置法第52条の4の規定の適用がある。(平9改措法附13⑨)

注 特定の登録ホテル等に含まれる減価償却資産の詳細については、本書平成9年版532ページ以下を参照。

九 債却率及び残存価額

1 債却率

① 旧定額法及び旧定率法の債却率

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた債却率は、四の1の①の(1)に掲げる旧定額法〔以下「旧定額法」という。〕又は同(1)に掲げる旧定率法〔以下「旧定率法」という。〕の区分に応じそれぞれ別表第七《平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の債却率表》に掲げるところによる。(法31⑥、令56、耐用年数省令4①)
注 別表第七は巻末付録一を参照。(編者)

(事業年度が1年に満たない場合の債却率)

(1) 法人の事業年度が1年に満たない場合においては、①にかかわらず、減価償却資産の旧定額法の債却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に掲げる旧定額法の債却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものにより、減価償却資産の旧定率法の債却率は、当該減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に掲げる旧定率法の債却率による。(法31⑥、令56、耐用年数省令4②)

$$\text{旧定額法の債却率} = \frac{\text{当該減価償却資産の耐用年数に応ずる別表第七の旧定額法の債却率} \times \text{当該事業年度の月数}}{12}$$

$$\text{旧定率法の債却率} = \left(\frac{\text{当該減価償却資産の耐用年数} \times 12}{\text{当該事業年度の月数}} \right) \text{に応ずる別表第七の旧定率法の債却率}$$

(月数の計算)

(2) (1)の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31⑥、令56、耐用年数省令4③)

(改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の債却限度額)

(3) (1)により計算した改定耐用年数が100年を超える場合の減価償却資産の債却限度額は、当該減価償却資産について定められている耐用年数省令別表の耐用年数に応じ、その帳簿価額に別表第七に掲げる旧定率法の債却率を乗じて算出した金額に当該事業年度の月数〔事業年度の中途中で事業の用に供した減価償却資産については、当該事業年度の月数のうち事業の用に供した後の月数〕を乗じ、これを12で除して計算した金額による。(基通7-4-1)

(事業年度が1年に満たない場合の債却率等)

(4) 減価償却資産の債却の方法につき旧定額法又は旧定率法を選定している法人の事業年度が1年に満たないため、(1)《事業年度が1年に満たない場合の債却率》を適用する場合の端数計算については、次によるものとする。(耐通5-1-1・編者補正)

(一)	旧定額法を選定している場合	当該減価償却資産の旧定額法の債却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除した数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。
(二)	旧定率法を選定している場合	当該減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(中間事業年度における債却率等)

(5) 1年決算法人で旧定額法又は旧定率法を採用しているものが、その事業年度を6か月ごとに区分してそれぞれの期間につき債却限度額を計算し、その合計額をもって当該事業年度の債却限度額としている場合において、当該各期間に適用する債却率を、それぞれ別表第七の債却率に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た率〔小数点以下第4位まで求めた率〕とし、当該事業年度の期首における帳簿価額〔旧定額法を採用している場合は、取得価額〕を基礎として当該債却限度額を計算しているときは、これを認める。(耐通5-1-2・編者補正)

② 定額法の債却率、定率法の債却率、改定債却率及び保証率

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた債却率、改定債却率及び保証率は、次の表の左

欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる表に掲げるところによる。(法31⑥、令56、耐用年数省令5①)

1	定額法の償却率	<u>別表第八《平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表》</u>	
次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる表			
□ 定率法の償却率、改定償却率及び保証率	(イ) <u>平成24年3月31日以前に取得をされた減価償却資産</u>	<u>別表第九《平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表》</u>	
	(ロ) <u>平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産</u>	<u>別表第十《平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表》</u>	

注1 ②は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(平成24年財務省令第10号)により改正されたもので、改正規定は、平成24年4月1日から施行され、平成24年3月31日以前の適用については、次による。(同令附①)

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定償却率及び保証率は、定額法(四の1の②《平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の方法》の(1)に掲げる定額法をいう。以下②において同じ。)の償却率、定率法(同(1)に掲げる定率法をいう。以下②において同じ。)の償却率、改定償却率及び保証率の区分に応じそれぞれ別表第八《平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表》に掲げるところによる。(法31⑥、令56、耐用年数省令5①)

注2 別表第八～別表第十は、巻末付録一を参照。(編者)

(事業年度が1年に満たない場合の償却率)

(1) 法人の事業年度が1年に満たない場合においては、②にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に掲げる定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に掲げる定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによる。(法31⑥、令56、耐用年数省令5②)

注——線部分は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年財務省令第10号)により改正された部分で、改正規定は、平成24年4月1日から適用され、平成24年3月31日以前の適用については、(1)中「別表第九若しくは別表第十に掲げる定率法」とあるのは「定率法」とする。(同令附①)

(月数の計算)

(2) (1)の月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31⑥、令56、耐用年数省令5⑤)

(定率法を適用する場合の取得価額の特例)

(3) 法人の(1)の事業年度(この(3)の適用を受けた事業年度を除く。以下(3)において「適用年度」という。)終了の日以後1年以内に開始する各事業年度(当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が1年を超えない各事業年度に限る。)における四の1の②の(1)の表の(二)《定率法》に掲げる取得価額は、当該適用年度の同(二)に掲げる取得価額とすることができる。(法31⑥、令56、耐用年数省令5③)

(償却保証額に満たない場合で事業年度が1年に満たない場合の償却率)

(4) 減価償却資産の四の1の②の(1)の表の(二)《定率法》に掲げる取得価額((3)の適用を受ける場合には、(3)による取得価額)に当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を乗じて計算した金額が同②の(2)《用語の意義》の表の(一)《償却保証額》に掲げる償却保証額に満たない場合で、かつ、法人の事業年度が1年に満たない場合における(1)《事業年度が1年に満たない場合の償却率》の適用については、(1)中「定率法の償却率」とあるのは「改定償却率」とする。(法31⑥、令56、耐用年数省令5④)

注——線部分は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(平成24年財務省令第10号)により改正された部分で、改正規定は、平成24年4月1日から適用され、平成24年3月31日以前の適用については、(4)中「別表第九又は別表第十に掲げる」とあるのは「別表第八に掲げる」とする。(同令附①)

(250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用《平23.12改正経過措置》の適用を受ける場合の経過年数控除後の耐用年数に応じた償却率等の適用)

(5) 四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、八の1《法定耐用年数》及び八の2《中古資産の耐用年数》にかかわらず、これらによる耐用

年数から当該耐用年数及び未償却割合（次の表の（一）に掲げる金額のうちに同表の（二）に掲げる金額の占める割合をいう。）に対応する附則別表《経過年数表》に掲げる経過年数を控除した年数【第七款《租税特別措置法による特別償却》その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあっては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。】とする。（平成24年財務省令第10号附②）

(一)	六の1 《減価償却資産の取得価額》による取得価額
(一)	（一）に掲げる金額から四の1の②の（3）の届出書に記載した同（3）の表の（三）に掲げる事業年度（（二）において「変更事業年度」という。）の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額（当該前事業年度までの各事業年度において同1の①の（12）《評価換算等及び期中評価換算等の意義》の表の（一）に掲げる評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）の累積額（当該変更事業年度において同表の（二）に掲げる期中評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）を控除した金額
(二)	（二）が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）の累積額（当該変更事業年度において同表の（二）に掲げる期中評価換算等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）を控除した金額

（算式）

$$\text{200%定率法の特例} \\ \text{の適用を受ける減価} = \frac{\text{減価償却資産の}}{\text{法定耐用年数}} - \frac{\text{法定耐用年数及び未償却割合を改}}{\text{正耐用年数省令附則別表(経過年数表)に当てはめて求めた経過年数}}$$

$$\text{減価償却資産の取得価額} = \frac{\text{変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額}}{\text{減価償却資産の取得価額}}$$

注1 （5）は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令（平成24年財務省令第10号）により創設されたもので、改正規定は、平成24年4月1日から適用される。（同令附①）

注2 附則別表は巻末付録一を参照。（編者）

（取得価額の調整）

（6） 四の1の②の（3）《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》の適用を受ける減価償却資産については、当該減価償却資産の同②の（2）の表の（一）《償却保証額》に掲げる取得価額には、（5）の表の（二）に掲げる同表の（一）に掲げる金額から控除する金額を含まないものとする。（平成24年財務省令第10号附③）

$$\text{200%定率法の特例} \\ \text{の適用を受ける減価} = \frac{\text{減価償却資産}}{\text{の取得価額}} - \frac{\text{変更事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額}}{\text{の各事業年度においてした償却の額の累積額}}$$

注 （6）は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令（平成24年財務省令第10号）により創設されたもので、改正規定は、平成24年4月1日から適用される。（同令附①）

（事業年度が1年に満たない場合の償却率等）

（7） 減価償却資産の償却の方法につき定額法又は定率法を選定している法人の事業年度が1年に満たないため、（1）又は（4）を適用する場合の端数計算については、当該減価償却資産の定額法又は定率法に係る償却率又は改定償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除した数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。（耐通5-1-1・編者補正）

注 四の1の②の（1）《定額法、定率法、生産高比例法及びリース期間定額法の意義》の表の（二）に掲げる償却保証額の計算は、法人の事業年度が1年に満たない場合においても、別表第八に掲げる保証率により計算することに留意する。なお、当該償却保証額に満たない場合に該当するかどうかの判定に当たっては、同（二）に掲げる取得価額に乘ることとなる定率法の償却率は、上記の月数による按分前の償却率によることに留意する。

（中間事業年度における償却率等）

（8） 1年決算法人で定額法又は定率法を採用しているものが、その事業年度を6か月ごとに区分してそれぞれの期間につき償却限度額を計算し、その合計額をもって当該事業年度の償却限度額としている場合において、当該各期間に適用する償却率又は改定償却率を、それぞれ別表第八、別表第九又は別表第十の償却率又は改定償却率に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た率（小数点以下第4位まで求めた率）とし、当該事業年度の期首における帳簿価額（定額法を採用している場合は、取得価額）又は当該減価償却資産の改定取得価額を基礎として当該償却限度額を計算しているときは、これを認

める。(耐通5-1-2・編者補正)

注 **四の1の②の(1)《定額法、定率法、生産高比例法及びリース期間定額法の意義》の表の(二)に掲げる償却保証額に満たない場合に該当するかどうかの判定に当たっては、同(二)に掲げる取得価額に乘ることとなる定率法の償却率は、 $\frac{1}{2}$ を乗ずる前の償却率によることに留意する。**

2 残存価額

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存価額は、別表第十一《平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表》の「種類」及び「細目」欄の区分に応じ、同表に掲げる残存割合を当該減価償却資産の**六の1《減価償却資産の取得価額》**による取得価額に乗じて計算した金額とする。(法31⑥、令56、耐用年数省令6①)

注1 一線部分は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(平成24年財務省令第10号)により改正された部分で、改正規定は、平成24年4月1日から適用され、平成24年3月31日以前の適用については、**2中「別表第十一」とあるのは「別表第九」とする。(同令附①)**

注2 牛及び馬の残存価額は、**2の残存価額にかかわらず、2の残存価額により計算した金額と10万円とのいずれか少ない金額とする。(法31⑥、令56、耐用年数省令6②)**

注3 別表第十一は巻末付録一を参照。(編者)

十 減価償却資産の償却限度額

1 各事業年度の償却限度額

内国法人の有する減価償却資産【各事業年度終了の時における確定した決算に基づく貸借対照表に計上されているもの及びその他の資産につきその償却費として損金経理をした金額があるものに限る。以下同じ。】の各事業年度の償却限度額は、当該資産につきその内国法人が採用している償却の方法に基づいて計算した金額とする。(法31①、令58)

(種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)

(1) 内国法人の有する減価償却資産で耐用年数省令に規定する耐用年数(**八の3《耐用年数の短縮》**により耐用年数とみなされるものを含む。以下(1)において同じ。)を適用するものについての各事業年度の償却限度額は、当該耐用年数に応じ、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類の区分(【その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分とし、2以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあっては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分とする。】ごとに、かつ、当該耐用年数及びその内国法人が採用している償却の方法の異なるものについては、その異なるごとに、当該償却の方法により計算した金額とする。(規19①)

(旧耐用年数省令の区分によっている場合の特例)

(2) (1)の場合において、内国法人がその有する機械及び装置の種類の区分について旧耐用年数省令に掲げられている設備の種類の区分によっているときは、(1)に掲げる減価償却資産の種類の区分は、旧耐用年数省令に掲げられている設備の種類の区分とすることができる。(規19②)

(200%定率法と250%定率法の適用する減価償却資産の両方がある場合の償却限度額の適用)

(3) 内国法人がそのるべき償却の方法として**四の1の②の(1)《定額法、定率法、生産高比例法及びリース期間定額法の意義》**の表の(二)に掲げる定率法を採用している減価償却資産のうちに同(二)のイに掲げる資産と同(二)のロに掲げる資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、(1)《種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額》を適用する。(規19③)

注1 (3)は、平成23年12月改正により改正されたもので、改正規定は、平成23年12月改正後の償却限度額の計算について適用する。(平23.12改規附3②)

注2 法人が、その有する減価償却資産について**四の1の②の(1)の注2、同②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》**の注、**同1の③《適格分社型分割等があった場合又は特別の法律に基づく継承を受けた場合の減価償却資産の償却の方法》**の注1及び**六の6の②の(2)《定率法を採用している場合の資本的支出額と取得価額との合算の特例》**の注2の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、**四の1の②の(1)の表の(二)のイに掲げる資産とみなして、(3)を適用する。(平23.12改令附3⑦、平23.12改規附3③)**

注3 法人が、その有する減価償却資産について**四の1の②の(3)《250%定率法を適用している減価償却資産の200%定率法の選択適用》**の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、**同②の(1)の表の(二)のロに掲げる資産とみなして、(3)を適用する。(平23.12改令附3⑦、平23.12改規附3④)**

注4 **四の1の②の(1)の注3、同1の③の注3及び六の6の②の(2)の注4に掲げる新たに取得したものとされる減価償却資産に係る(3)の適用については、当該減価償却資産は**四の1の②の(1)の表の(二)のイに掲げる資産に該当するものとする。(平23.12改令附3⑦、平23.12改規附3⑤)****

(転用資産の償却限度額)

- (4) 減価償却資産を事業年度の中途において従来使用されていた用途から他の用途に転用した場合において、法人が転用した資産の全部について転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算したときは、これを認める。(基通7-4-2)

注 債却方法として定率法を採用している減価償却資産の転用前の耐用年数よりも転用後の耐用年数が短くなった場合において、転用初年度に、転用後の耐用年数による償却限度額が、転用前の耐用年数による償却限度額に満たないときは、転用前の耐用年数により償却限度額を計算することができることに留意する。

(転用した追加償却資産に係る償却限度額等)

- (5) 六の6の②の(3)《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産(同②の(2)に掲げる追加償却資産をいう。以下同じ。)のうち従来使用されていた用途から他の用途に転用したものがある場合には、当該転用に係る追加償却資産を一の資産として、転用後の耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。(基通7-4-2の2前段)

注 当該転用が事業年度の中途で行われた場合における当該追加償却資産の償却限度額の計算については、(4)による。

(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)

- (6) 減価償却資産の償却方法について、旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額(4の①の(1)《償却可能限度額に達した後の償却限度額》による償却限度額を除く。)は、その変更した事業年度開始の日における帳簿価額、当該減価償却資産に係る改定取得価額又は当該減価償却資産に係る取得価額を基礎とし、当該減価償却資産について定められている耐用年数に応ずる償却率、改定償却率又は保証率により計算するものとする。(基通7-4-3)

注 当該減価償却資産について繰越控除される償却不足額があるときは、その償却不足額は、変更をした事業年度開始の日における帳簿価額から控除する。

(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)

- (7) 減価償却資産の償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額(4の①の(1)《償却可能限度額に達した後の償却限度額》による償却限度額を除く。)は、次の(一)に掲げる取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(二)に掲げる年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。(基通7-4-4)

- (一) 取得価額又は残存価額は、次の表の左欄に掲げる当該減価償却資産の取得の時期に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる価額による。

イ	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産	その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。
ロ	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。

- (二) 耐用年数は、減価償却資産の種類の異なるごとに、法人の選択により、次のイ又はロに掲げる年数による。

イ 当該減価償却資産について定められている耐用年数

ロ 当該減価償却資産について定められている耐用年数から採用していた償却方法に応じた経過年数(その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を実際の取得価額をもって除して得た割合に応ずる当該耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数)を控除した年数(その年数が2年に満たない場合には、2年)

注1 (二)のロに掲げる経過年数の計算は、(1)及び(2)により一の償却計算単位として償却限度額を計算する減価償却資産ごとに行う。

注2 当該減価償却資産について償却不足額があるときは、(6)の注による。

(旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)

- (8) 債却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後の償却限度額の計算の基礎となる耐用年数につき(7)の(二)のロによっている減価償却資産について資本的支出をした場合(六の6の②の(1)《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の取得価額への合算の特例》の適用を受ける場合に限る。)には、その後における当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる耐用年数は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる年数によるものとする。(基通7-4-4の2)

(一)	その資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の50%に相当する金額以下の場合	当該減価償却資産につき現に適用している耐用年数
(二)	(一)以外の場合	当該減価償却資産について定められている耐用年数

(定率法を定額法に変更した資産の耐用年数改正後の適用年数)

- (9) 法人が減価償却資産の償却方法について、旧定率法から旧定額法に又は定率法から定額法に変更し、その償却限度額の計算につき(7)の(二)のロに掲げる年数によっている場合において、耐用年数が改正されたときは、次の算式により計算した年数(その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)により償却限度額を計算することができる。(耐通1-7-1)

(算式)

$$\text{耐用年数改正前において} \times \frac{\text{改正後の耐用年数}}{\text{で適用していた年数}} = \text{新たに適用する年数}$$

(鉱業用減価償却資産の償却限度額の計算単位)

- (10) 鉱業用減価償却資産に係る旧生産高比例法又は生産高比例法による償却限度額は、鉱業権については1鉱区ごと、坑道についてはその坑道ごと、その他の鉱業用減価償却資産については1鉱業所ごとに計算する。(基通7-6-4)

(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)

- (11) 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額(4の①の(1)《償却可能限度額に達した後の償却限度額》による償却限度額を除く。)は、次の(一)に掲げる取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(二)に掲げる年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。(基通7-6-5)

- (一) 取得価額又は残存価額は、次の表の左欄に掲げる当該減価償却資産の取得の時期に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる価額による。

イ	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産	その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額とする。
ロ	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。

- (二) 耐用年数は、次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年数による。

イ	鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道	その変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定数量を基礎として八の1の②の表のイ、ハ又はニ《鉱業権及び坑道の耐用年数》により税務署長が認定した年数
ロ	イ以外の鉱業用減価償却資産	その資産について定められている耐用年数又は次の算式により計算した年数(その年数が2年に満たない場合には、2年) $\text{法定耐用年数} \times \frac{\text{その変更をした事業年度開始の日における当該資産の帳簿価額}}{\text{当該資産の実際の取得価額}}$

(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)

- (12) 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額(4の①の(1)《償却可能限度額に達した後の償却限度額》による償却限度額を除く。)は、(6)《定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算》に準じて計算する。(基通7-6-6)

(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却限度額の計算)

- (13) 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合又は定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合には、その後の償却限度額(4の①の(1)《償却可能限度額に達し

第三章 第一節 第六款 十 《減価償却資産の償却限度額》

た後の償却限度額》による償却限度額を除く。)は、次の表の左欄に掲げる当該減価償却資産の取得の時期に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。(基通7-6-7)

(一)	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産	その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額【鉱業権及び坑道については、零】を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数【当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数。以下(12)において同じ。】を基礎とする。
(二)	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数を基礎とする。

注 当該減価償却資産の残存耐用年数は、(7)《定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算》の(二)のロ及び(8)《旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合等》の例による。

(転用後の生物の償却限度額の計算)

- (14) 牛、馬、綿羊及びやぎを別表第四《生物の耐用年数表》に掲げる一の用途から他の用途に転用した場合の転用後の償却限度額は、その転用した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日の帳簿価額を取得価額とし、転用後の残存使用可能期間に応する償却率により計算する。この場合において、その残存使用可能期間が明らかでないときは、牛については8年、馬については10年、綿羊及びやぎについては6年からそれぞれの転用の時までの満年齢【1年未満の端数は切り捨てる。】を控除した年数をその残存使用可能期間とするものとする。(基通7-6-13)

(リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額等)

- (15) 賃借人がリース期間【第一款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引【以下「リース取引」という。】に係る契約において定められたリース資産【同款の六に掲げるリース資産をいう。以下同じ。】の賃貸借期間をいう。】終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合【そのリース取引が四の1の②の(2)の表の(五)《所有権移転外リース取引》のイ若しくはロに掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。】には、その購入の直前における当該資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とし、当該資産に係るその後の償却限度額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄により計算する。(基通7-6の2-10)

(一)	当該資産に係るリース取引が所有権移転リース取引【所有権移転外リース取引に該当しないリース取引をいう。】であった場合	引き続き当該資産について採用している償却の方法により計算する。				
(二)	当該資産に係るリース取引が所有権移転外リース取引であった場合	法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産【リース資産に該当するものを除く。以下同じ。】について採用している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算する。				
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>その採用している償却の方法が定率法である場合</td> <td>当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応する償却率、改定償却率及び保証率により計算する。</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>その採用している償却の方法が定額法である場合</td> <td>その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数【その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。】に応する償却率により計算する。</td> </tr> </table>	イ	その採用している償却の方法が定率法である場合	当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応する償却率、改定償却率及び保証率により計算する。	ロ
イ	その採用している償却の方法が定率法である場合	当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応する償却率、改定償却率及び保証率により計算する。				
ロ	その採用している償却の方法が定額法である場合	その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数【その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。】に応する償却率により計算する。				

注 事業年度の中途にリース期間が終了する場合の当該事業年度の償却限度額は、リース期間終了の日以前の期間につきリース期間定額法により計算した金額とリース期間終了の日後の期間につき(二)により計算した金額の合計額による。

2 事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例

内国法人が事業年度の中途においてその事業の用に供したそれぞれ次の左欄に掲げる減価償却資産〔営業権を除く。〕については、当該資産の当該事業年度の償却限度額は、1 《各事業年度の償却限度額》にかかわらず、それぞれ右欄に掲げる金額とする。(法31⑥、令59①)

①	そのるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産〔取替法を採用しているものについては、四の3の(1)の(二)に掲げる新たな資産に該当するものでその取得価額につき当該事業年度において損金経理をしたものを除く。〕	当該資産につきこれらの方により計算した1による当該事業年度の償却限度額に相当する金額を当該事業年度の月数で除し、これにその事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額 (月数の計算) 月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(令59②)
②	そのるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産	当該資産につきこれらの方により計算した1による当該事業年度の償却限度額に相当する金額を当該事業年度における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額
③	そのるべき償却の方法として四の2 《減価償却資産の特別な償却の方法》に掲げる納税地の所轄税務署長の承認を受けた特別な償却の方法を採用している減価償却資産	当該承認を受けた償却の方法が①又は②に掲げる償却の方法のいずれに類するかに応じ①又は②に準じて計算した金額

注 営業権については、月割計算は不要で、一事業年度分の償却ができる。(編者)

(事業の用に供した日の判定)

事業の用に供した日とは、資産を物理的に使用し始めた日のみをいうのではなく、例えば、工具の場合には、使用するために用品倉庫から工場〔現場〕へ払い出したときに、また、貸アパートの場合には、建物が完成し、入居募集を始めたときに事業の用に供したものとされる。(編者)

3 増加償却の特例

① 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例

内国法人が、その有する機械及び装置〔そのるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法を採用しているものに限る。〕の使用時間がその内国法人の営む事業の通常の経済事情における当該機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合において、当該機械及び装置の当該事業年度の償却限度額と当該償却限度額に当該機械及び装置の当該平均的な使用時間を超えて使用することによる損耗の程度に応ずるものとして②《増加償却割合の計算》に掲げるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した金額との合計額をもって当該機械及び装置の当該事業年度の償却限度額としようとする旨及び次に掲げる事項を記載した書類を、当該事業年度に係る第二節第三款の二の1 《確定申告》による申告書の提出期限〔三の2 《適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入》に掲げる適格分割等により移転する当該機械及び装置で同2の適用を受けるものについて①の適用を受けようとする場合には同2の《適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出》に掲げる書類の提出期限〕までに納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しているときは、当該機械及び装置の当該事業年度の償却限度額は、1及び2にかかわらず、当該合計額とする。ただし、当該増加償却割合が $\frac{10}{100}$ に満たない場合は、この限りでない。(法31⑥、令60、規20の2)

$$\text{当該事業年度の償却限度額} = \text{当該事業年度の償却限度額} + \text{の償却限度額} \times \text{増加償却割合}$$

イ	届出をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人）の氏名
ロ	増加償却の適用を受けようとする機械及び装置の設備の種類及び名称並びに所在する場所
ハ	届出をする内国法人の営む事業の通常の経済事情における当該機械及び装置の1日当たりの平均的な使用時間
ニ	当該事業年度における当該機械及び装置を通常使用すべき日数
ホ	当該事業年度における当該機械及び装置のハに掲げる平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間
ヘ	当該機械及び装置の②に掲げる1日当たりの超過使用時間
ト	当該事業年度における当該機械及び装置の増加償却割合
チ	当該機械及び装置をハに掲げる平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類として保存するものの名称
リ	その他参考となるべき事項

注1 ①は平成23年12月改正により改正されており、改正規定は、平成23年12月2日から適用され、平成23年12月1日以前の適用については、①の第二節第三款の二の1.《確定申告》による確定申告書の提出期限の後の括弧書は次による。（平23.12改令附1）

同款の一の2.《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間について同2の表に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合にはその中間申告書の提出期限とし、三の2.《適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入》に掲げる適格分割等により移転する当該機械及び装置で同2の適用を受けるものについて①の適用を受けようとする場合には同2の《適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出》に掲げる書類の提出期限とする。

注2 上記算式に掲げる「当該事業年度の償却限度額」には特別償却限度額を含まない。（編者）

注3 「増加償却の届出書」は、増加償却の適用を受けようとする事業年度ごとに提出しなければならないことに留意する。（編者）

（仮決算をした場合の中間申告書における提出期限）

第二節第三款の一の2.《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同2の表の②に掲げる法人税額の計算については、①中「第二節第三款の二の1.《確定申告》による申告書」とあるのは「第二節第三款の一の2に掲げる中間申告書」とする。（令150の2）

注 上記は、平成23年12月改正により、仮決算をした場合の中間申告書に係る包括的な読替既定として整備されたものであり、改正規定は、平成23年12月2日から適用される。（平23.12改令附1）

② 増加償却割合の計算

①に掲げる増加償却割合は、平均的な使用時間を超えて使用する機械及び装置につき、 $\frac{35}{1,000}$ に当該事業年度における当該機械及び装置の1日当たりの超過使用時間の数を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。（規20①）

（算式）

$$\text{増加償却割合} = \frac{35}{1,000} \times \frac{\text{当該事業年度における当該機械及び装置の1日当たりの超過使用時間の数}}{\text{該機械及び装置の1日当たりの超過使用時間の数}}$$

（小数点以下2位未満の端数は切上げ）

なお、機械及び装置の1日当たりの超過使用時間とは、次のイ及びロに掲げる時間のうちその法人の選択したいずれかの時間をいう。（規20②）

イ	当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに（イ）に掲げる時間に（ロ）に掲げる割合を乗じて計算した時間の合計時間 (イ) 当該個々の機械及び装置の当該事業年度における平均超過使用時間（当該個々の機械及び装置が当該機械及び装置の通常の経済事情における1日当たりの平均的な使用時間を超えて当該事業年度において使用された場合におけるその超えて使用された時間の合計時間を当該個々の機械及び装置の当該事業年度において通常使用されるべき日数で除して計算した時間をいう。ロにおいて同じ。） (ロ) 当該機械及び装置の取得価額（減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいい、八の3.《耐用年数の短縮》の適用がある場合には同3の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下（ロ）において同じ。）のうちに当該個々の機械及び装置の取得価額の占める割合
---	---

□ 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置の当該事業年度における平均超過使用時間の合計時間を当該事業年度終了の日における当該個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間

(参考) 1日当たりの超過使用時間の簡単な計算例を示すと次のとおりである。

(一) ②の表のイの計算例

個々の機械及び装置名	取 得 価 額 (A)	当期中における個々の機械及び装置の超過使用時間の合計 (B)	当期中において通常使用されるべき日数 (C)	個々の機械及び装置の平均超過使用時間 (B)/(C) (D)	1日当たりの超過使用時間 (D) × (A) / (F) (E)
					(E)
a	10,000千円	2,400時間	300日	8.0時間	6.66時間
b	1,000	1,800	"	6.0	0.50
c	500	1,200	"	4.0	0.16
d	300	0	"	0	0
e	200	900	"	3.0	0.05
計	12,000(F)				7.37

注 dについては当期中の超過使用時間はないが、当該機械及び装置を構成する個々の機械及び装置に含まれるから、1日当たりの超過使用時間の計算に含めることに留意する。(二)において同じ。(編者)

$$\frac{35}{1,000} \times 7.37 = 0.25795 \rightarrow 26\% \cdots \text{増加償却割合}$$

(二) ②の表の□の計算例

個々及びの装機置械名	当期中における個々の機械及び装置の超過使用時間					当期中ににおいて通常使用されるべき日数	個々の機械及び装置の平均超過使用時間	個々の機械及び装置の総数	1日当たりの超過使用時間
	4/1	4/2	4/3	…	合 計				
a	8	8	8	…	2,400時間	300日	8.0時間	1台	
b	6	6	5	…	1,800	"	6.0	1	
c	4	0	2	…	1,200	"	4.0	1	
d	0	0	0	…	0	"	0	1	
e	0	0	6	…	900	"	3.0	1	
計							21.0(A)	5(B)	4.2時間 (B)

$$\frac{35}{1,000} \times 4.2 = 0.147 \rightarrow 15\% \cdots \text{増加償却割合}$$

(増加償却の適用単位)

(1) 増加償却は、法人の有する機械及び装置につき旧耐用年数省令に定める設備の種類【細目の定めのあるものは、細目】ごとに適用する。ただし、2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合には、工場ごとに適用することができる。(基通7-4-5)

注 ただし書の「2以上の工場に同一の設備の種類に属する設備を有する場合」の意義は、八の3の(13)《耐用年数の短縮の対象となる資産の単位》の注1による。

(増加償却の適用単位)

(2) 法人が同一工場構内に2以上の棟を有している場合において、一の設備の種類を構成する機械装置が独立して存在する棟があるときは、当該棟ごとに増加償却を適用することができる。(耐通3-1-1)

(中古機械等の増加償却割合)

(3) 同一用途に供される中古機械と新規取得機械のように、別表第二《機械及び装置の耐用年数表》に掲げる設備の種類を同じくするが、償却限度額の計算をそれぞれ別個に行う機械装置についても、増加償却の適用単位を同一にするものにあっては、増加償却割合の計算に当たっては、当該設備に含まれる機械装置の全てを通算して一つの割合を

それぞれ適用することに留意する。(耐通3-1-2)

(平均超過使用時間の意義)

- (4) 増加償却割合の計算の基礎となる平均超過使用時間とは、当該法人の属する業種に係る設備の標準稼働時間（通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間をいう。）を超えて使用される個々の機械装置の1日当たりのその超える部分の当該事業年度における平均時間をいう。この場合において、法人が週5日制（機械装置の稼働を休止する日が1週間に2日あることを常態とする操業体制をいう。）を採用している場合における機械装置の標準稼働時間は、当該法人の属する業種における週6日制の場合の機械装置の標準稼働時間に、当該標準稼働時間を5で除した数を加算した時間とする。(耐通3-1-3)

$$\text{週5日制の標準稼働時間} = \text{週6日制の標準稼働時間} + \frac{\text{標準稼働時間}}{5}$$

注 各業種に係る設備の標準稼働時間は、巻末付録二の付表5《通常の使用時間が8時間又は16時間の機械装置》を参照。(編者)

(機械装置の単位)

- (5) 平均超過使用時間の算定は、通常取引される個々の機械装置の単位ごとに行う。(耐通3-1-4)

(貸与を受けている機械及び装置がある場合の増加償却)

- (6) 法人の有する機械及び装置につき1日当たりの超過使用時間を計算する場合において、一の設備を構成する機械及び装置の中に他から貸与を受けている資産が含まれているときは、当該資産の使用時間を除いたところによりその計算を行う。(基通7-4-7)

(標準稼働時間内における休止時間)

- (7) 個々の機械装置の日々の超過使用時間の計算に当たっては、標準稼働時間内における個々の機械装置の稼働状況は、超過使用時間の計算に係るのないことに留意する。(耐通3-1-5)

(日曜日等の超過使用時間)

- (8) 日曜、祭日等通常休日とされている日（週5日制による日曜日以外の休日とする日を含む。）における機械装置の稼働時間は、その全てを超過使用時間とする。(耐通3-1-6)

注1 この取扱いは、機械装置の標準稼働時間が24時間であるものについては適用がない。

注2 週5日制による日曜日以外の休日とする日は、通常使用されるべき日数に含めることとされているので留意する。（(14)参照）

(日々の超過使用時間の算定方法)

- (9) 個々の機械装置の日々の超過使用時間は、法人の企業規模、事業種目、機械装置の種類等に応じて、次に掲げる方法のうち適当と認められる方法により求めた稼働時間を基礎として算定するものとするが、この場合に個々の機械装置の稼働時間が不明のときは、これらの方に準じて推計した時間によるものとする。(耐通3-1-7)

(一) 個々の機械装置の従事員について労務管理のため記録された勤務時間を基として算定する方法

(二) 個々の機械装置の従事員が報告した機械装置の使用時間を基として算定する方法

(三) 生産1単位当たりの標準所要時間を生産数量に乘じ、又は単位時間当たり標準生産能力で生産数量を除して得た時間を基として算定する方法

(四) 常時機械装置に運転計の付してあるもの又は「作業時間調」（就業時間中の機械装置の稼働状況を個別に時間集計しているもの）等のあるものについては、それらに記録され、又は記載された時間を基として算定する方法

(五) 当該法人の企業規模等に応じ適当と認められる(一)から(四)までに掲げられている方法に準ずる方法

(日々の超過使用時間の簡便計算)

- (10) 機械装置の日々の超過使用時間は、個々の機械装置ごとに算定することを原則とするが、その算定が困難である場合には、一の製造設備を製造単位（同一の機能を果たす機械装置を組織的に、かつ、場所的に集約した単位をいう。）ごとに分割して、その分割された製造単位の超過使用時間をもって当該製造単位に含まれる個々の機械装置の超過使用時間とすることができます。(耐通3-1-8)

(月ごとの計算)

(11) 機械装置の平均超過使用時間は、月ごとに計算することができる。この場合における当該事業年度の機械装置の平均超過使用時間は、月ごとの機械装置の平均超過使用時間の合計時間を当該事業年度の月数で除して得た時間とする。(耐通 3-1-9)

(超過使用時間の算定の基礎から除外すべき機械装置)

(12) 次のいずれかに該当する機械装置及びその稼働時間は、日々の超過使用時間の算定の基礎には含めないものとする。(耐通 3-1-10)

(一) 受電盤、変圧器、配電盤、配線、配管、貯槽、架台、定盤その他これらに準ずるもので、その構造等からみて常時使用の状態にあることを通常の態様とする機械装置

(二) 熟処理装置、冷蔵装置、発酵装置、熟成装置その他これらに準ずるもので、その用法等からみて長時間の仕掛けりを通常の態様とする機械装置

注 この取扱いによって除外した機械装置であっても、増加償却の対象となることに留意する。

(超過使用時間の算定の基礎から除外することができる機械装置)

(13) 次に掲げる機械装置〔(12)に該当するものを除く。〕及びその稼働時間は、法人の選択によりその全部について継続して除外することを条件として日々の超過使用時間の算定の基礎には含めないことができる。(耐通 3-1-11)

(一) 電気、蒸気、空気、ガス、水等の供給用機械装置

(二) 試験研究用機械装置

(三) 倉庫用機械装置

(四) 空気調整用機械装置

(五) 汚水、ばい煙等の処理用機械装置

(六) 教育訓練用機械等の生産に直接関連のない機械装置

注 この取扱いによって除外した機械装置であっても、増加償却の対象となることに留意する。

(通常使用されるべき日数の意義)

(14) 増加償却割合の算定の基礎となる機械装置の通常使用されるべき日数は、当該事業年度の日数から、日曜、祭日等当該法人の営む事業の属する業界において通常休日とされている日数を控除した日数をいう。この場合において、週5日制による日曜日以外の休日とする日は、通常使用されるべき日数に含むものとする。(耐通 3-1-12)

(中間事業年度で増加償却を行った場合)

(15) 法人が、中間事業年度において①《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》により増加償却の適用を受けている場合であっても、確定事業年度においては、改めて当該事業年度を通じて増加償却割合を計算し、同①を適用することに留意する。(基通 7-4-6)

4 減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例

① 減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例

内国法人がその有する次の表の左欄に掲げる減価償却資産につき当該事業年度の前事業年度までの各事業年度において了償却の額〔当該前事業年度までの各事業年度において四の1の①の(12)に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には当該帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。以下②において同じ。〕の累積額〔当該事業年度において同(12)に掲げる期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。以下②において同じ。〕と当該減価償却資産につき同表の左欄に掲げる償却の方法により計算した当該事業年度の償却限度額に相当する金額との合計額が同表の右欄に掲げる表の左欄に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額を超える場合には、当該減価償却資産については、1《各事業年度の償却限度額》及び3《増加償却の特例》にかかるわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもって当該事業年度の償却限度額とする。(法31⑥、令61①)

<p>イ</p> <p>平成19年3月31日以前に取得をされたもの(右欄の(二)及び(ホ)に掲げる減価償却資産にあっては、当該減価償却資産についての四の1の①の表の△に掲げる改正前リース取引に係る契約が平成20年3月31日までに締結されたもの)で、そのるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、旧国外リース期間定額法、四の2《減価償却資産の特別な償却の方法》に掲げる償却の方法又は四の4《リース賃貸資産の償却の方法の特例》に掲げる旧リース期間定額法を採用しているもの</p>	<p>次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <table border="1" data-bbox="543 194 1259 1156"> <tr> <td data-bbox="543 194 626 534">(イ)</td><td data-bbox="626 194 873 534">一の2《減価償却資産の範囲》の表の①から⑦までに掲げる減価償却資産(坑道並びに(二)に掲げる国外リース資産及び(ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)</td><td data-bbox="873 194 1259 534">その取得価額(減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいい、八の3の(10)《耐用年数短縮の承認を受けた場合の取得価額》の適用がある場合には同(10)の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下4において同じ。)の$\frac{95}{100}$に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 534 626 690">(ロ)</td><td data-bbox="626 534 873 690">坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)</td><td data-bbox="873 534 1259 690">その取得価額に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 690 626 845">(ハ)</td><td data-bbox="626 690 873 845">一の2の表の⑨に掲げる生物((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)</td><td data-bbox="873 690 1259 845">その取得価額から当該生物に係る九の2《残存価額》に掲げる残存価額を控除した金額に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 845 626 942">(ニ)</td><td data-bbox="626 845 873 942">四の1の①の表の△に掲げる国外リース資産</td><td data-bbox="873 845 1259 942">その取得価額から当該減価償却資産に係る同①の(1)の表の(四)に掲げる見積残存価額を控除した金額に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 942 626 1156">(ホ)</td><td data-bbox="626 942 873 1156">四の4《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の適用を受けているリース賃貸資産</td><td data-bbox="873 942 1259 1156">その取得価額から当該リース賃貸資産に係る同4の(1)《改定取得価額及び改定リース期間の意義》の表の(一)に掲げる残価保証額(当該残価保証額が零である場合には、1円)を控除した金額に相当する金額</td></tr> </table>	(イ)	一の2《減価償却資産の範囲》の表の①から⑦までに掲げる減価償却資産(坑道並びに(二)に掲げる国外リース資産及び(ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額(減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいい、八の3の(10)《耐用年数短縮の承認を受けた場合の取得価額》の適用がある場合には同(10)の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下4において同じ。)の $\frac{95}{100}$ に相当する金額	(ロ)	坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額に相当する金額	(ハ)	一の2の表の⑨に掲げる生物((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額から当該生物に係る九の2《残存価額》に掲げる残存価額を控除した金額に相当する金額	(ニ)	四の1の①の表の△に掲げる国外リース資産	その取得価額から当該減価償却資産に係る同①の(1)の表の(四)に掲げる見積残存価額を控除した金額に相当する金額	(ホ)	四の4《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の適用を受けているリース賃貸資産	その取得価額から当該リース賃貸資産に係る同4の(1)《改定取得価額及び改定リース期間の意義》の表の(一)に掲げる残価保証額(当該残価保証額が零である場合には、1円)を控除した金額に相当する金額
(イ)	一の2《減価償却資産の範囲》の表の①から⑦までに掲げる減価償却資産(坑道並びに(二)に掲げる国外リース資産及び(ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額(減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいい、八の3の(10)《耐用年数短縮の承認を受けた場合の取得価額》の適用がある場合には同(10)の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下4において同じ。)の $\frac{95}{100}$ に相当する金額														
(ロ)	坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額に相当する金額														
(ハ)	一の2の表の⑨に掲げる生物((ホ)に掲げるリース賃貸資産を除く。)	その取得価額から当該生物に係る九の2《残存価額》に掲げる残存価額を控除した金額に相当する金額														
(ニ)	四の1の①の表の△に掲げる国外リース資産	その取得価額から当該減価償却資産に係る同①の(1)の表の(四)に掲げる見積残存価額を控除した金額に相当する金額														
(ホ)	四の4《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の適用を受けているリース賃貸資産	その取得価額から当該リース賃貸資産に係る同4の(1)《改定取得価額及び改定リース期間の意義》の表の(一)に掲げる残価保証額(当該残価保証額が零である場合には、1円)を控除した金額に相当する金額														
<p>ロ</p> <p>平成19年4月1日以後に取得をされたもの(右欄の(ハ)に掲げる減価償却資産にあっては、当該減価償却資産についての四の1の②の(2)《用語の意義》の表の(五)に掲げる所有権移転外リース取引に係る契約が平成20年4月1日以後に締結されたもの)で、そのるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法又は四の2《減価償却資産の特別な償却の方法》に掲げる償却の方法を採用しているもの</p>	<p>次の表の左欄に掲げる資産の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額</p> <table border="1" data-bbox="543 1234 1259 1603"> <tr> <td data-bbox="543 1234 626 1389">(イ)</td><td data-bbox="626 1234 873 1389">一の2の表の①から⑦まで及び⑨に掲げる減価償却資産(坑道及び(ハ)に掲げるリース資産を除く。)</td><td data-bbox="873 1234 1259 1389">その取得価額から1円を控除した金額に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 1389 626 1487">(ロ)</td><td data-bbox="626 1389 873 1487">坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産</td><td data-bbox="873 1389 1259 1487">その取得価額に相当する金額</td></tr> <tr> <td data-bbox="543 1487 626 1603">(ハ)</td><td data-bbox="626 1487 873 1603">四の1の②の表の△に掲げるリース資産</td><td data-bbox="873 1487 1259 1603">その取得価額から当該リース資産に係る同②の(2)《用語の意義》の表の(六)に掲げる残価保証額を控除した金額に相当する金額</td></tr> </table>	(イ)	一の2の表の①から⑦まで及び⑨に掲げる減価償却資産(坑道及び(ハ)に掲げるリース資産を除く。)	その取得価額から1円を控除した金額に相当する金額	(ロ)	坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産	その取得価額に相当する金額	(ハ)	四の1の②の表の△に掲げるリース資産	その取得価額から当該リース資産に係る同②の(2)《用語の意義》の表の(六)に掲げる残価保証額を控除した金額に相当する金額						
(イ)	一の2の表の①から⑦まで及び⑨に掲げる減価償却資産(坑道及び(ハ)に掲げるリース資産を除く。)	その取得価額から1円を控除した金額に相当する金額														
(ロ)	坑道及び一の2の表の⑧に掲げる無形固定資産	その取得価額に相当する金額														
(ハ)	四の1の②の表の△に掲げるリース資産	その取得価額から当該リース資産に係る同②の(2)《用語の意義》の表の(六)に掲げる残価保証額を控除した金額に相当する金額														

(償却可能限度額に達した後の償却限度額)

(1) 内国法人がその有する①の表のイの右欄の(イ)又は(ハ)に掲げる減価償却資産(そのるべき償却の方法として同イの表の左欄に掲げる償却の方法を採用しているものに限る。)につき当該事業年度の前事業年度までの各事業年度において了償却の額の累積額が当該資産の同(イ)又は(ハ)に掲げる金額に達している場合には、当該資産について

は、1 《各事業年度の償却限度額》、3 《増加償却の特例》及び①にかかわらず、当該資産の取得価額から①の表のイの右欄の(イ)又は(ハ)に掲げる金額及び1円を控除した金額を60で除し、これに当該事業年度以後の各事業年度の月数を乗じて計算した金額 (当該計算した金額と当該各事業年度の前事業年度までにした償却の額の累積額との合計額が当該資産の取得価額から1円を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額) をもって当該各事業年度の償却限度額とみなす。(法31⑥、令61②)

(月数の計算)

(2) (1)の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(法31⑥、令61③)

(償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)

(3) 法人が(1)の適用を受けた減価償却資産について資本的支出をし、六の6の②の(1)《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の取得価額への合算の特例》を適用した場合において、当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が、当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額を超えるときは、(1)の適用ではなく、当該減価償却資産について採用している償却方法により減価償却を行うことに留意する。(基通7-4-8)

注 (1)を適用する場合には、当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額が基礎となる。

(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)

(4) (1)の適用において、合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下(4)において同じ。)の当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達している減価償却資産には、適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下(4)において同じ。)により当該事業年度に移転を受けた減価償却資産のうち被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達しているものが含まれるものとする。(基通7-4-9)

注 適格合併等の日の属する事業年度の償却限度額の計算において乗ずることとなる月数は、合併法人等が適格合併等により移転を受けた減価償却資産を事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数によることに留意する。

② 堅牢な建物等の償却限度額の特例

内国法人がその有する次の表に掲げる減価償却資産(①の表のイの適用を受けるものに限る。)につき当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額(減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいう。以下②において同じ。)の $\frac{95}{100}$ に相当する金額に達している場合において、その内国法人が当該事業年度開始の日から当該資産が使用不能となるものと認められる日までの期間(以下②において「残存使用可能期間」という。)につき納税地の所轄税務署長の認定を受けたときは、当該資産については、1 《各事業年度の償却限度額》、3 《増加償却の特例》及び①による償却限度額の特例にかかわらず、当該資産の取得価額の $\frac{5}{100}$ に相当する金額から1円を控除した金額をその認定を受けた残存使用可能期間の月数で除し、これに当該事業年度以後の各事業年度に属する当該残存使用可能期間の月数を乗じて計算した金額をもって当該各事業年度の償却限度額とみなす。(令61の2①)

(イ)	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の建物
(ロ)	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造又は土造の構築物又は装置

(月数の計算)

(1) ②の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。(令61の2②)

(残存使用期間の認定申請書の提出)

(2) ②の認定を受けようとする内国法人は、②の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該認定に係る残存使用可能期間の算定の基礎となるべき事項を記載した書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(令61の2③、規21)

(一)	申請をする内国法人の名称及び納税地並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人)の氏名
(二)	特例の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所

第三章 第一節 第六款 **十・十一**《減価償却に関する明細書の添付》

(三)	特例の適用を受けようとする減価償却資産を取得した日及びその取得価額 (減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいう。以下(2)において同じ。)
(四)	当該減価償却資産の①に掲げる償却の額の①に掲げる累積額がその資産の取得価額の $\frac{95}{100}$ に相当する金額に達することとなった日の属する事業年度終了の日及び同日におけるその資産の帳簿価額
(五)	認定を受けようとする②に掲げる残存使用可能期間
(六)	その他参考となるべき事項

(残存使用可能期間の認定)

(3) 税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る減価償却資産の残存使用可能期間を認定するものとする。(令61の2④)

(残存使用可能期間の変更)

(4) 税務署長は、②の認定をした後、その認定に係る残存使用可能期間によりその減価償却資産の償却限度額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その残存使用可能期間を変更することができる。(令61の2⑤)

(残存使用可能期間の認定又は変更の通知)

(5) 税務署長は、(3)又は(4)の処分をするときは、その認定に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。(令61の2⑥)

(残存使用可能期間の変更による処分の効力)

(6) (4)の処分があった場合には、その処分のあった日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。(令61の2⑦)

(堅牢な建物等の改良後の減価償却)

(7) 法人が②による償却をしている減価償却資産について資本的支出をし、**六の6の②の(1)**《平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の取得価額への合算の特例》を適用した場合には、その後の償却限度額の計算は、次による。(基通7-4-10)

(一) 当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額以下となるときは、当該帳簿価額を基礎とし、新たにその時から使用不能となると認められる日までの期間を基礎とし適正に見積った月数により計算する。

(二) 当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額を超えるときは、5%相当額に達するまでは法定耐用年数によりその償却限度額を計算し、5%相当額に達したときは、改めて②により税務署長の認定を受け、当該認定を受けた月数により計算することができる。

十一 減価償却に関する明細書の添付

1 債却明細書

内国法人は、各事業年度終了の時においてその有する減価償却資産につき償却費として損金経理をした金額【**三の1の(2)**《償却費として損金経理をした金額に含まれるリース取引に係る賃借料》により償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額を除く。】がある場合には、当該資産の当該事業年度の償却限度額その他償却費の計算に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。(法31⑥、令63①)

注 1は平成23年12月改正により改正されており、改正規定は、平成23年12月2日から適用され、平成23年12月1日以前の適用については、1中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書)」とする。(平23.12改令附1)

(償却明細書の書式)

(1) 1に掲げる償却明細書の書式は、申告書別表十六(一)から同別表十六(五)までによらなければならない。(規34②本文)

なお、各償却明細書の書式の用途は、次のとおりである。(規別表十六)

申告書別表十六(一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
申告書別表十六(二)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
申告書別表十六(三)	旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
申告書別表十六(四)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
申告書別表十六(五)	取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

(減価償却に関する明細書)

(2) **1**の適用において、**1**に掲げる「**三の1の(2)**により償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額」に該当するものであっても、例えば、リース期間におけるリース料の額が均等でないため、当該事業年度において償却費として損金経理をした金額とされた賃借料の額と当該事業年度のリース資産に係る償却限度額とが異なることとなるものについては、減価償却に関する明細書を用いるなどして償却超過額又は償却不足額の計算をすることに留意する。(基通7-6の2-16)

注 (2)は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係る第一款の六の(2)《リース取引の意義》に掲げるリース取引について適用する。(平19課法2-17 第1 三十五 経過的取扱い)

2 償却明細書に代わる合計表

内国法人は、**1**に掲げる償却明細書に記載された金額を**1の2**《減価償却資産の範囲》の表の①から⑨までに掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとの合計額を記載した書類《合計表》を当該事業年度の確定申告書等に添付したときは、**1**に掲げる償却明細書を保存している場合に限り、その償却明細書の添付を要しないものとする。(法31⑥、令63②)

(保存する償却明細書の書式)

内国法人が**2**に掲げる合計表を添付する場合には、保存する償却明細書については、申告書別表十六(一)から同別表十六(五)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(同表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。(規34②ただし書)

十二 除却損失等

1 除却損失等の損金算入

① 取り壊した建物等の帳簿価額の損金算入

法人がその有する建物、構築物等でまだ使用に耐え得るものを取り壊し新たにこれに代わる建物、構築物等を取得した場合(六の1の(8)《土地とともに取得した建物等の取壊し費等》に該当する場合を除く。)には、その取り壊した資産の取壊し直前の帳簿価額(取り壊した時における廃材等の見積額を除く。)は、その取り壊した日の属する事業年度の損金の額に算入する。(基通7-7-1)

(資産につき除却等があった場合の引当金等の取崩し)

圧縮記帳による圧縮額を積立金として経理している資産につき除却、廃棄、減失又は譲渡(以下「除却等」という。)があった場合には、当該積立金の額(当該資産の一部につき除却等があった場合には、その除却等があった部分に係る金額)を取り崩してその除却等のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。(基通10-1-2)

注 当該譲渡には、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配による資産の移転は含まれないのであるから留意する。

② 有姿除却

(有姿除却)

(1) 次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解撤、破碎、廃棄等（以下「解撤等」という。）をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。（基通7-7-2）

(一) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産

(二) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

注 除却損として損金算入することができる金額は、その除却の対象となった資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額に相当する金額に限られるのであるから、既に解撤等に着手している場合を除き、その解撤等に要する費用の額をあらかじめ見積もり、これを当該処分見込価額から控除して除却損の額を計算することはできない。（編者）

(ソフトウェアの除却)

(2) ソフトウェアにつき物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であっても、次に掲げるよう当該ソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、当該ソフトウェアの帳簿価額（処分見込価額がある場合には、これを控除した残額）を当該事実が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。（基通7-7-2の2）

(一) 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、当該ソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合

(二) 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内りん議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

2 総合償却資産の除却価額等

法人の有する総合償却資産の一部について除却、廃棄、滅失又は譲渡（以下「除却等」という。）があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額に関する取扱いは、次による。

(総合償却資産の除却価額)

(1) 法人の有する総合償却資産の一部について除却等があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、その除却等に係る個々の資産が含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額によるものとする。（基通7-7-3）

注 その除却等に係る個々の資産が特別償却、割増償却又は増加償却の規定の適用を受けたものであるときは、当該資産のこれらの償却に係る償却限度額に相当する金額についても、償却があったものとして未償却残額を計算することに留意する。

(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)

(2) 法人の有する総合償却資産の一部について除却等があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額につき、法人が継続してその除却等に係る個々の資産の個別耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額によっている場合には、これを認める。（基通7-7-4）

注1 その除却等に係る個々の資産が特別償却、割増償却又は増加償却の適用を受けたものであるときは、当該資産のこれらの償却に係る償却限度額に相当する金額についても、償却があったものとして未償却残額を計算することに留意する。

注2 個々の資産の個別耐用年数は、機械及び装置については「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる耐用年数により、構築物については巻末付録二の付表3.《鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る）の細目と個別耐用年数》又は同付表4.《電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る）の細目と個別耐用年数》に掲げる個別耐用年数による。ただし、その除却等に係る個々の資産がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる耐用年数とする。

なお、個々の資産の属する総合償却資産について耐用年数の短縮の承認を受けているものがある場合には、その承認を受けた耐用年数の算定の基礎となつた個々の資産の耐用年数とする。

(償却額の配賦がされている場合等の除却価額の計算の特例)

(3) 法人が各事業年度において計上した総合償却資産の償却費の額を、それに含まれる個々の資産に合理的基準に基づいて配賦している場合（（1）又は（2）の取扱いによっていた法人が当該事業年度において個々の資産に合理的基準

に基づいて配賦した場合を含む。) に、その帳簿価額を基礎として当該個々の資産の除却等による損益の計算をしているときには、これを認める。(基通 7-7-5)

注 総合償却資産の償却費の額を個々の資産につき総合耐用年数を基礎として計算される償却限度額に応じて配賦することは、合理的基準に基づく配賦に該当する。

3 個別償却資産の除却価額等

法人の有する個別減価償却資産の一部について除却、廃棄、滅失又は譲渡 (以下「除却等」という。) があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額に関する取扱いは、次による。

(個別償却資産の除却価額)

(1) 減価償却資産の種類、構造若しくは用途、細目又は耐用年数が同一であるため十の 1 の(1)《種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額》により一の償却計算単位として償却限度額を計算している 2 以上の減価償却資産について、その一部の資産の除却等があった場合におけるその除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、次の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ右欄による。(基通 7-7-6)

(一)	償却費の額が個々の資産に合理的に配賦されている場合	除却等があった資産の除却等の時の帳簿価額
(二)	償却費の額が個々の資産に配賦されていない場合	除却等があった資産につきその法定耐用年数を基礎として計算される除却等の時の未償却残額

注 個別償却資産については、その償却額を個々の資産に合理的に配賦すべきものであるが、工具、器具及び備品のようにその配賦が困難なものもあり、これらについて(二)の適用がある。

(取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額)

(2) 法人の有する少額の減価償却資産等 (取得価額が20万円未満の減価償却資産で二の 1 《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》及び二の 2 《一括償却資産の損金算入》の適用を受けなかったものをいう。以下(3)において同じ。) の一部について除却等があった場合において、その除却等をした資産の取得時期及び取得価額が明らかでないため(1)の(2)によることができないときは、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、1円による。(基通 7-7-7)

注 当該少額の減価償却資産等のうちその除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じくするもの (以下(2)において「少額多量保有資産」という。) の前事業年度終了の時 (以下(2)において「基準時」という。) における帳簿価額からその除却等に係る少額多量保有資産の(2)の取扱いによる帳簿価額を控除した残額が、次に掲げる算式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を当該事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(算式)

$$\frac{\text{当該前事業年度中に取得した少額多量保有資産の取得価額の合計額}}{\text{当該前事業年度中に取得した少額多量保有資産の数量}} \times \frac{\text{基準時における少額多量保有資産の数量}}{\text{のうち除却等の対象とならなかった数量}}$$

(除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額)

(3) 法人の有する少額の減価償却資産等が著しく多量であり、かつ、その相当部分が貸与されており、その貸与されているものの実在、除却等の状況を個別的に管理することができないため各事業年度において除却等をしたものの全部を確認することができない場合において、法人がその除却等の数量を過去における実績を基礎とする等合理的な方法により推定し、その数量につき、(2)により除却等による損益を計算しているときは、これを認める。(基通 7-7-8)

(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)

(4) 法人が、その取得価額が少額 (おおむね40万円未満) で個別管理が困難な工具又は器具及び備品について、例えば、種類、構造又は用途及び細目、事業年度並びに償却方法の区分 (以下(4)において「種類等の区分」という。) ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごとに一括して減価償却費の額の計算をするとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法により継続してその減価償却費の額及び除却価額の計算を行っている場合には、これを認める。(基通 7-7-9)

(追加償却資産に係る除却価額)

(5) **六の6の②の(3)** 《同一事業年度内に行われた複数の資本的支出の特例》の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産の一部に除却等があった場合には、当該除却等に係る追加償却資産を一の資産として、その除却等による損益を計算することに留意する。この場合において、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、同②の(6)《転用した追加償却資産に係る償却限度額等》の表の(一)又は(二)の取扱いに準じて計算した金額による。(基通7-7-10)

十三 劣化資産の経理

1 劣化資産

① 劣化資産の意義

劣化資産とは、生産設備の本体の一部を構成するものではないが、それと一体となって繰り返し使用される資産で、数量的に減耗し、又は質的に劣化するものをいう。(基通7-9-1)

注 次のものは、劣化資産に該当する。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 冷媒 | (6) か性ソーダ製造における水銀 |
| (2) 触媒 | (7) 鑄物製造における砂 |
| (3) 熱媒 | (8) 亜鉛鉄板製造における溶融鉛 |
| (4) 吸着材及び脱着材 | (9) アルミニューム電解用の陽極カーボン及び水晶石 |
| (5) 溶剤及び電解液 | (10) 発電用原子炉用の重水及び核燃料棒 |

② 少額な劣化資産の損金算入

一の設備に通常使用される劣化資産でその取得価額が少額(おおむね60万円未満)なものは、事業の用に供した都度損金の額に算入することができる。(基通7-9-5)

③ 棚卸資産とする劣化資産

劣化資産のうち製造工程において生産の流れに参加し、かつ、中間生産物の物理的又は化学的組成となるものについては、法人がこれを棚卸資産として経理している場合には、これを認める。(基通7-9-2)

注 ①《劣化資産の意義》の注の(5)又は(6)に掲げるものがこれに該当する。

2 劣化資産の減耗額の計算

① 劣化等により全量を一時に取り替える劣化資産

劣化資産 **【1の③《棚卸資産とする劣化資産》の棚卸資産とする劣化資産により棚卸資産として経理したもの】** 以下同じ。)のうち、主として質的に劣化する等のため、一の設備に使用されている数量の全部を一時に取り替えるものについては、次による。(基通7-9-3)

イ	事業の開始又は拡張のために取得したもの	その取得価額を資産に計上し、その取得価額から取替えの時における処分見込価額を控除した金額を、その投入の時から取替えの時までの期間を基礎として定額法又は生産高比例法に準じて償却する。
ロ	一の設備に使用されている数量の全部を取り替えた場合	その取り替えたものの取得価額を資産に計上して、イにより償却し、その取り除いたものの帳簿価額からその取替えの時における処分見込価額を控除した金額を損金の額に算入する。
ハ	劣化等による減耗分の補充をした場合	その補充のために要した金額を支出の都度損金の額に算入する。

② 全量を一時に取り替えないで随時補充する劣化資産

劣化資産のうち、主として数量的に減耗し、その減耗分を補充することにより長期間にわたりおおむね同様な状態において事業の用に供することができるものについて、法人が次の表のイからニまでのいずれかの方法により継続して経理しているときは、これを認める。(基通7-9-4)

第三章 第一節 第六款 **十三** 《劣化資産の経理》

イ	事業の開始又は拡張のために取得したものの取得価額を資産に計上し、その資産の減耗分の補充のために要した金額をその支出の都度損金の額に算入する方法
ロ	事業の開始又は拡張のために取得したものの取得価額を資産に計上し、その取得価額の50%相当額に達するまで減耗率により計算した償却額を各事業年度の損金の額に算入するとともに、その資産の減耗分の補充のために要した金額をその支出の都度損金の額に算入する方法
ハ	事業の開始又は拡張のために取得したものの取得価額を資産に計上し、その資産の減耗分の補充をしたときは、その補充のために要した金額を資産に計上するとともに、その資産の帳簿価額のうち減耗分に対応する金額を損金の額に算入する方法
ニ	各事業年度終了の時において有する劣化資産を棚卸資産の評価方法に準じて評価する方法